

# 令和 6 年度 全国厚生労働関係部局長会議 資料

(社会・援護局 (社会)) 令和 7 年 1 月

# 目 次

1	生活困窮者自立支援制度・生活保護制度の見直し等について	3 p
2	地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制及び民生委員・児童委員の選任要件について	8 p
3	生活保護制度について	18 p
4	生活困窮者自立支援制度の推進等について	24 p
5	自殺対策の推進について	41 p
6	困難な問題を抱える女性への支援の推進について	50 p
7	矯正施設退所者等の地域生活定着支援について	57 p
8	ひきこもり支援について	60 p
9	成年後見制度の利用促進について	66 p
10	福祉・介護人材確保対策について	69 p
11	社会福祉法人制度等について	82 p
12	社会福祉施設等の防災・減災対策等について	89 p
(参考)	社会・援護局の組織見直し(案)	94 p

# 1 生活困窮者自立支援制度・生活保護制度の見直し等について

## (1) 現状・課題

- 令和2年以降の新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、生活困窮に関する相談件数の増加や相談者層の複雑化・多様化が見られたとともに、今後の単身高齢者世帯の増加等による居住支援ニーズのますますの増加が見込まれる。
- こうした状況を受けて、「社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会」において両制度等の見直しについて議論を行い、令和4年12月には「中間まとめ」が、令和5年12月には「最終報告書」がとりまとめられた。
- これらを踏まえ、令和6年4月に、居住支援の強化、生活保護世帯のこどもへの支援の充実、支援関係機関の連携強化等の措置を盛り込んだ、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第21号。困窮法等改正法）が成立した。順次、施行にご協力いただいております。引き続き、令和7年4月1日の本格施行に向けた準備が必要である。
- 令和6年6月には、「全世代型社会保障構築会議」や「住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会」における議論も踏まえ、要配慮者の安定的な住まいの確保を推進するための、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第43号。改正住宅セーフティネット法）が成立し、令和7年10月予定の施行に向けた準備が必要である。

## (2) 令和7年度の取組

- 困窮法等改正法について、令和7年4月1日以降円滑に施行されるよう、国から自治体や関係機関等に対して必要な情報提供等を行い、生活困窮者・生活保護受給者の支援の推進を図っていく。
- また、改正住宅セーフティネット法の施行（令和7年10月予定）に向けて、国土交通省と緊密に連携し、包括的な居住支援の強化に取り組んでいく。

## (3) 依頼・連絡事項

- 困窮法等改正法が円滑に施行されるよう、事務の詳細や関係機関との連携強化等について、今後発出する通知・事務連絡の内容を御了知の上、地域の実情に応じた取組をお願いしたい。
- あわせて、生活困窮者自立支援制度・生活保護制度における任意事業の実施を含めて、各予算事業等を活用した積極的な検討をお願いしたい。
- 福祉施策と住宅施策が連携した包括的な住まい支援体制の構築を進めていただくとともに、改正住宅セーフティネット法の施行に向け、居住サポート住宅の認定申請・審査の担当・窓口が決定していない場合は、住宅部局と福祉部局で連携しながら、速やかに検討・調整いただくようお願いしたい。

# 生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第21号）の概要

## 改正の趣旨

単身高齢者世帯の増加等を踏まえ、住宅確保が困難な者への安定的な居住の確保の支援や、生活保護世帯の子どもへの支援の充実等を通じて、生活困窮者等の自立の更なる促進を図るため、①居住支援の強化のための措置、②子どもの貧困への対応のための措置、③支援関係機関の連携強化等の措置を講ずる。

## 改正の概要

### 1. 居住支援の強化のための措置【生活困窮者自立支援法、生活保護法、社会福祉法】

- ① 住宅確保が困難な者への自治体による居住に関する相談支援等を明確化し、入居時から入居中、そして退居時までの一貫した居住支援を強化する。（生活困窮者自立相談支援事業、重層的支援体制整備事業）
- ② 見守り等の支援の実施を自治体の努力義務とするなど、地域居住支援事業等の強化を図り、地域での安定した生活を支援する。
- ③ 家賃が低廉な住宅等への転居により安定した生活環境が実現するよう、生活困窮者住居確保給付金の支給対象者の範囲を拡大する。
- ④ 無料低額宿泊所に係る事前届出の実効性を確保する方策として、無届の疑いがある施設に係る市町村から都道府県への通知の努力義務の規定を設けるとともに、届出義務違反への罰則を設ける。

### 2. 子どもの貧困への対応のための措置【生活保護法】

- ① 生活保護世帯の子ども及び保護者に対し、訪問等により学習・生活環境の改善、奨学金の活用等に関する情報提供や助言を行うための事業を法定化し、生活保護世帯の子どもの将来的な自立に向け、早期から支援につながる仕組みを整備する。
- ② 生活保護世帯の子どもが高等学校等を卒業後、就職して自立する場合に、新生活の立ち上げ費用に充てるための一時金を支給することとし、生活基盤の確立に向けた自立支援を図る。

### 3. 支援関係機関の連携強化等の措置【生活困窮者自立支援法、生活保護法】

- ① 就労準備支援、家計改善支援の全国的な実施を強化する観点から、生活困窮者への家計改善支援事業についての国庫補助率の引上げ、生活保護受給者向け事業の法定化等を行う。
- ② 生活困窮者に就労準備支援・家計改善支援・居住支援を行う事業について、新たに生活保護受給者も利用できる仕組みを創設し、両制度の連携を強化する。
- ③ 多様で複雑な課題を有するケースへの対応力強化のため、関係機関間で情報交換や支援体制の検討を行う会議体の設置（※）を図る。  
※ 生活困窮者向けの支援会議の設置の努力義務化や、生活保護受給者の支援に関する会議体の設置規定の創設など
- ④ 医療扶助や健康管理支援事業について、都道府県が広域的観点からデータ分析等を行い、市町村への情報提供を行う仕組み（努力義務）を創設し、医療扶助の適正化や健康管理支援事業の効果的な実施等を促進する。等

## 施行期日

令和7年4月1日（ただし、2②は公布日（※）、2①は令和6年10月1日）※2②は令和6年1月1日から遡及適用する。

# 改正生活困窮者自立支援法等のポイント①

## 居住支援の強化

- 生活困窮者自立支援制度において、単身高齢者等で賃貸住宅の契約が難しいといった課題を抱えた生活困窮者への居住支援を強化するため、自立相談支援事業の機能として法律上に、「居住の支援」と明記し、**自立相談支援事業で住まい・入居後の生活支援の相談に対応することを明確化**。あわせて、生活困窮者自立支援制度の各事業を行うにあたり、居住支援法人との連携を努力義務化。
- 賃貸住宅に入れない高齢者等も想定した居住支援の強化が求められる中、地域居住支援事業の役割がますます重要となることから、**一時生活支援事業について、「一時的な居所の確保の支援」と「地域で安定的に居住を継続していくための支援」の両輪で進めていくべきものであることを明確化するため、その名称を居住支援事業に改称。同事業に含まれるシェルター事業・地域居住支援事業について、地域の実情に応じて必要と認める事業の実施を努力義務化**。
- 家賃が低廉な住宅への転居により家計の改善を図るとともに、安定した住まいの確保を実現するため、**住居確保給付金を拡充し、家賃の低廉な住宅への転居のための費用を補助**。

## 支援会議・調整会議の設置

- 生活困窮者自立支援制度において、深刻な困窮状態にある世帯など支援を必要とする者の早期把握や、必要な支援へのつなぎを可能とするほか、幅広い関係機関や専門家が支援の方針について議論することで、支援の質の向上につなげるため、**支援会議について、全ての自治体での設置を目指し、その設置を自治体の努力義務化**。
- 生活保護制度において、**多様で複雑な課題を抱える被保護者**に対する支援を念頭に、福祉事務所と関係機関との連携強化を図るため、**関係機関間で、互いの取組に関する情報交換や、個々の被保護者の支援方針・体制に関する検討**を行う取組（調整会議）を**法定化**。
- あわせて、**類似の目的を有する会議体**（生活困窮者自立支援法に基づく支援会議、生活保護法に基づく調整会議、社会福祉法に基づく支援会議）の**相互連携について努力義務化**。

# 改正生活困窮者自立支援法等のポイント②

## 就労準備支援事業・家計改善支援事業の全国的な実施の推進と質の向上等

- 生活困窮者自立支援制度において、就労準備支援事業、家計改善支援事業の全国的な実施を強化する観点から、家計改善支援事業についての国庫補助率を引上げ（原則2分の1→3分の2）。自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業の3事業を一体的に行う体制を確保し、効果的・効率的に実施することを原則化。

## 被保護者に対する居住支援・就労準備支援等の強化

- 生活困窮者自立支援制度と同様、**生活保護制度**においても、賃貸住宅の契約等に課題を抱えた被保護者への居住支援を強化するため、「地域居住支援事業」を法定化。併せて、就労準備支援事業、家計改善支援事業も法定化。
- 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度をまたいだ支援の継続性・一貫性を確保するため、生活困窮者自立支援制度の就労準備支援事業・家計改善支援事業・地域居住支援事業について、各自治体の状況に応じ、被保護者を支援対象とすることも可能とする仕組みを創設。
- 無料低額宿泊所について、「事前届出」の実効性を確保するため、無届疑いの施設を発見した自治体から施設管轄自治体への通知に係る規定（努力義務）や、届出義務違反に対する罰則規定を新設。

## 医療扶助・健康管理支援事業に関する市町村支援の枠組み

- 医療扶助・健康管理支援事業に関し、**都道府県**において、広域的な観点からデータ分析や取組目標の設定・評価を行うとともに、市町村に対し必要な支援を行う枠組みを法定化（努力義務）。

## 1. 大家が賃貸住宅を提供しやすく、要配慮者が円滑に入居できる市場環境の整備

【住宅セーフティネット法、高齢者住まい法、住宅金融支援機構法】

### ○ 終身建物賃貸借(※)の利用促進

※ 賃借人の死亡時まで更新がなく、死亡時に終了する(相続人に相続されない)賃貸借

- ・ 終身建物賃貸借の**認可手続を簡素化**(住宅ごとの認可から**事業者の認可へ**)

### ○ 居住支援法人による残置物処理の推進

- ・ 入居者死亡時の残置物処理を円滑に行うため、**居住支援法人の業務**に、入居者からの委託に基づく**残置物処理を追加**

### ○ 家賃債務保証業者の認定制度の創設

- ・ **要配慮者が利用しやすい家賃債務保証業者**(認定保証業者)を国土交通大臣が**認定**

⇒ (独)**住宅金融支援機構**の家賃債務保証**保険**による要配慮者への**保証リスクの低減**

### ○ 居住サポート住宅による大家の不安軽減(2. 参照)

## 2. 居住支援法人等が入居中サポートを行う賃貸住宅の供給促進

【住宅セーフティネット法】

### ○ 居住サポート住宅(※)の認定制度の創設

※法律上は「居住安定援助賃貸住宅」

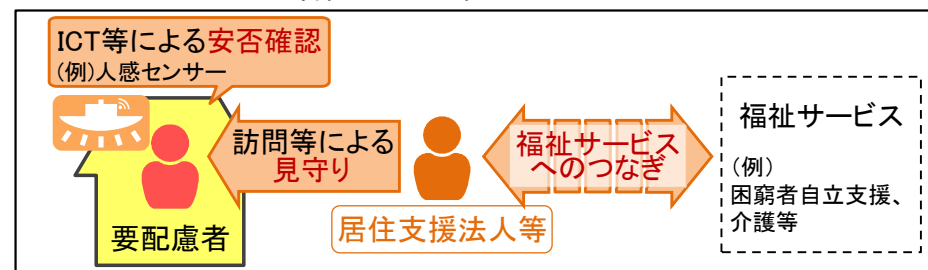
- ・ **居住支援法人等が、要配慮者のニーズに応じて、安否確認、見守り、適切な福祉サービスへのつなぎ**を行う住宅(**居住サポート住宅**)の供給を促進(**市区町村長(福祉事務所設置)等が認定**)

⇒ 生活保護受給者が入居する場合、**住宅扶助費(家賃)について代理納付(※)を原則化**

※生活保護受給者は住宅扶助費を一旦受け取った後に賃貸人に支払うが、特例として保護の実施機関が賃貸人に直接支払う

⇒ 入居する要配慮者は**認定保証業者**(1.参照)が**家賃債務保証を原則引受け**

<居住サポート住宅のイメージ>



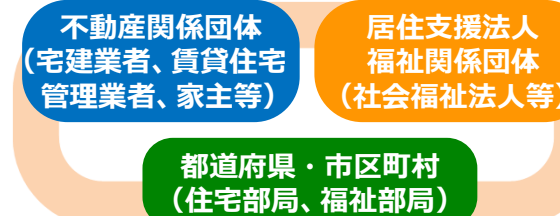
## 3. 住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化

【住宅セーフティネット法】

### ○ 国土交通大臣及び厚生労働大臣が共同で基本方針を策定

- **市区町村**による**居住支援協議会(※)**設置を**促進**(努力義務化)し、住まいに関する**相談窓口**から入居前・入居中・退居時の支援まで、住宅と福祉の関係者が連携した**地域における総合的・包括的な居住支援体制**の整備を推進

※地方公共団体の住宅部局・福祉部局、居住支援法人、不動産関係団体、福祉関係団体等を構成員とした会議体



## 2 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制及び民生委員・児童委員の選任要件について

### (1) 現状

- 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）附則第2条においては、施行後5年後を目途として施行状況について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされている。
- このため、地域共生社会の実現に向け、改めてその概念を整理するとともに、包括的な支援体制の整備、重層的支援体制整備事業等の今後の方向性や、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応や総合的な権利擁護支援策の充実等について、検討することを目的として、**令和6年6月から「地域共生社会の在り方検討会議」を実施**している。（令和6年12月末時点で第7回まで終了しており、6年度末までに中間的な論点整理を、7年夏を目途に取りまとめを行う予定。）
- 同検討会議では、包括的な支援体制の整備及び重層的支援体制整備事業の在り方について、その運用状況等を踏まえ、以下の論点が提示されている。
  - ・ 包括的な支援体制の整備が基本で、重層的支援体制整備事業は手段という枠組みとしている中で、重層的支援体制整備事業を実施する市町村が大幅に増加している現状について、どう考えるか。
  - ・ 包括的な支援体制の構築や重層的支援体制整備事業の開始にあたって、必ずしも、組織的な検討を経ていない場合や、地域資源やニーズを把握する等のプロセスを経ていない場合がある現状について、どう考えるか。また、定期的なPDCAの実施について、どう考えるか。
  - ・ 多機関協働事業について、各相談支援機関に負担感がある中で、その役割を超えて運用されているケースがあることや、市町村によって運用方法にばらつきがある現状について、どう考えるか。

### (2) 連絡事項

- こうした運用状況等を踏まえ、次ページ以降に、「地域共生社会の実現－包括的な支援体制の整備－重層的支援体制整備事業」の関係性や、「重層的支援体制整備事業実施要綱」等に定める、同事業を実施するにあたってのプロセス、多機関協働事業の役割等を改めて示すので、
  - ・ すでに重層的支援体制整備事業を実施している市町村においては、同事業実施にあたってのプロセス等が適切であったかを確認し、必要に応じて事業の見直し等の検討を行うとともに、
  - ・ 同事業の実施を検討している市町村においては、各地域において、地域資源の分析等を行い、その状況や特性を把握するとともに、同事業を実施することで目指す方向性や取組内容について、多様な地域の関係者と十分な対話や合意形成を図った上で行うようお願いする。
- なお、地域共生社会（包括的な支援体制の整備）関連予算の、令和7年度予算案額は728億円であり、重層的支援体制整備事業の基準額の見直しを行う方針である。各事業の具体的な執行方針は追ってお示しする。



# 地域共生社会の在り方検討会議 概要

## ①設置の趣旨

- 地域共生社会の実現に向けた取組については、平成29年の社会福祉法改正により、市町村による包括的な支援体制の整備について努力義務規定が盛り込まれるとともに、令和2年の同法改正により、重層的支援体制整備事業が新設されたところ。
- 令和2年の改正法附則第2条において、施行後5年を目途として施行状況について検討を加えることとされており、地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開について、また、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応や、総合的な権利擁護支援策の充実等について、検討することを目的として開催する。

## ②主な検討事項

1. 「地域共生社会」の実現に向けた方策（地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開、重層的支援体制整備事業等に関する今後の方向性）
2. 地域共生社会における、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応及び多分野の連携・協働の在り方
3. 成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実

## ③構成員

朝比奈 ミカ	市川市よりそい支援事業がじゅまる+（多機関協働等） 市川市生活サポートセンターそら 総合センター長	上山 泰	新潟大学法学部法学科教授
尼野 千絵	特定非営利活動法人暮らしづくりネットワーク北芝 地域ささえあい推進室コーディネーター	菊池 馨実	早稲田大学理事・法学学術院教授
石田 路子	特定非営利活動法人高齢社会をよくする女性の会 副理事長	栗田 将行	社会福祉法人福岡市社会福祉協議会 地域福祉部事業開発課長
伊藤 徳馬	茅ヶ崎市こども育成部こども育成相談課こどもセンター 課長補佐	田中 明美	生駒市特命監
奥田 知志	特定非営利活動法人抱樸 理事長	中野 篤子	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 常任理事
勝部 麗子	社会福祉法人豊中市社会福祉協議会 事務局長	永田 祐	同志社大学社会学部社会福祉学科教授
加藤 恵	社会福祉法人半田市社会福祉協議会 半田市障がい者相談支援センター センター長	原田 正樹	日本福祉大学学長
鍋木 奈津子	上智大学総合人間科学部社会福祉学科准教授	松田 妙子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会 理事 特定非営利活動法人せたがや子育てネット代表
		(座長) 宮本 太郎	中央大学法学部教授

## ④今後のスケジュール（予定）

令和6年6月27日：第1回、7月29日：第2回、8月21日：第3回、9月30日：第4回、10月29日：第5回、11月26日：第6回、12月26日：第7回  
令和6年度末：中間的な論点整理 令和7年夏目途：取りまとめ（令和7年夏以降：関係審議会で議論）

# 本日も議論いただきたい事項

- 包括的な支援体制の整備や重層的支援体制整備事業の施行状況を踏まえた課題として、どのような点が考えられるか。また、課題に対して、どのような改善方法が考えられるか。

制度運用状況や検討会議におけるご意見等を踏まえ、特に、以下の点についてご議論いただきたい。

- ① （重層的支援体制整備事業を活用せず、）包括的な支援体制の整備を進めている市町村の取組について、どう考えるか。

※ 例えば、包括的な支援体制の整備が基本で、重層的支援体制整備事業は手段という枠組みとしている中で、重層的支援体制整備事業を実施する市町村が大幅に増加している現状について、どう考えるか。

- ② 包括的な支援体制の整備を推進するための方策について、どう考えるか。

※ 例えば、一部の市町村では整備に向けた検討が進んでいないことや、整備にあたってのノウハウ等を求める声が多い現状について、どう考えるか。  
また、市町村においては、相談支援の包括化を進めており、地域づくりまで進めることが難しいという現状について、どう考えるか。  
その他、福祉以外分野との連携・協働にあたっては、他分野との連携の必要性の認識不足が解消されない等の現状について、どう考えるか。

- ③ ②の方策を考える上で、都道府県の役割について、どう考えるか。

※ 例えば、現在の都道府県の支援は、市町村への情報提供が中心であり、具体的な支援まではあまり実施していない現状について、どう考えるか。  
また、都道府県が支援機関となる分野について、市町村等の支援機関との連携が進んでいない現状について、どう考えるか。

- ④ 重層的支援体制整備事業を実施する市町村が毎年度大幅に増加する中で、質の向上を図り、メリハリのある事業とし、持続可能な制度としていくための方策について、どう考えるか。

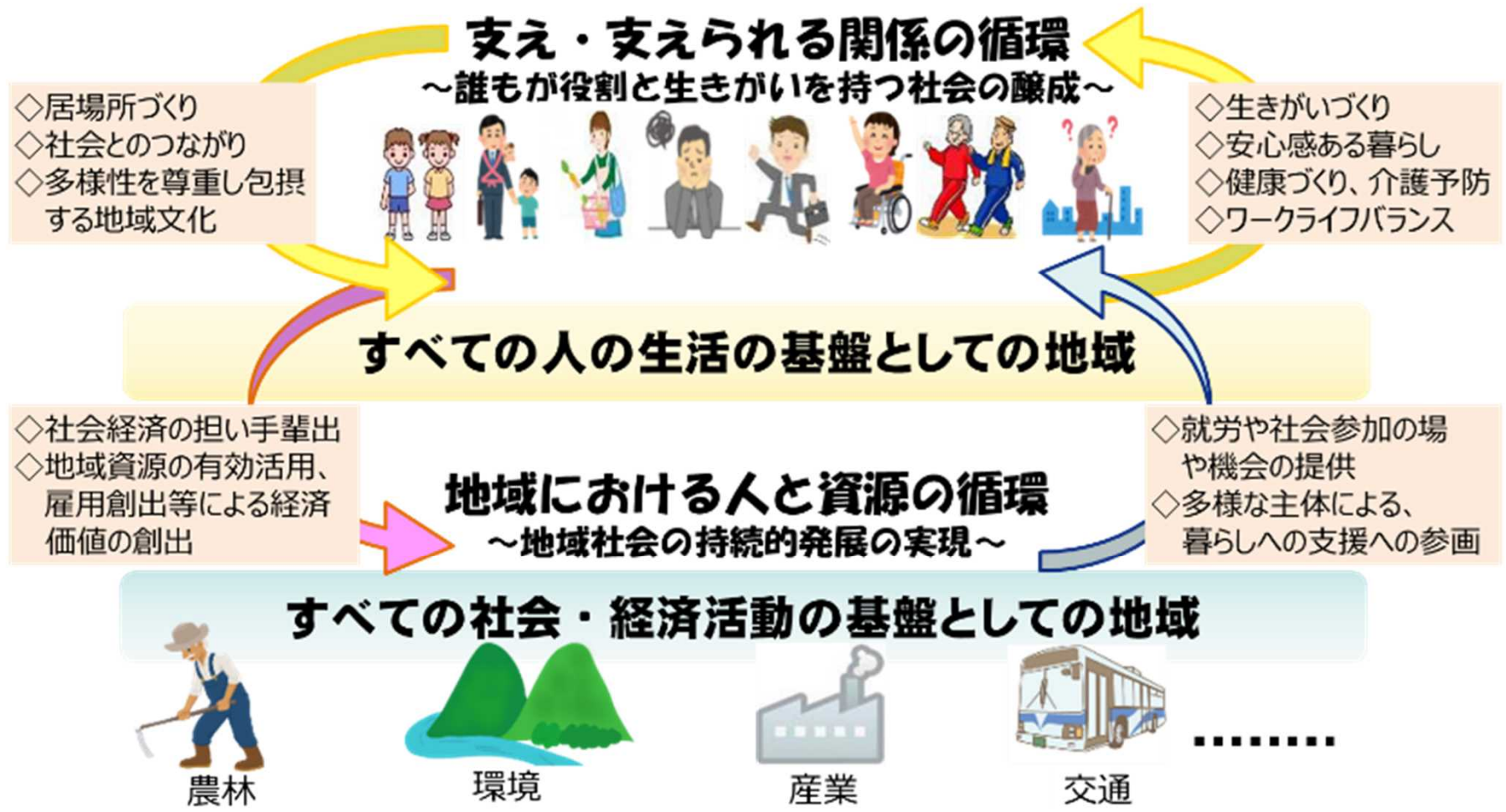
※ 例えば、

- ・ 包括的な支援体制の構築や重層的支援体制整備事業の開始にあたって、必ずしも、組織的な検討を経ていない場合や、地域資源やニーズを把握する等のプロセスを経ていない場合がある現状について、どう考えるか。また、定期的なPDCAの実施について、どう考えるか。
- ・ 多機関協働事業について、各相談支援機関に負担感がある中で、その役割を超えて運用されているケースがあることや、市町村によって運用方法にばらつきがある現状について、どう考えるか。
- ・ 多機関協働事業による体制構築が進んだ場合の対応として、既存の支援関係機関等が自ら調整して役割分担や支援方針を決定することとする方向性について、どう考えるか。

- ⑤ 包括的な支援体制の整備や重層的支援体制整備事業の実施にあたって、地域住民や多様な主体が参画し、地域の特性を踏まえた持続可能な取組としていくための方策について、どう考えるか。

# 地域共生社会の実現に向けて

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場といった、人々の生活領域における支え合いの基盤も弱まっている。</li> <li>○ 加えて、多くの地域では、社会経済の担い手も減少しており、地域社会そのものの存続も危ぶまれている。</li> </ul>
目指すべき社会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活における人と人とのつながりを再構築し、誰もが役割と生きがいを持ち、互いに支えたり、支えられたりする関係が循環する地域社会</li> <li>・ 社会・経済活動の基盤として、人と資源が循環し、地域での生活を構成する幅広い関係者による参加と協働により、持続的発展が期待できる地域社会</li> </ul> <p>の2つの視点からなる、「地域共生社会」の実現を目指す。</p>



# 地域共生社会の実現に向けた取組 (包括的な支援体制の整備、重層的支援体制整備事業)

## 地域共生社会の実現 (第4条第1項)

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

## 地域福祉の推進

(第4条第2項)

## 地域生活課題の把握、連携 による解決に向けた取り組み

(第4条第3項)

## 包括的な支援体制の整備

(第106条の3)

市町村に地域の特性を踏まえた、包括的な支援体制 (※) の整備に努めることを義務づけ

(※) 地域で支え合う関係性の構築や支援関係機関同士が有機的な連携を行うことができる環境整備等

## 重層的支援体制整備事業

(第106条の4)

包括的な支援体制の整備の手法の一つとして、市町村において相談支援、参加支援、地域づくりを一体的に実施する事業

(任意事業：全国346箇所)

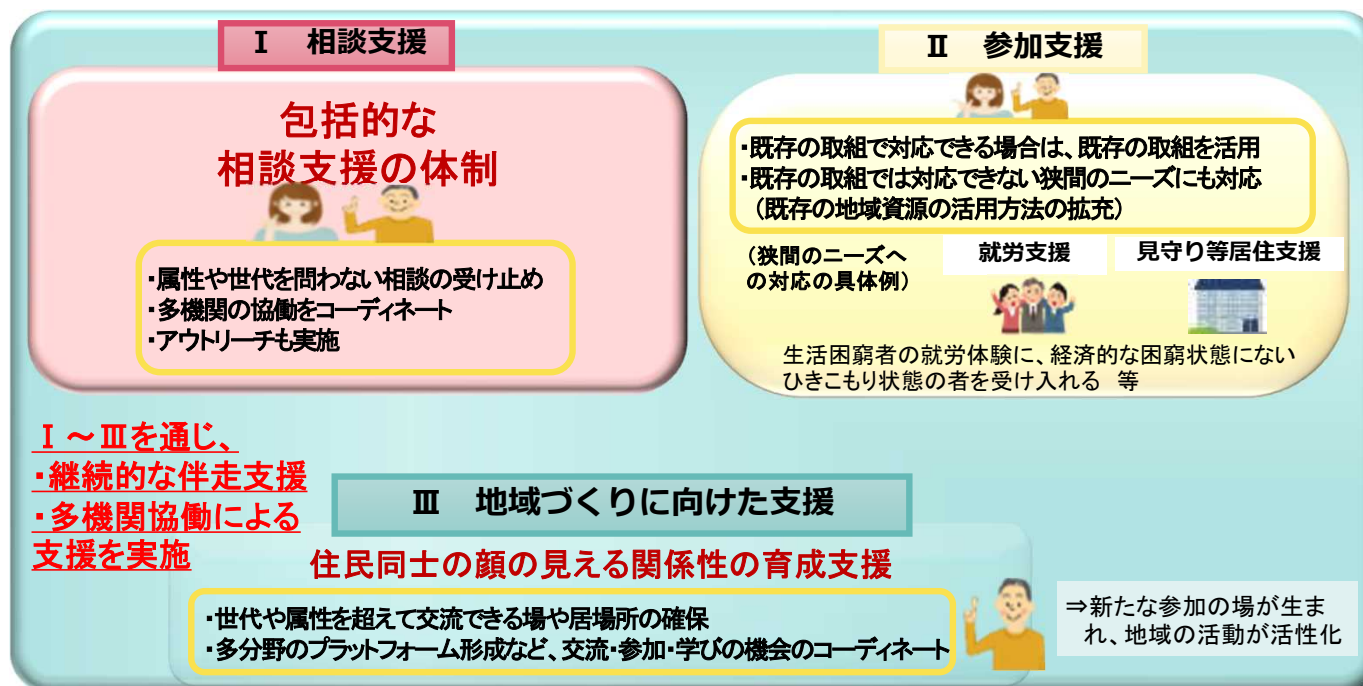
# 重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4)について

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では**狭間のニーズへの対応**などに課題がある。  
(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
- このため、市町村において属性を問わない**包括的な支援体制**を構築できるよう、令和3年度から**重層的支援体制整備事業**を実施。

## 事業概要

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施**。
- 希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須。
- 市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**。
- 実施自治体数・・・令和3年度 42市町村、令和4年度 134市町村、令和5年度 189市町村、令和6年度 346市町村(予定)

## 重層的支援体制整備事業の全体像



## 相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、**高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行**を行う。

### 現行の仕組み

高齢分野の  
相談・地域づくり

障害分野の  
相談・地域づくり

子ども分野の  
相談・地域づくり

生活困窮分野の  
相談・地域づくり

### 重層的支援体制

属性・世代を  
問わない  
相談・地域づくりの  
実施体制

# 重層的支援体制整備事業 実施にあたってのプロセス①（指針の規定）

- 指針において、重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、実施に向けての「プロセス」が重要であることを規定。
- あわせて、事業開始後も支援体制全体の状況把握や地域分析の上で、意見交換を継続し、見直しを図っていく重要性も規定。

## 社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針

### 二 包括的な支援体制の整備に向けた検討プロセス

重層的支援体制整備事業を実施する際には、市町村は、当該事業の下での体制整備の方針や、体制整備を進める際の具体的な工程等について、地域住民や支援関係機関と議論を行い、意識の共有を図ることが重要である。このため、庁内の関係部局と一層の連携を図るとともに、支援関係機関をはじめとする庁外の幅広い関係者とも議論を積み重ねること等が求められる。また、重層的支援体制整備事業開始後も支援体制全体の状況の把握や地域分析を随時実施し、それらをもとに支援関係機関等での議論や意見交換を継続し、より適切な支援体制の整備を目指して見直しを行っていくことも必要である。当該支援体制の見直しに当たっては、第五の三の重層的支援体制整備事業実施計画の見直しと併せて実施し、計画上で「見える化」を図ることも効果的である。

### 三 重層的支援体制整備事業実施計画

実施市町村は、法第百六条の五の規定に基づき、本指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、当該事業の提供体制に関する事項を定める重層的支援体制整備事業実施計画(法第百六条の五第一項に規定する重層的支援体制整備事業実施計画をいう。以下同じ。)を策定するよう努めることとされている。

重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、包括的な支援体制の整備に向けた各実施市町村の方針について、地域住民や支援関係機関と議論を行うプロセスに意義があることから、重層的支援体制整備事業実施計画の策定過程を通じ、地域住民が抱える課題を踏まえ、地域住民や支援関係機関と議論を行い、事業実施の理念や目指すべき方向性についての認識の共有を図ることが重要である。

また、重層的支援体制整備事業に対する補助は、既存事業に係る国及び都道府県の補助を交付金として一体で交付することとしているが、当該交付金を適切に執行するためにも、各分野の支援関係機関が事業実施に関して共通の認識を持った上で重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、当該計画に基づく事業実施を行い、評価・検証を行い、その結果を踏まえ必要な見直しを行うといったPDCAを実施することが重要である。

このように、重層的支援体制整備事業実施計画は、法律上は実施市町村の努力義務とされているが、本指針の内容及び策定ガイドラインの内容を十分踏まえ、策定を進めることが望ましい。

# 重層的支援体制整備事業 実施にあたってのプロセス②（通知の記載）

「重層的支援体制整備事業の実施について」  
（令和5年8月8日厚生労働省社会・援護局長ほか連名通知）より作成

○ 重層的支援体制整備事業実施要綱において、同事業の実施にあたっては、実施に向けての「プロセス」が重要であることを明示。

## 1. 重層的支援体制整備事業実施に係る心構え

- ・ 重層的支援体制整備事業においては、市町村内の各種施策に係る支援関係機関等が相互に連携し、本人や世帯に寄り添い、伴走支援する体制を構築していくことが重要。このためには、地域住民や支援関係機関等との間で意見交換や対話を繰り返し、目的意識を共有するといったプロセスが必要不可欠。他方、このプロセスを経ぬまま、重層事業に必要な形式的要件を具備することや、支援会議や重層的支援会議の設置を優先すると、関係者の負担感ばかりが増幅し、体制構築が進まず、実際にも以下のような事例が報告されている。
  - ・ 会議体を開催してはみたものの、その場限りの関係性にとどまってしまう、連携・協働の体制として発展していかない。
  - ・ 重層事業を構成するすべての取組の実施に至ったものの、各分野別個の支援に留まっており、支援ニーズを踏まえた新たな発想が生まれない。
- ・ 重層事業とは、既存の業務の総量を減らすための仕組みではなく、支援関係機関単独では対応が難しいケースに対し、各機関等が本来の機能を発揮し、また、住民主体の地域活動や地域における社会資源とも関わりながら、「チーム」として支援していく仕組みである。
- ・ 各市町村における重層事業の担当部署・担当者は、既存の支援の関係機関等を支援するいわゆる「支援者支援」の機能を担うべきであって、個別の対象者への支援や、地域活動を一手に担ってしまうことは、決して望ましくない。特に、いわゆる「支援困難ケース」の担当部署となり、担当者が孤立し疲弊するような状況になってしまうと、重層事業本来の意義が失われる結果となりかねないことに留意が必要。全ての市町村では、こうした点を十分に認識し、庁内における組織的な検討作業、庁外の関係者との関係性づくりのいずれにおいても、丁寧に合意形成を図ることを旨としてほしい。

## 2. 重層的支援体制整備事業実施に向けて必要なプロセス

### （1）なぜ「わがまち」に重層事業が必要なのかの理解

人口減少が進展し、行政のリソースも減少することが想定される中、将来の「わがまち」において複雑化・複合化した支援ニーズにアプローチしていくためにどのような支援体制や社会資源が求められるのか、検討を経た上で重層事業を実施することが重要。このためには、まずは「わがまち」の目指す将来を想像し、現状の地域活動や住民同士のつながりなども勘案した上で、重層事業を活用して包括的な支援体制を構築することの必要性について、庁内外で理解を得ておくことが必要である。

### （2）「重層的」な取組を行うことの合意

体制を構築するためには、まずは庁内外において、以下の観点から「重層的」な取組を行うことへの合意を得る必要があり、これを経ずに実施すると、重層事業により各分野や支援関係機関間の新たな「押し付け合い」が発生してしまうおそれがあることにご留意いただきたい。

- ・ 高齢・障害・子ども・生活困窮を始めとした各分野の支援の相互の重なり合いが重要であること
- ・ アウトリーチ、相談支援、参加支援といった一連の支援の相互の重なり合いが重要であること
- ・ 各福祉制度と、住民主体の地域活動等との相互の重なり合いが重要であること

### （3）事業のデザイン

重層事業は、（1）及び（2）のような観点を踏まえた上で、地域の実情に応じた事業設計を行うことが重要である。したがって、他地域の先進事例等を単純に取り入れるのではなく、以下のような観点から、市町村が主体的に事業を「デザイン」することが必要である。

- ・ 庁内の体制を分析した上で、個別支援において連携・協働していくためにどのような組織づくりが必要なのか
- ・ 「わがまち」の強みや、今後活かせるような社会資源等を把握した上で、それらを組み合わせることでのどのような取組が可能か

# 地域共生社会(包括的な支援体制の整備) 関連予算

令和7年度予算案  
728億円  
(令和6年度予算:555億円)

## 【重層的支援体制整備事業】 令和7年度予算案：718億円（令和6年度予算：543億円）

- 社会福祉法に基づき、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業の実施に要する費用の一部への交付を行う。

事業名	経費概要	実施主体	補助率
包括的相談支援事業	○ 以下の事業に必要な経費 ・地域包括支援センターの運営（介護分野） ・基幹相談支援センター等機能強化事業等（障害分野） ・利用者支援事業（子ども・子育て分野） ・生活困窮者自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業（生活困窮分野）	市町村	各法に基づく負担率・補助率
地域づくり事業	○ 以下の事業に必要な経費 ・地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業（介護分野） ・地域活動支援センター機能強化事業（障害分野） ・地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て分野） ・生活困窮者支援等のための地域づくり事業（生活困窮分野）	市町村	各法等に基づく負担率・補助率
多機関協働事業等	○ 多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業に必要な経費	市町村	国：1/2 都道府県：1/4 市町村：1/4

## 【包括的な支援体制の整備に向けた支援】 令和7年度予算案：9億円（令和6年度予算：12億円）

- 都道府県による市町村への後方支援に要する費用や、市町村が包括的な支援体制の整備のための手段として重層的支援体制整備事業への移行が適切かを判断することができるよう、多機関協働事業等に相当する事業の実施に要する費用の一部を補助等を行う。

事業名	経費概要	実施主体	補助率
重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業	○ 市町村における包括的な支援体制の構築を進めるために行う、都道府県による市町村への後方支援の取組に必要な経費	都道府県	国：3/4 都道府県：1/4
重層的支援体制整備事業への移行準備事業	○ 重層的支援体制整備事業への移行準備に必要な経費 ※改正社会福祉法の施行から一定期間が経過していること等を踏まえ、令和5年度以降に新規実施する自治体については、国庫補助の上限額を見直している。	市町村	国：3/4 市町村：1/4
重層的支援体制構築推進人材養成事業	○ 重層的支援体制整備事業の実施市町村、都道府県、本事業の従事者等を対象とした人材養成に必要な経費	国	(委託費)



# 民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会のとりまとめについて

## 1. 経緯

- 民生委員・児童委員(以下「民生委員」)に選任されるためには、その市町村の選挙権を有する者であることが要件の一つとなっているため、**その市町村の区域に3カ月以上住所を有する者であることが必要。**
- 令和5年の地方分権提案においてこの居住要件の緩和が提案され、これについて、令和5年12月の閣議決定の中で「令和6年度中に結論を得る」とされたことを踏まえ、「民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会」を令和6年6月から開催。
- 以下のような**具体的なケースについて、居住要件を緩和し、民生委員への選任を認めるかどうかを議論。**
  - (1) 現職の民生委員が任期途中でその市町村の外に転居したケース（任期の残期間のみ）
  - (2) 親の介護等で居住の実態があるケース
  - (3) 地域に根付いた在勤者のケース①（自営業等で労働時間に裁量があり、自治会など地縁組織に加入している）
  - (4) 地域に根付いた在勤者のケース②（集合住宅の管理人等であり、その集合住宅については実情をよく把握している）

## 2. 検討会等での主な意見

### <肯定的な意見>

- ・ 欠員状態を少しでも解消し、多様性を広げていく観点から、新しい担い手の力を、無理のない範囲で少しずつ取り入れていくことができないか。
- ・ 少なくとも(1)の任期途中の転居のケースは、一定の条件のもと、任期の残期間に限り継続することを認めることはできるのではないか。

### <慎重な意見>

- ・ 居住要件を大幅に緩和すると、同じ地域で生活する住民の一員としての視点から支援を行ってきた民生委員制度が変容してしまうのではないか。
- ・ 住民本位で考えた場合、一定の条件のもとで、(1)の任期の残期間に限り継続を認めるというのはあり得る。
- ・ その他のケースは、民生委員活動を十分に行えるか疑義があるため、居住要件の緩和は行うべきでない。

## 3. 議論の整理（今後の対応）

- 一定の条件（※）を満たす場合には、**現職の民生委員が他の市区町村に転出した後も、任期の残期間は引き続き民生委員として活動可能となるよう、令和7年中に通知を見直し**、地方公共団体や関係団体に周知。  
(※) 近隣地域に居住していること、本人に活動継続の意向がある、活動に支障が生じないこと等
- 地方公共団体や関係団体の意見を踏まえつつ、民生委員協力員の配置推進など民生委員の担い手確保策について引き続き検討。

## 3 生活保護制度について

### (1) 現状・課題

- 令和7年度以降の生活扶助基準については、社会経済情勢等を踏まえ必要な対応を行うこととしていた。
- 困窮法等改正法による生活保護法改正について、令和7年4月1日施行に向けた準備を進める必要。  
※詳細は「1 生活困窮者自立支援制度・生活保護制度の見直し等について」を参照
- 医療扶助のオンライン資格確認について、被保護者の利便性向上と医療機関・福祉事務所の業務効率化に向け、更なる推進が必要。
- 医療扶助の適正実施（頻回受診対策や多剤・重複投薬対策等）について、より効率的・効果的な対策を講じていく必要。
- いわゆる「貧困ビジネス」について、実態・原因の把握を進めるとともに、これを踏まえた対策を講じていく必要。  
【令和6年4月の困窮法等改正法 参議院厚生労働委員会 附帯決議】
- 生活保護システム標準化については、昨年3月末に標準仕様書2.0版を公表したところ。また、令和6年度内に2.1版を公表する予定。

### (2) 令和7年度の取組

- 生活扶助基準については、社会経済情勢等を総合的に勘案して、当面2年間（令和7～8年度）の臨時的・特例的な対応として、令和4年の生活保護基準部会の検証結果に基づく令和元年当時の消費実態の水準に世帯人員一人当たり月額1,500円を加算するとともに、加算を行ってもなお従前の基準から減額となる世帯について、従前の基準額を保障することとし、令和7年10月から実施する。ただし、入院患者・介護施設入所者については、食費・光熱費等が現物給付されている状況等を踏まえ、現行の加算の額（一人当たり月額1,000円）を維持
- 生活保護法改正の施行に向け、各改正項目について、3月に関係通知やガイドラインを発出予定。  
また、「医療扶助・健康管理支援事業に関する市町村支援」については、本年1～2月に都道府県職員向け研修も開催。
- 医療扶助のオンライン資格確認について、①福祉事務所における資格情報の登録の徹底、②医療機関におけるシステム改修の推進（令和6年度補正予算において約75億円を確保）、③被保護者の初回利用登録の促進、の3本柱で推進。
- 医療扶助の適正実施について、引き続き、取組を着実に実施。国において、課題整理や対応策の検討を進める方針。
- 生活保護法の改正に伴う機能要件の追加等、標準仕様書の改訂を検討し、令和7年1月末に標準仕様書【2.1版】を発出予定。

### 3 生活保護制度について

#### (3) 依頼・連絡事項

- 生活扶助基準については、令和7年10月施行となるため、生活保護事務処理システムの改修について、準備を進めていただきたい。
- 生活保護法改正について、以下のとおり対応・検討をお願いしたい。
  - 調整会議 : 構成機関に対する守秘義務の法定化により、被保護者に係る情報共有など連携強化を図ることが可能生活困窮者自立支援法に基づく支援会議等との合同開催など、効率的に運営いただくことも含め、今回の法定化を契機として、地域の関係機関との連携強化に向けて取り組んでいただきたい。
  - 居住支援等の強化 : 困窮者向け事業による被保護者の支援（一体実施）について、支援対象とする被保護者の考え方や支援に至る手続など、困窮者向け事業の所管部署と連携・協議いただきたい。
  - 市町村支援 : 全ての都道府県に、国のデータ分析ツールの活用、管内市町村への分析結果の共有をお願いしたい。市町村支援（研修、アドバイザー派遣等）の国庫補助を新設しており、積極的に活用いただきたい。（全ての都道府県で目標設定や市町村支援が進むよう、国としても検討・支援を実施していく。）
- 医療扶助のオンライン資格確認について、引き続き、福祉事務所における資格情報の登録を徹底するようお願いする。
- 医療扶助の適正実施について、引き続き、取組を着実に実施するようお願いする。  
特に、頻回受診対策（オンライン資格確認のログ活用、社会的居場所へのつなぎ等）や、多剤・重複投薬対策（薬局1カ所化、お薬手帳の活用等）について、積極的に検討いただきたい。
- 救護施設等について、令和6年10月に個別支援計画の策定を義務化。福祉事務所も、策定時の協議など連携をお願いする。  
救護施設等や日常生活支援住居施設の物価高騰対策として、施設の状況を確認の上、重点支援地方交付金の活用を検討いただきたい。
- いわゆる「貧困ビジネス」対策として、被保護者の自立を阻害する状況にある物件・施設を把握した際の対応（施設所管自治体への報告、管内自治体への情報共有、被保護者に対する転居支援等）について、引き続き、適切な対応をお願いする。
- 令和7年度末までの標準準拠システムへの移行に向けて、適合確認等の移行に向けた各プロセスへの取組みを引き続きお願いする。  
また、移行に向けての問題点等については、総務省の標準化PMOツールをご活用いただきたい。
- 地方からの提案を踏まえ、介護事業者と行政の負担を軽減するため、令和8年度から、介護保険法による手続（名称変更等の届出、指定取消し等）と、生活保護法による同種の手続について、連動させる方向で制度改正を行う方針。分権一括法での対応を検討中。  
詳細は追ってお示しするが、施行に当たっては介護部局と連携してご対応いただきたい。

# 令和7年度生活扶助基準の見直しの内容

## I 足下の社会経済情勢等を踏まえた当面の対応（令和7～8年度の2年間）

- 生活扶助基準については、一般低所得世帯の消費実態や社会経済情勢等を総合的に勘案して、必要に応じ改定を行っており、今回の見直しの対象期間においても、この考え方を基本とする。
- 前回の令和5～6年度の臨時的・特例的な対応の措置時（令和4年末）から一定期間が経過し、その間も物価・賃金などが上昇基調にあることを背景として消費が緩やかに増加していることも考慮し、社会経済情勢等を総合的に勘案して、当面2年間（令和7～8年度）の臨時的・特例的な措置を実施。
  - ① 令和4年の生活保護基準部会の検証結果に基づく令和元年当時の消費実態の水準に一人当たり月額1,500円を特例的に加算
    - ※ ただし、入院患者・介護施設入所者については、食費・光熱費等が現物給付されている状況等を踏まえ、現行の一人当たり月額1,000円の加算額を維持
  - ② ①の措置をしても従前の基準額から減額となる世帯については、従前の基準額を保障

## II 令和9年度以降の生活扶助基準の検討

- 令和9年度以降の生活扶助基準については、今後の社会経済情勢等の動向を見極めつつ、一般低所得世帯の消費実態との均衡を図る観点から必要な対応を行うため、令和9年度予算の編成過程において改めて検討。
  - その際、年齢階級・世帯人員・級地別の分析が可能な5年に一度の生活保護基準部会での定期検証について、1年前倒しでの実施を図り、その検証結果を適切に反映することとする。

施行時期 : 令和7年10月～

財政影響額 : +50億円程度（令和7年度は+20億円程度）

## 世帯類型ごとの生活扶助基準額

世帯類型	級地	令和4年 検証結果 反映後	令和5～6 年度基準	令和7～8 年度基準案
夫婦子1人世帯 (30代夫婦、 子3～5歳)	1級地1	148,560円	152,900円	<b>153,400円</b>
	2級地1	141,290円	144,290円	<b>145,790円</b>
	3級地2	130,910円	133,910円	<b>135,410円</b>
夫婦子2人世帯 (40代夫婦、 子中学生と 小学生)	1級地1	174,030円	181,200円	<b>181,760円</b>
	2級地1	165,260円	169,450円	<b>171,260円</b>
	3級地2	152,760円	156,760円	<b>158,760円</b>
高齢夫婦世帯 (65歳夫婦)	1級地1	118,900円	120,900円	<b>121,900円</b>
	2級地1	113,230円	115,230円	<b>116,230円</b>
	3級地2	105,160円	107,160円	<b>108,160円</b>
高齢単身世帯 (65歳)	1級地1	74,250円	76,880円	<b>76,880円</b>
	2級地1	70,990円	71,990円	<b>72,490円</b>
	3級地2	66,350円	67,350円	<b>67,850円</b>
高齢夫婦世帯 (75歳夫婦)	1級地1	107,470円	112,390円	<b>112,390円</b>
	2級地1	102,620円	105,260円	<b>105,620円</b>
	3級地2	95,680円	98,580円	<b>98,680円</b>
高齢単身世帯 (75歳)	1級地1	67,680円	71,900円	<b>71,900円</b>
	2級地1	64,890円	65,890円	<b>66,390円</b>
	3級地2	60,900円	61,900円	<b>62,400円</b>

世帯類型	級地	令和4年 検証結果 反映後	令和5～6 年度基準	令和7～8 年度基準案
母子世帯(子1人) (30代親、子小学 生)	1級地1	119,310円	122,200円	<b>122,700円</b>
	2級地1	113,610円	115,610円	<b>116,610円</b>
	3級地2	105,500円	107,500円	<b>108,500円</b>
母子世帯(子2人) (40代親、子中学生 と小学生)	1級地1	151,730円	155,260円	<b>156,260円</b>
	2級地1	144,230円	147,230円	<b>148,730円</b>
	3級地2	133,540円	136,540円	<b>138,040円</b>
若年単身世帯 (50代)	1級地1	74,720円	77,240円	<b>77,240円</b>
	2級地1	71,430円	72,430円	<b>72,930円</b>
	3級地2	66,740円	67,740円	<b>68,240円</b>

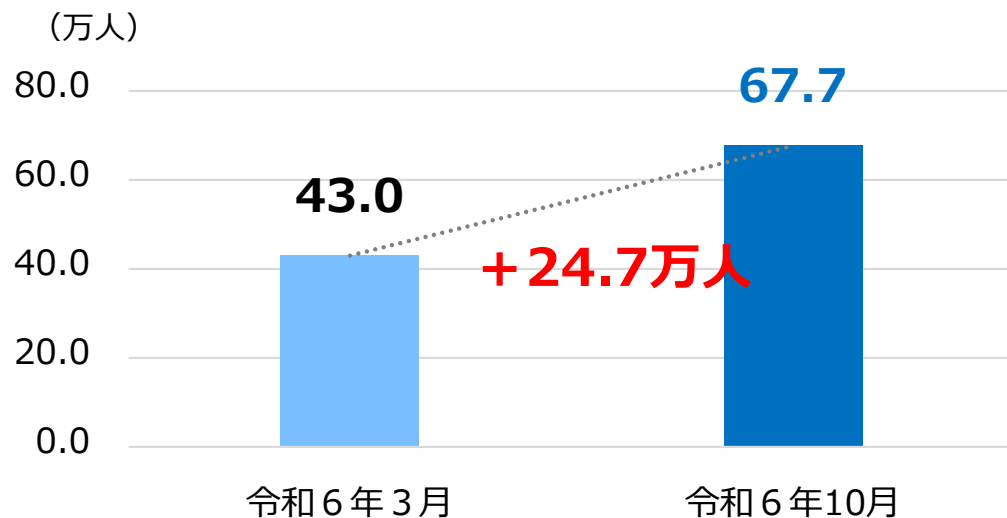
※ 上記の生活扶助基準額は、第1類・第2類の費用及び臨時的・特例的な措置に係る額。

※ 「令和4年検証結果反映後」は、令和4年生活保護基準部会における検証結果について、その留意点を踏まえつつ反映した場合の基準額。

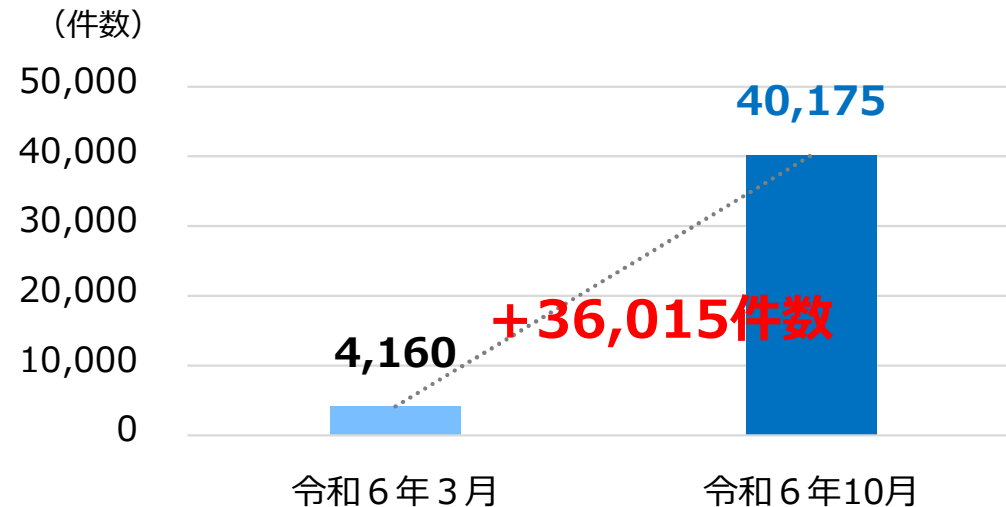
※ 「令和7～8年度基準案」について、令和7年10月施行予定。

# 医療扶助のオンライン資格確認の取組状況の推移

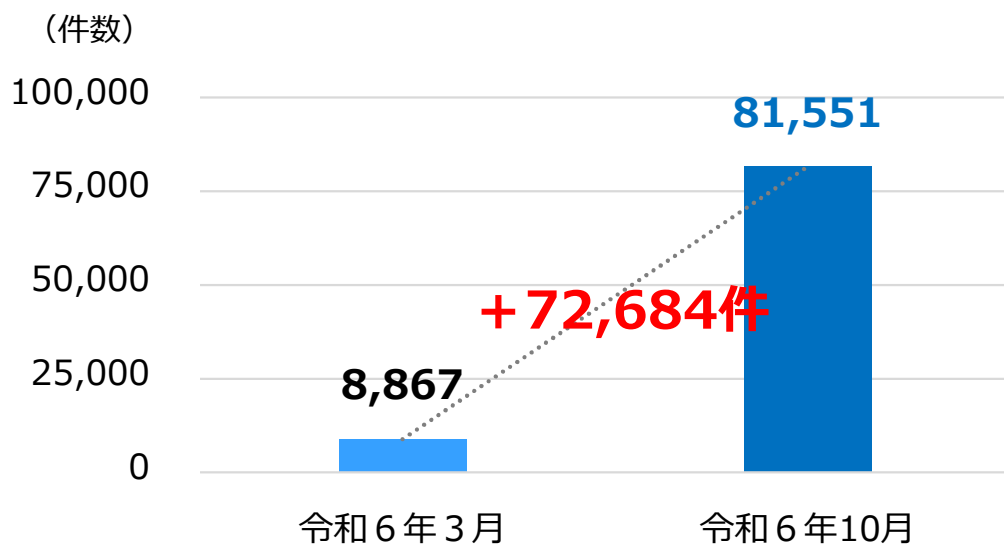
## マイナンバーカードの初回利用登録数



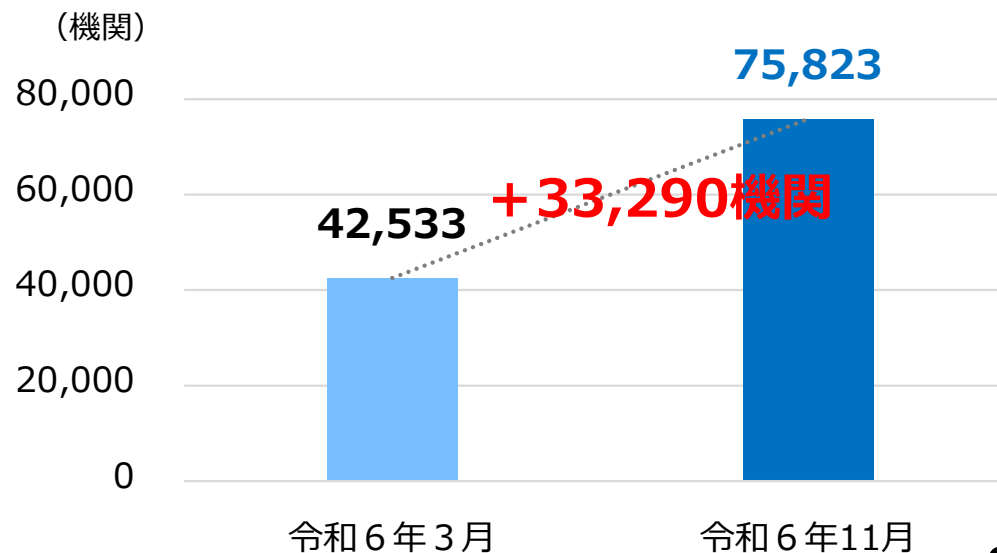
## 医療情報閲覧の利用件数



## マイナンバーカードの利用件数



## 医療扶助オン資利用設定機関数

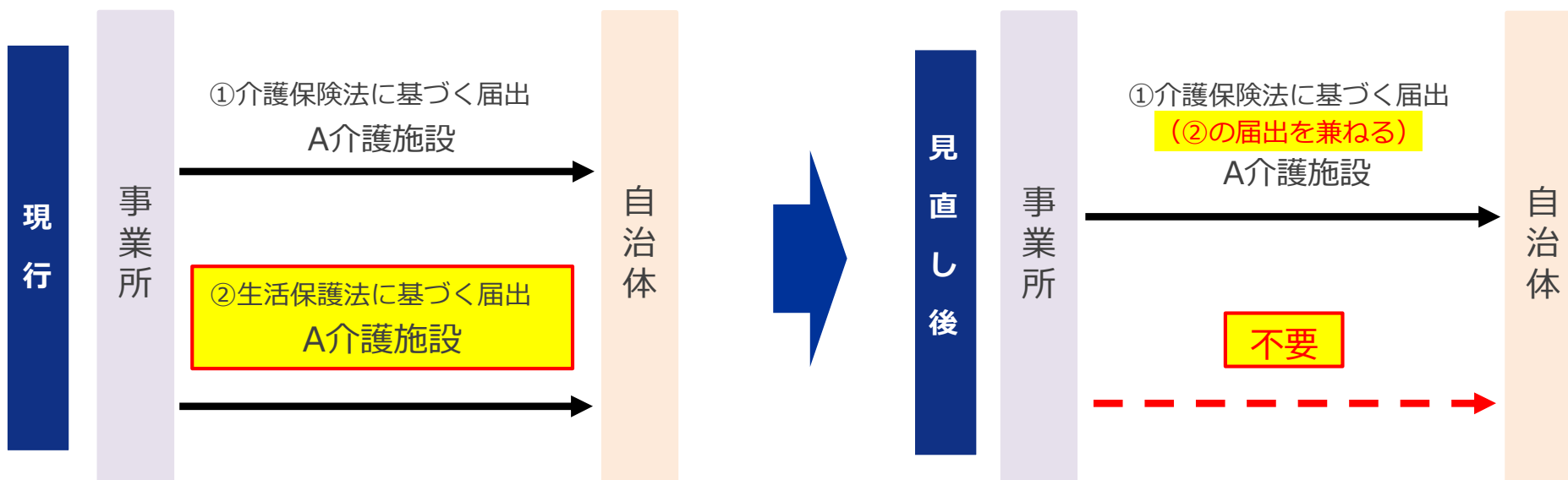


# 指定介護機関にかかる事務の簡素化

## 措置内容

### ○ 介護保険法による介護機関の届出等を生活保護法の介護機関の届出等と取り扱うこと（地方分権一括法による措置を検討）

制度ごとに内容が重複する事務手続による介護事業者と行政の負担を軽減するため、令和8年度から、介護保険法による名称の変更等の届出があった場合に、生活保護法の指定介護機関についても届出があったものとして取り扱うこととし、介護保険法による指定の取消し等が行われた場合に、生活保護法による指定の取消し等も連動するよう取り扱うこととする。



## 令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）

- 生活保護法による指定介護機関（54条の2第1項）については、令和8年度から、介護保険法による変更の届出等（介護保険法（平9法123）75条1項）があった場合に、生活保護法上の届出（54条の2第5項及び6項において準用する50条の2）もあったものとして取り扱うこととする。
- 生活保護法による指定介護機関（生活保護法の一部を改正する法律（平25法104）1条による改正前の生活保護法54条の2第1項）については、令和8年度から、介護保険法による指定の取消し等（介護保険法（平9法123）77条1項）が行われた場合に、生活保護法による指定の取消し等（54条の2第3項及び4項）も連動するよう取り扱うこととする。

## 4 生活困窮者自立支援制度の推進等について

### (1) 現状・課題

- 令和6年4月に、居住支援の強化のための措置や支援関係機関の連携強化等の措置を盛り込んだ、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（困窮法等改正法）が成立し、令和7年4月1日の本格施行に向けた準備が必要である。
- 生活福祉資金貸付制度については、会計検査院の令和5年度決算検査報告において、緊急小口資金等の特例貸付に関して、①フォローアップ支援における都道府県社協と市町村社協等の役割や実施方法の明確化、②債権管理積立額の確認体制の整備、③生活保護受給者による借受の事後確認を行うよう意見表示がされた。

### (2) 令和7年度の取組

- 令和6年度補正予算及び令和7年度当初予算案において、困窮法等改正法の施行や、より効果的な支援のために必要な予算を計上している。
  - 令和6年度補正予算において、居住支援の体制整備やNPO法人等との連携強化、緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援の強化、就労準備支援事業・家計改善支援事業の未実施自治体への導入支援、都道府県による研修企画チーム・中間支援組織の立上げ支援等を図っている。
  - 令和7年度当初予算案において、自立相談支援機関における住まい相談機能の充実や、住居確保給付金における転居費用の支援、居住支援事業の強化を図る。また、就労準備支援事業・家計改善支援と自立相談支援事業を一体的に行うことを前提とした家計改善支援事業の国庫補助率の引上げや、生活困窮者向け事業と生活保護受給者向け事業の一体的な実施等を図る。
- 特例貸付に関する令和5年度決算検査報告への対応として、借受人へのフォローアップ支援の役割・実施方法を明確化するとともに、債権管理積立額の確認体制を整備する。

### (3) 依頼・連絡事項

- 困窮法等改正法に基づく支援が着実に実施されるよう、住まいに関する包括的な支援体制の構築や任意事業の実施、関係機関との更なる連携の強化、支援に必要な体制の確保等に取り組んでいただきたい。
- 特定被保護者の生活困窮者向け事業の利用に当たっては、事業実施者や福祉事務所等との事前調整を含む緊密な連携をお願いする。
- 特例貸付については、管内の社協等と連携し、令和5年度決算検査報告への対応に関連する通知・事務連絡に沿った対応をお願いする。借受人等へのフォローアップ支援では、引き続き自立相談支援機関等の体制強化をお願いする。



# 生活困窮者自立支援制度の体系（令和7年度～）

R7年度予算案：760億円の内数  
+ R6年度補正予算：80億円の内数



来所  
訪問

包括的な相談支援

本人の状況に  
応じた支援

## ★ 自立相談支援事業

- 全国907自治体で1,381機関
- 生活と就労に関する支援員を配置したワンストップ相談窓口
- 一人一人の状況に応じて、自立に向けた支援計画を作成

## ◆ 支援会議

- 関係機関が参加して生活困窮者に関する情報共有や地域課題解決に向けた議論を行う
- 自ら支援を求めることが困難な生活困窮者を早期に支援につなぐ

住まいの確保の  
支援が必要

## ★ 住居確保給付金の支給

- 就職活動を支えるための家賃費用や家計改善のための転居費用を給付

緊急に衣食住の  
確保が必要

## ◆ 居住支援事業

- 住居喪失者に一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供
- シェルター等利用者や居住困難者に一定期間の見守りや生活支援

住まいに課題があり  
地域社会からも孤立

就労に向けた  
手厚い支援が必要

## ◆ 就労準備支援事業

- 一般就労に向けた日常生活自立・社会生活自立・就労自立のための訓練

## □ 認定就労訓練事業

- 直ちに一般就労が困難な方に対する支援付きの就労の場の育成

家計の見直しが必要

## ◆ 家計改善支援事業

- 家計を把握することや利用者の家計改善意欲を高めるための支援

子どもに対する  
支援が必要

## □ 子どもの学習・生活支援事業

- 子どもに対する学習支援
- 子ども・保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育・就労に関する支援等

令和7年度当初予算案 760億円の内数 (657億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

困窮負担金

## 1 事業の目的

改正生活困窮者自立支援法（※）を踏まえ、各市町村等において、住まいに関する総合的な相談対応や、入居前から入居後までの一貫した支援を行うことができる体制整備を推進する。

※ 令和6年4月24日公布、令和7年4月1日施行

## 2 事業の概要

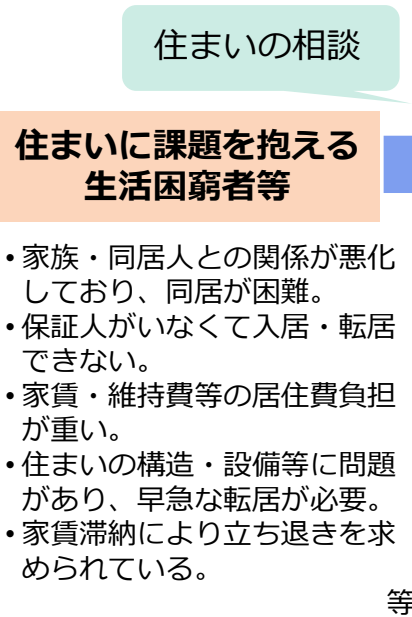
**自立相談支援機関に  
住まい相談支援員（仮称）を配置し、支援等を行う場合の加算を創設する（拡充）**

## 3 実施主体等

○実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体907自治体）

○負担割合：国 3/4  
都道府県・市・区等 1/4

## 3 事業のイメージ



### 福祉事務所設置自治体

- ・福祉部門と住宅部門が連携し、住まいに課題がある者の相談を包括的に受け止め、相談内容や相談者の状況に応じて適切な支援関係機関につなぐ

#### 【体制】

自立相談支援機関に**住まい相談支援員（仮称）**を配置

- ← 福祉と住宅をつなぐ人材、マネジメントの中心的役割

#### 【主な役割】

- ① 住まいを中心とした相談支援（居住支援法人等との連携窓口）
- ② アセスメント・プランの策定・フォローアップ
- ③ 地域の居住支援ニーズの把握、必要な地域資源の開拓（生活困窮者の受入れに理解のある大家や不動産業者の開拓）
- ④ 地域の関係者に対する支援

### 居住支援協議会（住宅セーフティネット法）

- ・市町村の住宅・福祉部局・居住支援法人、不動産関係団体、福祉関係団体等で構成

#### 【役割】

地域づくりや住宅ストックの確保等

※ 居住支援協議会未設置の自治体においては、その他会議体との連携等を新たに構築

生活困窮者自立支援法による支援が必要な場合

### プランの策定

抱えている課題の背景、要因を把握し、幅広い視点で住まい支援を中心とした項目を盛りこむ

上記以外

### ①住宅の斡旋

### ②家賃支援

（住居確保給付金等）

### ③居住支援

（入居支援・入居中生活支援等）

※既存事業も活用

モニタリング

その他、適切な支援や関係機関へとつなげる

令和7年度当初予算案 760億円の内数 (657億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

困窮負担金

## 1 事業の目的

改正生活困窮者自立支援法 (※) を踏まえ、住居確保給付金を拡充し、家賃が低廉な住宅への転居費用を支援する。

※ 令和6年4月24日公布、令和7年4月1日施行

## 2 事業の概要・スキーム

### 現行(家賃相当分)

#### 支給対象者

- ① 離職・廃業後2年以内の者
- ② 自己の責めによらず収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にある者

#### 支給要件

一定の収入要件、資産要件、求職活動要件あり

#### 支給額

家賃額 (住宅扶助額を上限)



### 拡充後

#### 支給対象者

- <家賃相当分> 現行 (①、②) のまま
- <転居費用分> 著しく収入が減少し、家計改善のために低廉な家賃の住宅への転居が必要と認められる者

#### 支給要件

- <家賃相当分> 現行のまま
- <転居費用分> 収入、資産要件は同じ。求職活動要件は求めない。

#### 支給額

- <家賃相当分> 現行のまま
- <転居費用分> 転居のための初期費用 (礼金等)、引っ越し代等 (上限あり)

## 3 実施主体等

○実施主体：都道府県・市・区等 (福祉事務所設置自治体907自治体) ○負担割合：国3/4、都道府県・市・区等1/4

令和7年度当初予算案 760億円の内数 (657億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

困窮補助金

## 1 事業の目的

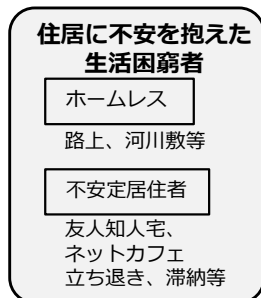
改正生活困窮者自立支援法等(※1)において、居住支援事業(一時生活支援事業から改称)について、地域の実情に応じて必要な支援の実施が努力義務化された。また、一定の要件に該当する生活保護受給者(「特定被保護者」(※2))も生活困窮者向けの地域居住支援事業の対象として実施できるようになった。これらを踏まえ、事業の全国的な実施を促すために必要な経費を要求する。

※1 令和6年4月24日公布、令和7年4月1日施行

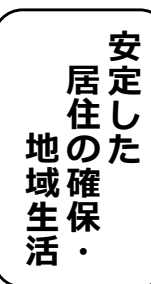
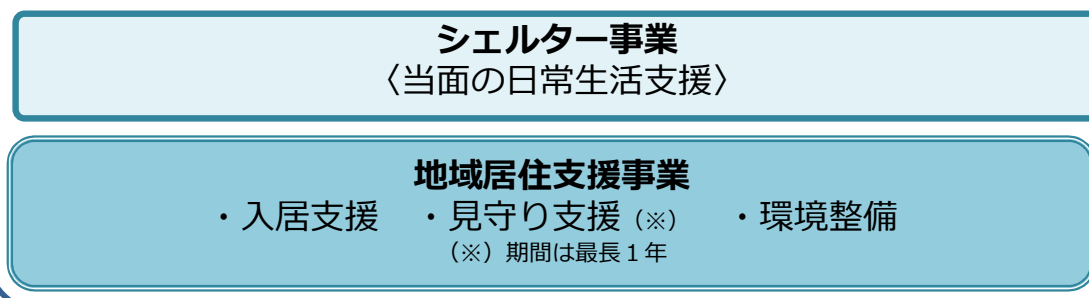
※2 将来的に保護を必要としなくなる者が相当程度見込まれる者その他厚生労働省令で定める被保護者

## 2 事業の概要・スキーム

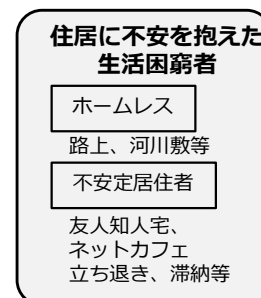
(現行)



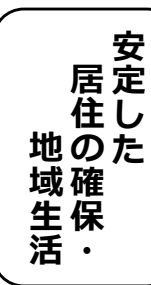
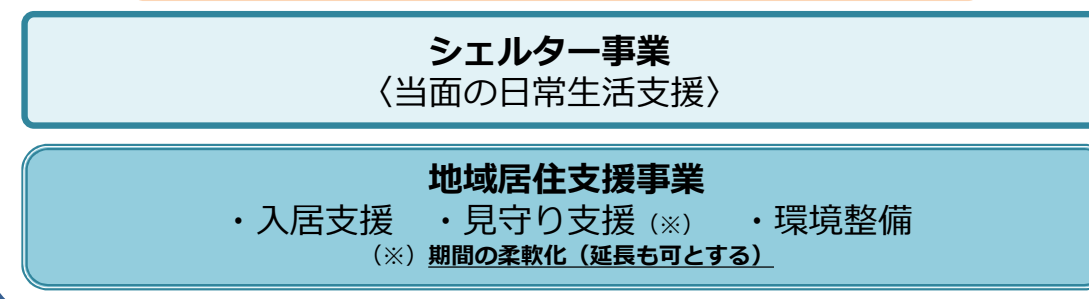
### 一時生活支援事業 (任意事業)



(改正後)



### 居住支援事業 (必要な支援の実施を努力義務化)



## 3 実施主体等

○実施主体：都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体907自治体)

○負担割合：国 2/3 都道府県・市・区等 1/3

○実施自治体数(令和5年度)：シェルター事業366 地域居住支援事業55

令和7年度当初予算案 760億円の内数 (657億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

困窮補助金

## 1 事業の目的

- 生活困窮者自立支援法・生活保護法の改正 (※1) において、制度間の切れ目のない継続的な支援を行うことを目的に、生活困窮者向けの就労準備支援事業・家計改善支援事業・地域居住支援事業を、これまで対象外だった生活保護受給者のうち、一定の要件に該当する者 (「特定被保護者」 (※2)) も対象として実施できるようにした。

※1 令和6年4月24日公布、令和7年4月1日施行

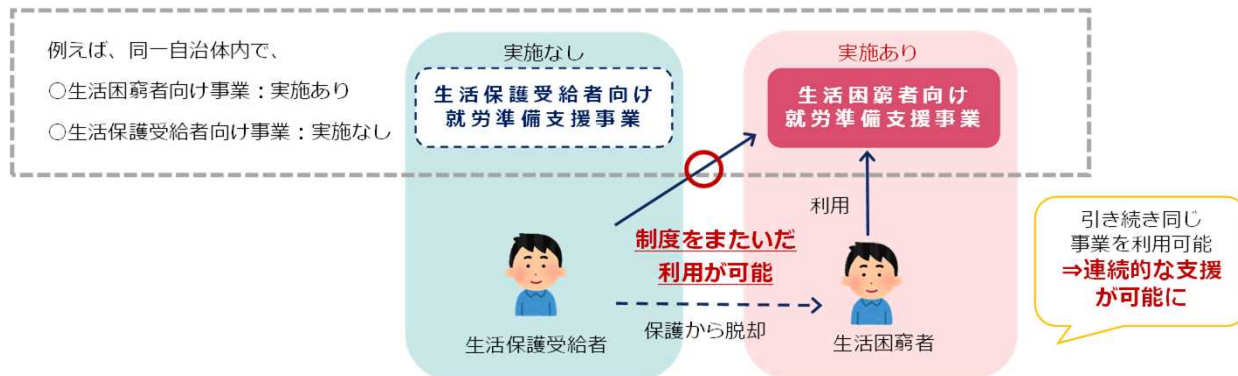
※2 将来的に保護を必要としなくなる者が相当程度見込まれる者その他厚生労働省令で定める被保護者

- 当該改正を着実に施行し、両制度間の一体的な事業実施を推進し、生活保護受給者及び生活困窮者の自立支援を強化する。

## 2 事業の概要・スキーム

○対象事業 : 就労準備支援事業、家計改善支援事業、地域居住支援事業

○実施方法 : **生活困窮者と生活保護受給者に対して一体的に事業を実施する場合、特定被保護者を支援実績加算の対象にする (拡充)。**  
(就労準備支援事業・家計改善支援事業)



## 3 実施主体等

○実施主体 : 都道府県・市・区等 (福祉事務所設置自治体907自治体)

○負担割合 : 国 2 / 3、都道府県・市・区等 1 / 3

○実施自治体数 (令和5年度) : 就労準備支援事業 : 731自治体 家計改善支援事業 : 756自治体 地域居住支援事業 : 55自治体

<参考> 生活保護受給者向け事業 実施自治体数 (令和5年度) …就労準備支援事業 : 357自治体 家計改善支援事業 : 98自治体 地域居住支援事業 : 35自治体

※ うち、両制度の事業をいずれも実施している自治体数 …就労準備支援事業 : 357自治体 家計改善支援事業 : 98自治体 地域居住支援事業 : 17自治体

令和7年度当初予算案 760億円の内数 (657億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

困窮補助金

## 1 事業の目的

- 就労準備支援事業・家計改善支援事業の全国的な実施をさらに推進するために、生活困窮者自立支援法を改正し(※)、両事業と自立相談支援事業を一体的に行う体制を確保するとともに、家計改善支援事業の国庫補助率を2分の1から3分の2に引き上げたところ。  
※ 令和6年4月24日公布、令和7年4月1日施行
- 当該改正を着実に施行し、家計改善支援事業の取組を促進することにより、生活困窮者の自立支援を強化する。

## 2 事業の概要・スキーム

- 生活困窮者自立支援制度における「家計改善支援事業」の全国的な実施を推進する観点から、**補助率を1/2から2/3に引き上げる。**

### 【現行の補助体系】

- 家計改善支援事業を単独で実施する場合  
→補助率 1 / 2 (令和5年度実績：101自治体)
- 自立相談支援事業及び就労準備支援事業と一体的に実施する場合  
→補助率 2 / 3 (令和5年度実績：638自治体)



### 【制度見直し後の補助体系】

- 家計改善支援事業及び就労準備支援事業を行うに当たっては、両事業と自立相談支援事業を一体的に行う体制を確保し、効果的かつ効率的に行うことを原則とする。  
→ **一体的な実施が原則となるため、補助率を一律2/3とする。**

## 3 実施主体等

実施主体：都道府県・市・区等 (福祉事務所設置自治体907自治体) 負担割合：国 2 / 3 都道府県・市・区等 1 / 3

施策名： 生活困窮者自立支援の機能強化事業

令和6年度補正予算案 46億円

① 施策の目的

生活困窮者の増加に伴う対応や、特例貸付の借受人へのフォローアップ支援の強化、居住支援の体制整備のため、自治体と民間団体との連携の推進等により生活困窮者自立支援の機能強化を図る。

③ 施策の概要

各自治体の生活困窮者自立支援機関等において、NPO法人等との連携の強化、緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援の強化、居住支援の体制整備を行う。

1. NPO法人等と連携した緊急対応の強化

- ① 支援策の多様化を目的としたNPO法人や社会福祉法人等との連携強化
- ② 利用者及び活動経費が増加する地域のNPO法人等に対する支援  
(1団体50万円上限(広域的な活動を実施する団体については100万円))

2. 特例貸付借受人へのフォローアップ支援体制の強化

- ① 特例貸付の借受人等への生活再建に向けた相談支援体制の強化  
(自立相談支援員や家計改善支援員の加配など)
- ② 関係機関と連携した債務整理支援の強化
- ③ 相談支援員等が支援に注力できる環境整備を目的とした事務職員の雇用などによる事務処理体制の強化

3. 居住支援体制の整備

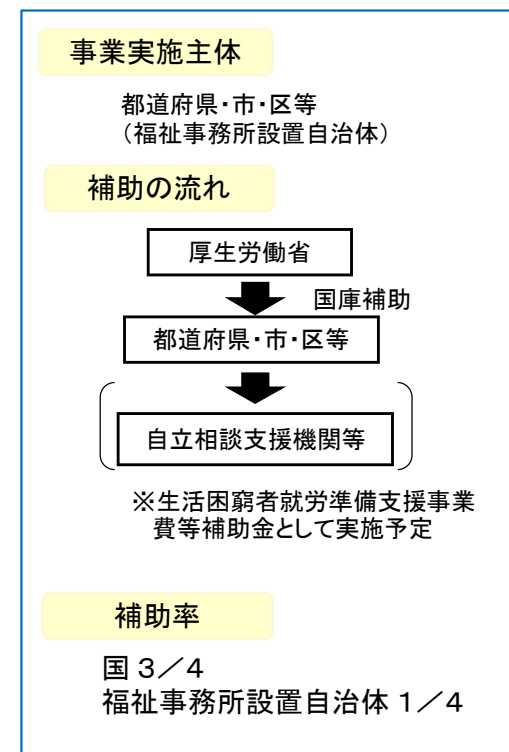
自治体における住まい相談及び居住支援の実施に係る取組(ニーズ把握、関係者間調整・ネットワーク構築、社会資源開発、周知広報等)

4. その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率)等



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

生活に困窮する者等に対する自立支援を促進する。

【○ 居住支援を含む生活困窮者等の支援体制の整備及びNPO法人との連携強化等】

社会・援護局地域福祉課  
生活困窮者自立支援室  
(内線2879)

施策名: 生活困窮者等支援民間団体活動助成事業

令和6年度補正予算案 5.2億円

① 施策の目的

生活困窮者やひきこもり状態にある者等に対する支援を行う民間支援団体の活動を推進する。

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

生活困窮者やひきこもり状態にある者等に対して、電話・SNS相談、住まいの確保等の支援、居場所づくり、生活上の支援などの支援活動を実施する民間団体の先進的な取組への助成を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

(1) 助成先

生活困窮者やひきこもり状態にある者等への支援を行うNPO等民間団体(社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人等)

(2) 助成対象事業

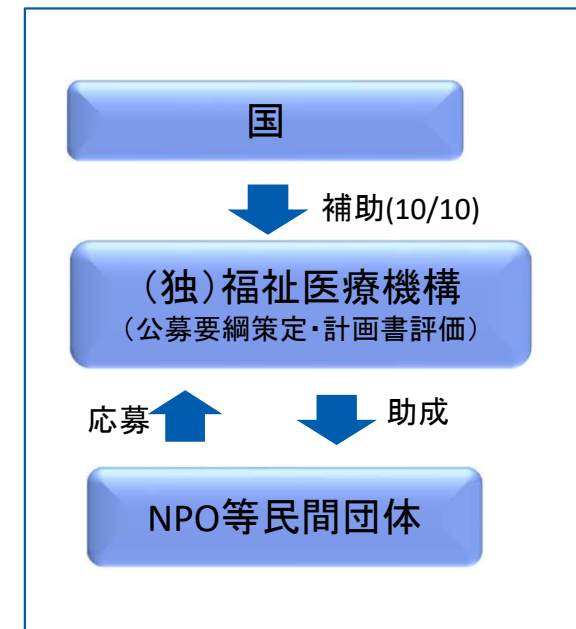
生活困窮者及びひきこもり状態にある者等に対して、電話・SNS相談、住まいの確保等の支援、就労に向けた支援、食料の支援、子どもの学習支援、地域活動等での就労体験の提供、居場所づくり、その他生活上の支援を行う事業

(3) 実施方法

福祉医療機構が実施する社会福祉振興助成事業への補助について、国が助成を行う。

(4) 助成額

- ① 全国的又は4以上の都道府県にまたがる支援活動を行う団体 上限2,000万円
- ② 2以上の都道府県にまたがる支援活動を行う団体 上限900万円
- ③ 同一都道府県内での支援活動を行う団体 上限700万円



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

生活に困窮する方々に対する各種支援策が、地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に実施される。



【○ 居住支援を含む生活困窮者等の支援体制の整備及びNPO法人との連携強化等】

施策名: 就労準備支援事業・家計改善支援事業の未実施自治体への導入支援事業

令和6年度補正予算案 1.2億円

① 施策の目的

就労準備支援事業・家計改善支援事業の全国的な実施に向けて、現在事業を実施していない市等の生活困窮者に対して、都道府県が主体となって、就労準備支援事業及び家計改善支援事業を時限的に実施し、事業の空白区をなくし、全国的な事業実施を目指す。

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

就労準備支援事業又は家計改善支援事業が未実施の市等の生活困窮者に対して、都道府県が実施主体となり広域的な支援を実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

都道府県による未実施自治体での就労準備支援事業・家計改善支援事業の広域的实施

○ 就労準備支援事業又は家計改善支援事業が未実施の市等の生活困窮者に対して、都道府県が実施主体となり広域的な支援を実施する。

(取組内容)

・都道府県による広域的な就労準備支援事業又は家計改善支援事業として、専門の支援員を配置し、事業未実施の市等の支援対象者への訪問支援や、企業等とのマッチング支援、合同相談会の開催、周知・広報等の支援を実施する。

→本事業を実施した自治体に対しては、以下の既存メニューや「自治体コンサルティング事業」を活用し、事業実施のための支援を行う。

○ 【都道府県による事業未実施自治体に対する立ち上げ支援】 都道府県が事業未実施自治体を参加させ、OJT形式でのノウハウの共有や、関係者間のネットワーク構築などを通じて、事業の立ち上げに向けた環境整備を進める。

(取組内容)

- ・OJT形式での事業実施のノウハウ共有。
- ・自治体間及び自治体と地域の社会資源との間のネットワーク構築の支援。

【補助率等】

(補助率10/10) (実施主体)



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

未実施自治体を実施することにより、全国で支援が行われることとなり、生活困窮者の早期の経済的自立や社会生活自立が図られる。

【○ 居住支援を含む生活困窮者等の支援体制の整備及びNPO法人との連携強化等】

施策名：生活困窮者総合型就労支援モデル構築のための調査研究事業

令和6年度補正予算案 1.0億円

社会・援護局地域福祉課  
生活困窮者自立支援室  
(内線2290)

① 施策の目的

生活困窮者の個別のニーズに合わせた、より効果的・効率的な就労支援を行うため、自立相談支援事業による就労支援・就労準備支援事業・認定就労訓練事業を一体的に実施し、一貫した就労支援を行うスキームの構築を図る。

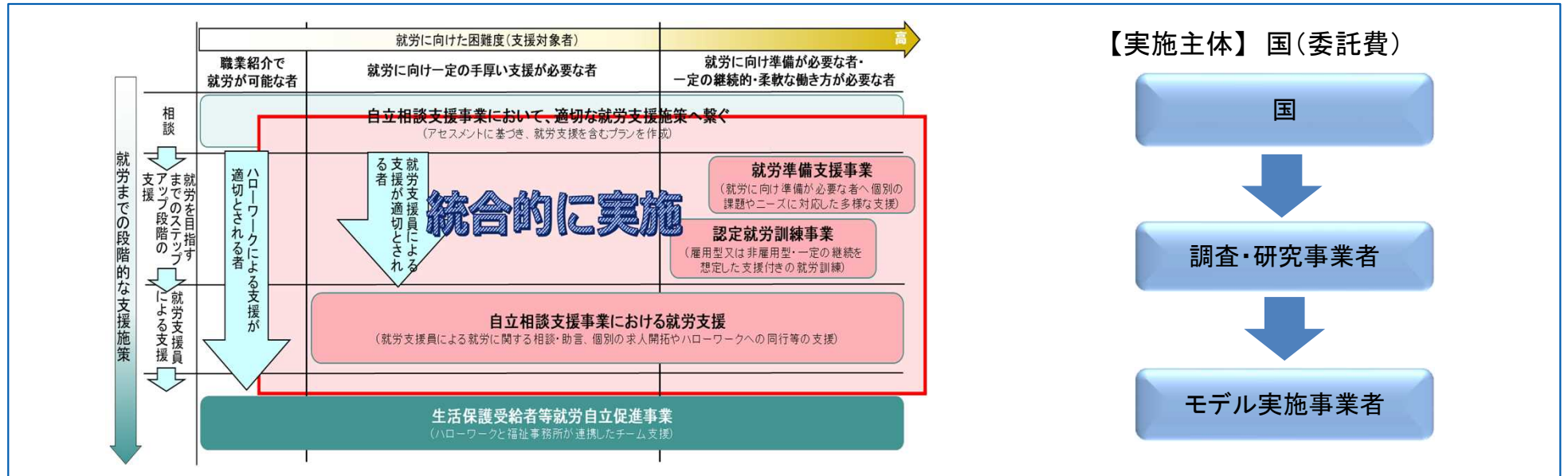
② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

就労支援に関する3事業(自立相談支援事業による就労支援・就労準備支援事業・認定就労訓練事業)を一体的に行う「総合型就労支援事業」を試行実施し、これまでモデル的に実施していた企業支援や定着支援も組み込むことにより、一貫した就労支援を行い、その効果を検証する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

就労支援の効率的・効果的な取り組みが行われることにより、生活困窮者の早期の経済的自立や社会生活自立が図られる。

【○ 居住支援を含む生活困窮者等の支援体制の整備及びNPO法人との連携強化等】

社会・援護局地域福祉課  
生活困窮者自立支援室  
(内線2290)

施策名: 都道府県による研修企画チーム・中間支援組織の立ち上げ等支援事業

令和6年度補正予算案 38百万円

① 施策の目的

生活困窮者に対する支援が増加・高度化してきている中、支援員の質の向上やノウハウの共有などネットワークを広げるとともに、就労準備支援事業等の広域実施に向けたネットワークづくりも同時に行い、効率的な事業実施を目指す。

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

研修企画チーム・中間支援組織の立ち上げに必要な支援を行い、日常的に支援者同士の情報共有を目的とした会合や研修を実施できる体制を構築する。こうしたネットワークを活用し、就労準備支援事業等の広域実施に向けた取り組みも同時に行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【事業内容】

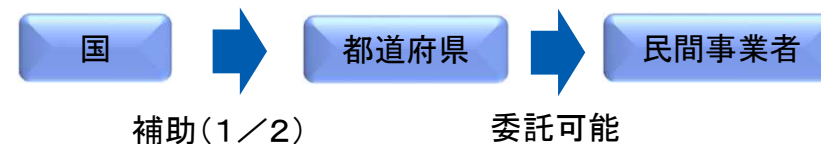
(1) 都道府県研修企画チーム・中間支援組織の立ち上げ支援

○ 都道府県研修企画チーム(都道府県研修実施要件)と支援者を支える中間支援組織の立ち上げ支援を実施する。

立ち上げに際しての準備会や、各地域独自の発想により支援者を繋ぐ会議や会合を企画し、交流を図るとともに、地域ごとに行っているノウハウの共有や事例発表等、支援員へのメンタルケアや資質向上のための研修会や意見交換等を実施する体制を構築する。

(2) 就労準備支援事業等の広域実施に向けた市域を越えたネットワークづくり

○ 就労準備支援事業等を単独で実施できない自治体に向け、広域実施の取り組みを促進すべく自治体同士の意見交換や実施に向けたコーディネートを行う。



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

支援者への支援を早期に実施することにより、生活困窮者の早期の経済的自立や社会生活自立が図られる。

# 制度改正への対応にお困りの際に活用可能な事業等

## 都道府県による市町村支援事業

法に基づく都道府県の責務として、制度の円滑な実施を推進するため、地域の実情に応じ、市町村に対して、例えば以下のような必要な助言・情報提供等の援助を実施することとしています。

- 支援員に対する人材養成研修・シンポジウム等の実施
- 事業の広域実施に向けた自治体間の調整
- 事業実施のための市町村への助言、訪問による支援等
- 社会資源の広域的な開拓のための説明会の開催・調査研究等
- 市域を越えたネットワークづくりのための協議の場の構築等  
(困難事例に関する相談やケース検討等を行う場)

照会先：各都道府県の制度担当



## 困窮者支援情報共有サイト ～みんなつながるネットワーク～

生活困窮者自立支援制度の担当自治体職員・支援者等向けに、最新情報や研修教材、関係通知・事務連絡などを集約したサイト。

<https://minna-tunagaru.jp/>



## ニュースレター

国から自治体職員・支援者向けに、自治体の取組事例や国からのお知らせなどを発信。

バックナンバーはこちら▶

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059401.html>



## 自治体事例集

厚生労働省ホームページにおいて、任意事業や支援会議の立上げ方法・実施上の工夫、都道府県による市町村支援の方法などの事例を掲載。人口規模や課題ごとに事例検索ができるツールも掲載しています。

掲載先はこちら▶

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059401.html>



※アクセス後、ページ下部の「事例集」まで画面をスクロールしてください。

## 個人向け緊急小口資金等の特例貸付の貸付実績 (実施期間：令和2年3月～令和4年9月末)

	貸付決定件数	貸付決定金額
<b>合計</b>	<b>382.3万件</b>	<b>1兆4,431億円</b>
緊急小口資金	162.1万件	3,038億円
総合支援資金 (初回貸付)	114.7万件	5,913億円
総合支援資金 (延長貸付)	45.3万件	2,348億円
総合支援資金 (再貸付)	60.1万件	3,133億円

※ 各資金種別の貸付実施期間については以下のとおり。

- ・ 緊急小口資金及び総合支援資金（初回貸付）：令和2年3月～令和4年9月末
- ・ 総合支援資金（延長貸付）：令和2年7月～令和3年6月末
- ・ 総合支援資金（再貸付）：令和3年2月～令和3年12月末

# 緊急小口資金等の特例貸付における償還の状況（令和6年10月末日時点の実績）※速報値

(1) 償還免除・猶予決定件数 ※ ( ) 内は令和6年9月末日時点の数値

(全国社会福祉協議会調べ)

資金種類	対象債権件数	償還免除					③償還猶予
		①判定年度における住民税非課税免除	②償還開始以降の免除（①以外）				
				(1) 借受人による申請	(2) 相続人への職権免除	(3) 社協による職権免除	
緊急小口資金 総合支援資金（初回）	2,768,762	1,023,633 (1,020,885)	192,522 (185,708)	113,368 (109,746)	22,010 (21,392)	57,144 (54,570)	72,195 (72,421)
総合支援資金（延長）	453,043	151,663 (150,952)	29,766 (27,979)	16,144 (14,717)	4,862 (4,741)	8,760 (8,521)	19,459 (18,883)
総合支援資金（再貸付）	601,039	157,396	15,573	-	5,630	9,943	-
合計	3,822,844	1,332,692	237,861	129,512	32,502	75,847	91,654

※ (1) の要件は、判定年度以降における住民税非課税や生活保護の受給など。

※ (2) の要件は、借受人の死亡など。

※ (3) の要件は、債務整理や住居不明により通知が返送され償還が開始されない場合など。

※ 表内の数値は令和6年11月20日時点で報告があったものの集計であり、今後変動の可能性があり得る。

(2) 償還実績 ※ ( ) 内は令和6年9月末日時点の数値

(全国社会福祉協議会調べ)

資金種類	①償還対象債権件数	②償還された債権数	③償還された債権数割合 (②/①)	④償還予定金額 (百万円)	⑥償還された金額割合 (⑤/④)	
					⑤償還された金額 (百万円)	
緊急小口資金 総合支援資金（初回）	1,472,987 (1,482,453)	814,738 (816,423)	55.3% (55.1%)	195,122 (187,181)	72,336 (69,457)	37.1% (37.1%)
総合支援資金（延長）	257,927 (259,979)	111,862 (111,448)	43.4% (42.9%)	11,397 (10,341)	3,810 (3,447)	33.4% (33.3%)
合計	1,730,914	926,600	53.5%	206,519	76,146	36.9%

※ 令和6年10月末日時点の償還実績について、都道府県社会福祉協議会から全国社会福祉協議会へ報告されたものを令和6年11月20日時点で抽出したものであり、今後変更があり得る。

※ 令和5年1月の償還開始前に償還が完了している債権（約2.5万件）及び償還金額（約51億円）は除く。

※ 「②償還された債権数」は令和6年10月までに償還があった件数（償還予定金額の一部が償還されたものを含む）。ただし、償還がなされた後に償還免除又は償還猶予となった債権は除く。

※ 「④償還予定金額」は令和6年10月までに償還される予定額。

※ 「④償還予定金額」及び「⑤償還された金額」には令和5年1月以降に一括償還、分納・少額返済された分を含む。

# 緊急小口資金等の特例貸付を借りている生活困窮者への支援

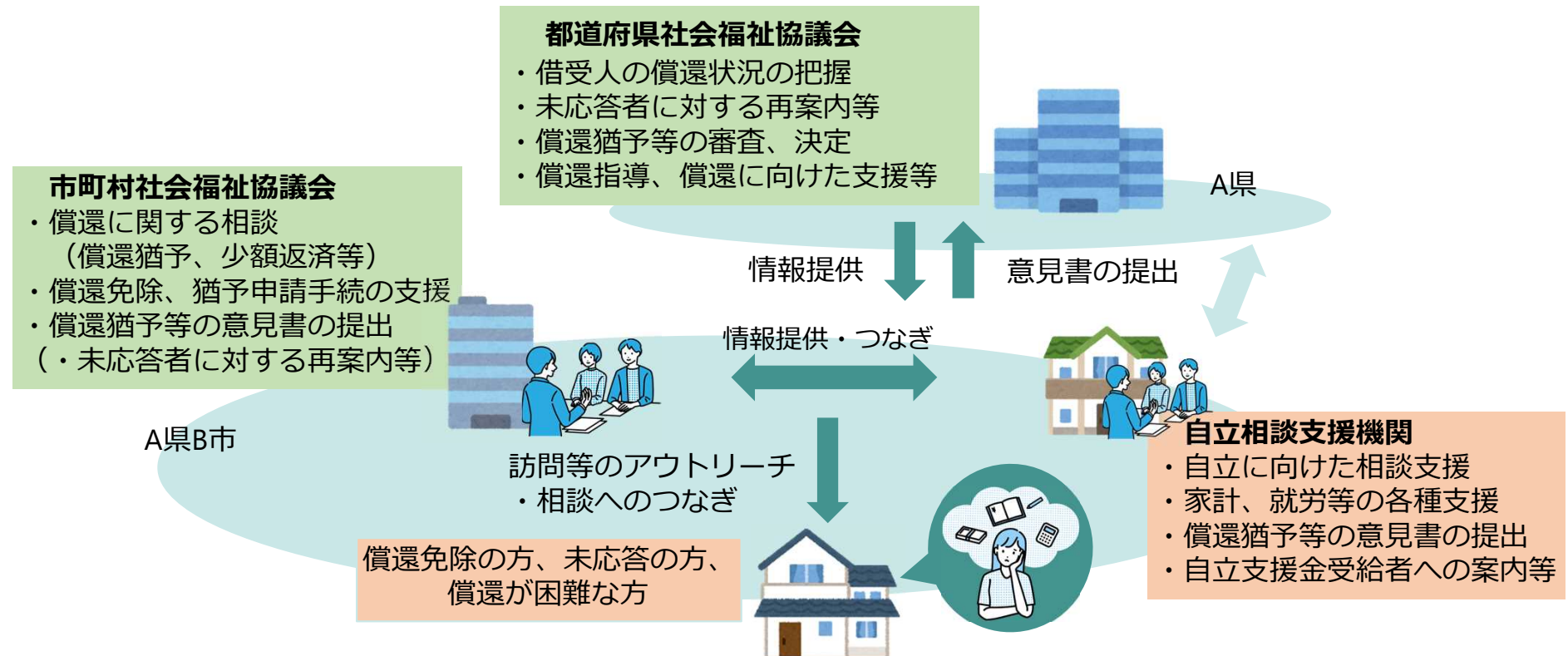
(都道府県社会福祉協議会・市町村社会福祉協議会・自立相談支援機関の連携)

## 対象者

新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少ため、緊急小口資金等の特例貸付を受けた者のうち、現在も生活に困窮していることにより生活困窮者自立相談支援制度による支援を必要としている者

## 自立相談支援機関における支援のイメージ

- ・社会福祉協議会からの情報提供も踏まえ、訪問等のアウトリーチや自立に向けた相談支援
- ・社会福祉協議会における特例貸付の償還免除や償還猶予に関する相談へのつなぎ
- ・家計改善、就労支援等の各種支援
- ・特例貸付の償還猶予等に係る意見書の提出



# 会計検査院による意見表示（令和5年度決算検査報告）

## （新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付に係るフォローアップ支援の体制整備等の状況について）

### 背景

- 会計検査院は、緊急小口資金等の特例貸付について、令和5年度以降に、17の都府県社会福祉協議会（社協）に対して、以下の観点で実地検査を実施。
  - ① 償還免除者や滞納者へのフォローアップ支援の実施体制が整備され、支援が実施されているか
  - ② フォローアップ支援の財源となる債権管理積立額が適切に管理等されているか
  - ③ 貸付対象外であった生活保護受給者について、事後確認を行う体制が整備されているか

### 会計検査院からの意見表示（令和6年10月22日）の内容

- 会計検査院からは、以下の2点が処置要求事項として意見表示される。
  - ア フォローアップ支援について、都道府県社協と市町村社協等の役割や実施方法を整理・明確化し、都道府県社協から市町村社協へ委託等する場合には、委託契約書や仕様書等に実施方法を明示するよう、都道府県社協に対して指導すること【背景金額：2,528億円（償還免除者）・492億円（滞納者） ※検査対象の17都府県社協の金額。以下同じ。】
  - イ 都道府県社協が適切にフォローアップ支援等を実施できるよう、厚労省又は都道府県において、適時適切に債権管理積立額の状況等を確認し、検証するなどの体制を整備すること【背景金額：1,767億円】
- 貸付対象外であった生活保護受給者に対する貸付については、9月5日に都道府県等及び都道府県社協に対して、事後確認を実施する旨の事務連絡を发出し、処置済事項と整理。貸付を受けたことについて生活保護受給者が福祉事務所へ未申告の場合は、生活保護法に基づき適切に対応するよう、合わせて周知。【指摘金額：14億円】

### 今後の対応方針（案）

- ア フォローアップ支援の実施体制の整備については、都道府県社協に対して、市町村社協へ支援業務を委託する際に、契約書等により役割分担及び支援内容を明確化するよう、事務連絡で周知する。合わせて、取組事例を紹介する。
- イ 債権管理積立額の状況等を確認・検証する体制の整備については、毎年度、各都道府県社協→各都道府県→国に報告するスキームを構築する。



## 5 自殺対策の推進について

### (1) 現状・課題

- 令和5年には、自殺者総数が前年を下回り、21,837人となった。また、男性の自殺者数(14,862人)が2年連続で増加し、女性の自殺者数(6,975人)が4年ぶりに減少するとともに、小中高生の自殺者数は、過去最多であった令和4年と同水準の513人となった。
- 第4次自殺総合対策大綱(令和4年10月14日閣議決定)において、自殺対策の推進のため、取り組むべき施策が位置づけられた。
- 令和5年6月2日には、こども政策担当大臣を議長とする「こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」において、「こどもの自殺対策緊急強化プラン」がとりまとめられた。
- 令和6年度補正予算では、現状、小中高生の自殺者数が過去最多の水準で推移していることを踏まえ、「こども・若者の自殺危機対応チームの立ち上げ等への支援」「地域におけるSNS等を活用した自殺に関する悩みに対する相談体制の強化等の支援」「社会的に孤立し不安を抱えている人に対する電話やSNS等を活用した自殺防止等に係る民間団体の取組支援」に係る経費を計上している。

### (2) 令和7年度の取組

- 関係省庁、自治体、民間団体等が一丸となり、第4次自殺総合対策大綱及びこどもの自殺対策緊急強化プランに掲げる施策を推進。
- 地域自殺対策強化交付金において、引き続き、地域の実情に応じた実践的な取組を行う地方自治体や広く全国に事業を展開する民間団体の取組を支援する。
- 全国における「こども・若者の自殺危機対応チーム」による支援、自殺未遂者に対する支援、ゲートキーパー養成の取組等を推進。

### (3) 依頼・連絡事項

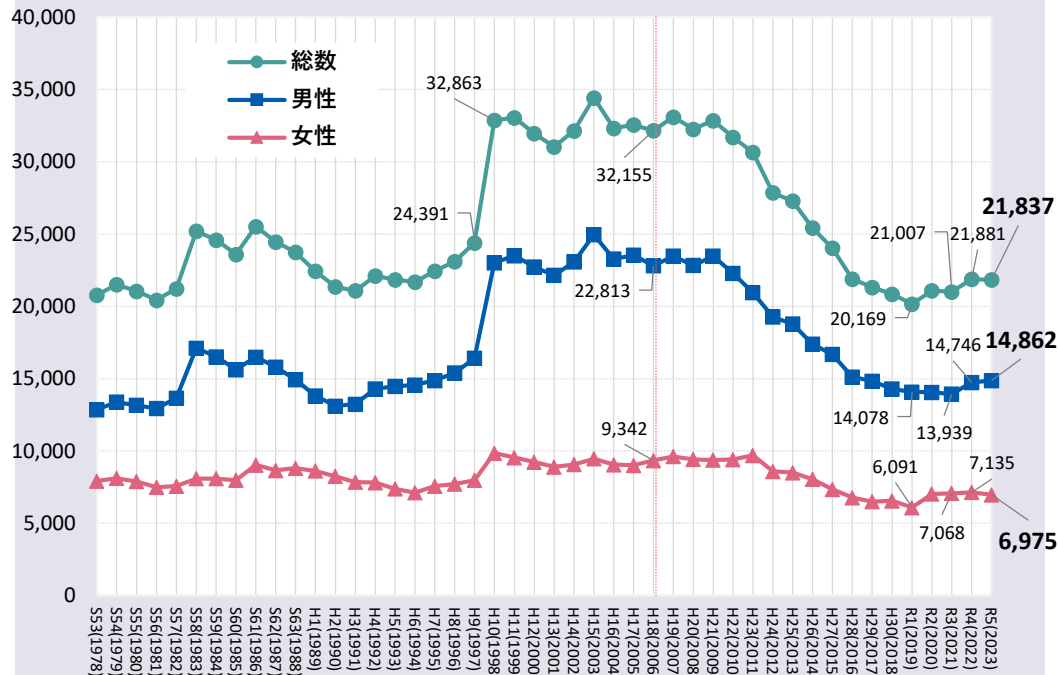
- 「こども・若者の自殺危機対応チーム」については、全ての都道府県・指定都市で設置を目指しているため、未設置の都道府県・指定都市においては、積極的に設置をお願いします。※令和6年度：16自治体が実施
- 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐため、地域自殺対策強化交付金を活用した「自殺未遂者に対する地域における包括的支援モデル事業」等、地域における自殺未遂者に対する支援について、積極的に実施をお願いします。
- 地域自殺対策強化交付金については、予算の適正執行等の観点から、交付金の交付の趣旨に則った事業内容の精査に遺漏のないようお願いする。
- 自殺対策強化月間に向けて、中高年男性に相談を呼びかける広報ポスター、広報動画を作成していることから、当該月間における相談事業の強化や普及啓発についてお願いします。
- いのち支える自殺対策推進センター(JSCP)が作成した「自治体職員向けゲートキーパー研修 eラーニング」の受講をお願いします。



# 【令和5年（確定値）】自殺者数の推移

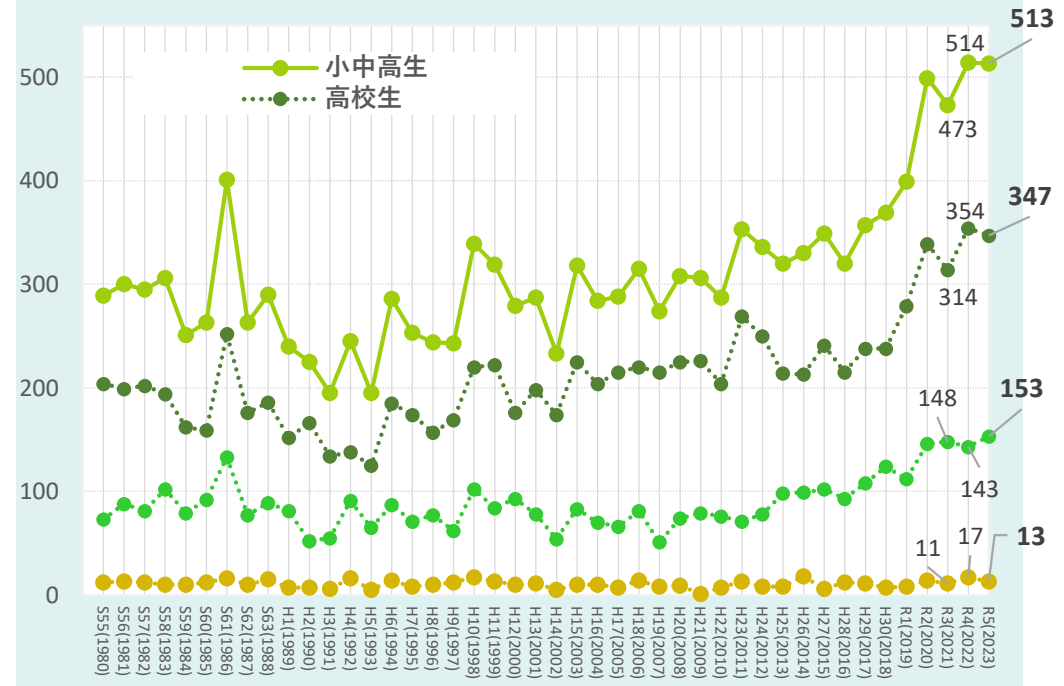
## 自殺者総数・男女別の推移

- 自殺対策基本法が成立した平成18年と、コロナ禍以前の令和元年の自殺者数を比較すると、自殺者総数は37%減、男性は38%減、女性は35%減となった。  
(H18 32,155人 → R1 20,169人)
- 令和5年（確定値）には、自殺者総数が前年を下回り、21,837人となった。また、男性の自殺者数が2年連続で増加し、女性の自殺者数が4年ぶりに減少した。



## 小・中・高生の自殺者数の推移

- 小中高生の自殺者数は、増加傾向となっている。
- 令和5年（確定値）には、513人となり、過去最多であった前年と同水準で推移している。



資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

# 第4次「自殺総合対策大綱」 (令和4年10月14日閣議決定)のポイント

- 自殺対策基本法が成立した平成18年と、コロナ禍以前の令和元年の自殺者数を比較すると男性は38%減、女性は35%減となっており、これまでの取組みに一定の効果があったと考えられる。（平成18年:32,155人→令和元年:20,169人）
- 自殺者数は依然として毎年2万人を超える水準で推移しており、男性が大きな割合を占める状況は続いているが、更にコロナ禍の影響で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことなどにより、女性は2年連続の増加、小中高生は過去最多の水準となっていることから、今後5年間で取り組むべき施策を新たに位置づける。

## 1 子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化

- ▶ 自殺等の事案について詳細な調査や分析をすすめ、自殺を防止する方策を検討。
- ▶ 子どもの自殺危機に対応していくチームとして学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることのできる仕組み等の構築。
- ▶ 命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応等を含めた教育の推進。
- ▶ 学校の長期休業時の自殺予防強化、タブレットの活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型支援情報の発信。
- ▶ 令和5年4月に設立が予定されている「こども家庭庁」と連携し、子ども・若者の自殺対策を推進する体制を整備。

## 2 女性に対する支援の強化

- ▶ 妊産婦への支援、コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性の自殺対策を「当面の重点施策」に新たに位置づけて取組を強化。

## 3 地域自殺対策の取組強化

- ▶ 地域の関係者のネットワーク構築や支援に必要な情報共有のためのプラットフォームづくりの支援。
- ▶ 地域自殺対策推進センターの機能強化。

## 4 総合的な自殺対策の更なる推進・強化

- ▶ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進。
- ▶ 国、地方公共団体、医療機関、民間団体等が一丸となって取り組んできた総合的な施策の更なる推進・強化。

■ 孤独・孤立対策等との連携 ■ 自殺者や親族等の名誉等 ■ ゲートキーパー普及※ ■ SNS相談体制充実 ■ 精神科医療との連携  
■ 自殺未遂者支援 ■ 勤務問題 ■ 遺族支援 ■ 性的マイノリティ支援 ■ 誹謗中傷対策 ■ 自殺報道対策 ■ 調査研究 ■ 国際的情報発信など

※ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

## こどもの自殺対策緊急強化プラン（概要）

- 近年、小中高生の自殺者数は増加しており、令和4年の小中高生の自殺者数は514人と過去最多となった。
- 関係省庁連絡会議を開催。有識者・当事者の方々からのヒアリングも踏まえ、こどもの自殺対策の強化に関する施策をとりまとめた。
- このとりまとめに基づき、自殺に関する情報の集約・分析、全国展開を目指した1人1台端末の活用による自殺リスクの把握や都道府県等の「若者自殺危機対応チーム」の設置の推進など、総合的な取組を進めていく。
- 今後、さらにそれぞれの事項についてより具体化を図った上で、こども大綱に盛り込めるよう検討を進める。

### こどもの自殺の要因分析

- ・ 警察や消防、学校や教育委員会、地方自治体等が保有する自殺統計及びその関連資料を集約し、多角的な分析を行うための調査研究の実施（自殺統計原票、救急搬送に関するデータ、CDRによる検証結果、学校の設置者等の協力を得て詳細調査の結果等も活用）
- ・ 学校等における児童生徒等の自殺又は自殺の疑いのある事案についての基本調査・詳細調査の実施。国における調査状況の把握・公表 等

### 自殺予防に資する教育や普及啓発等

- ・ すべての児童生徒が「SOSの出し方に関する教育」を年1回受けられるよう周知するとともに、こどものSOSをどのように受け止めるのかについて、教員や保護者が学ぶ機会を設定
- ・ 「心の健康」に関して、発達段階に応じて系統性をもって指導。「心の健康」に関する啓発資料の作成・周知 等

### 自殺リスクの早期発見

- ・ 1人1台端末の活用等による自殺リスクの把握のための、システムの活用方法等を周知し、全国の学校での実施を目指す。科学的根拠に基づいた対応や支援のための調査研究
- ・ 自殺リスク含む支援が必要なこどもや家庭を早期に把握・支援するため、個人情報などの適正な取扱いを確保しながら、教育・保健・福祉などの情報・データを分野を超えた連携に取り組む
- ・ 公立小学校、中学校等でのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置促進 等

### 電話・SNS等を活用した相談体制の整備

- ・ 「孤独ダイヤル」（#9999）の試行事業の実施
- ・ LINEやウェブチャット・孤立相談等のSNSを活用した相談体制の強化 等

### 自殺予防のための対応

- ・ 多職種の専門家で構成される「若者の自殺危機対応チーム」を都道府県等に設置し、自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者など市町村等では対応が困難な場合に、助言等を行うモデル事業の拡充。その上で、危機対応チームの全国展開を目指す
- ・ 不登校児童生徒への教育機会の確保のための関係機関の連携体制の整備や、不登校特例校の設置促進・充実 等

### 遺されたこどもへの支援

- ・ 地域における遺児等の支援活動の運営の支援 等

### こどもの自殺対策に関する関係省庁の連携及び体制強化等

- ・ こども家庭庁の自殺対策室の体制強化、関係省庁と連携した啓発活動
- ・ 「こども若者★いけんぷらす」によるこどもの意見の公聴、制度や政策への反映（支援につながりやすい周知の方法も含む）
- ・ 関係閣僚によるゲートキーパー研修の受講及び全国の首長に向けた受講呼びかけメッセージの作成 等

施策名：地域における自殺対策の強化

令和6年度補正予算 20億円

### ① 施策の目的

- ・小中高生の自殺者数は、近年増加傾向が続き、令和6年においても過去最多の水準で推移している。
- ・このため、こども・若者の自殺予防等への取組を強化する必要がある、特に自殺未遂歴や自傷行為歴等のあるハイリスク者への危機介入の強化及び地域におけるSNS等を活用した自殺に関する悩みに対する相談体制の強化等を行う必要がある。

### ② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

### ③ 施策の概要

#### I 地域におけるこども・若者の自殺危機への対応強化

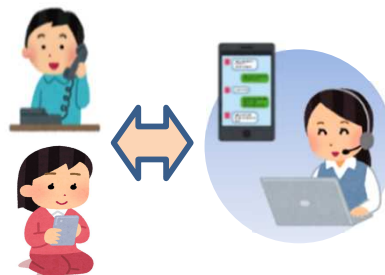
##### (1)「こども・若者の自殺危機対応チーム」の立ち上げ等への支援

- ・都道府県・指定都市において、多職種の専門家で構成されるチームを設置し、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等があるこども・若者への対応が困難な場合に、助言等を行う事業の立ち上げ等を支援



##### (2)地域におけるSNS等を活用した自殺に関する悩みに対する相談体制の強化等の支援

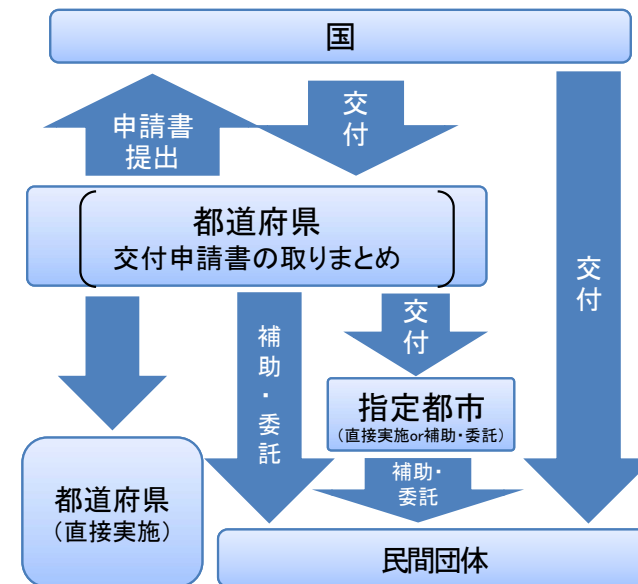
- ・都道府県・指定都市が行うSNS等を活用した相談体制の強化
- ・地域の支援機関へのつなぎ支援の実施
- ・自殺念慮者やハイリスク者に対するアウトリーチや一次保護の実施、居場所の提供
- ・相談員のなり手不足の解消、資質の向上又は定着、相談支援の環境整備等への支援



#### II 社会的に孤立し不安を抱えている人に対する電話やSNS等を活用した自殺防止等に係る民間団体の取組支援

### ④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

- 実施主体：都道府県・指定都市、民間団体
- 交付率：10/10、2/3（都道府県・指定都市）  
：10/10（民間団体）



### ⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

- ・地域の支援者支援を通じて、関係機関等の実務的な連携を強化するとともに、こども・若者の自殺企図を防止する。
- ・電話やSNS等を活用した相談体制の更なる強化等を図り、地域における具体的な支援につなげることで、自殺者数の減少に資する。

# 地域自殺対策強化交付金による自殺対策の推進

令和7年度当初予算案 32億円 (31億円) ※ ()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 我が国の自殺者数は、21,837人(令和5年)となっており、依然として高い水準で推移している深刻な状況にある。
- 自殺対策基本法に基づき、地域における自殺の実態及び特性に即した自殺対策等を支援するために、交付金を交付することとしている。
- 地域の特性に応じた継続的な対策を後押しし、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指す。

## 2 事業の概要・スキーム

交付金の交付により、地域の実情に応じた実践的な取組を行う地方自治体や広く全国に事業を展開する民間団体の取組を支援する。

### 【事業内容】

<①地域自殺対策強化事業(地方自治体向け) 交付率: 1/2,2/3,10/10>

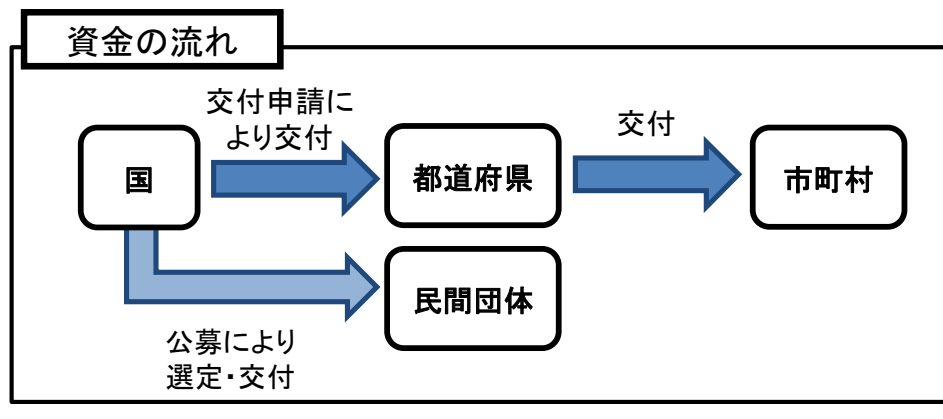
- 対面、電話、SNS相談の実施
  - ・自殺予防関連の相談会の開催
  - ・**電話・SNSを活用した相談体制等の強化(拡充)**
- 人材養成の支援
  - ・各種相談員の養成
  - ・ゲートキーパーの養成
- 適切な情報の発信
  - ・支援情報や自殺相談窓口等に関する情報の周知
- 自殺未遂者や自死遺族への支援
  - ・自殺未遂者への継続的支援や自死遺族団体に対する活動支援
- こども・若者の自殺危機対応チームによる支援の実施 等

<②自殺防止対策事業(民間団体向け) 交付率: 10/10>

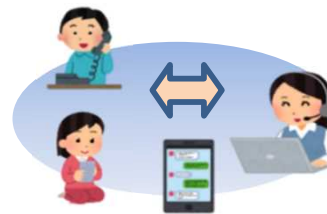
- ・**電話・SNSを活用した相談体制等の強化(拡充)**
- ・自殺念慮者やハイリスク者に対するアウトリーチ支援
- ・ゲートキーパーになった者に対する支援 等

## 3 実施主体等

- 実施主体: 都道府県・市町村、民間団体
- 交付率: 1/2,2/3,10/10(都道府県・市町村)  
: 10/10(民間団体)



電話・SNSを活用した  
相談体制等の強化



こども・若者の  
自殺危機対応チーム  
による支援の実施



# こども・若者の自殺危機対応チーム事業の更なる推進

令和7年度当初予算案 38億円の内数 (37億円の内数) ※()内は前年度当初予算額  
※令和6年度補正予算 20億円の内数

(38億円の内訳)  
地域自殺対策強化交付金 32億円  
調査研究等業務交付金 6.0億円

## 1 事業の目的

- 令和5年(2023年)の小中高生の自殺者数は、513人となり、過去最多であった前年(514人)と同水準で推移しており、自殺予防等への取組について強化していく必要がある。特に、自殺未遂歴や自傷行為歴等のあるハイリスク者への危機介入の強化が必要である。
- 「こどもの自殺対策緊急強化プラン」(令和5年6月2日とりまとめ)や「自殺総合対策大綱」(令和4年10月14日閣議決定)においても、こどもの自殺危機に対応していくチームとして、学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることのできる仕組みの構築について盛り込まれている。また、本プランにおいては、チームの全国への設置を目指すことになっている。
- こうした状況を踏まえ、こどもの自殺対策の強化の観点から、「こども・若者の自殺危機対応チーム」の設置によるこどもや若者の困難事案への的確な対応に向け、より一層取組を推進する必要がある。

## 2 事業の概要・スキーム

多職種 of 専門家で構成される「こども・若者の自殺危機対応チーム」を設置し、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等があるこども・若者への対応が困難な場合に、助言等を行う事業を実施する。

【こども・若者の自殺危機対応チーム】(事務局:地域自殺対策推進センター等)

- 支援対象者:次のこども・若者のうち、市町村等での対応困難な場合に対応チームによる支援を必要とする者
  - ①自殺未遂歴がある、②自傷行為の経験がある、③自殺をほのめかす言動があり、自殺の可能性が否定できない 等
- 構成:精神科医、心理士、精神保健福祉士、弁護士、NPO法人 等 ※ケースや地域の実情・課題により必要な人員とする
- 内容:地域の関係機関からの支援要請を受けて、以下を実施。
  - ①チーム会議の開催:支援方針・助言等の検討
  - ②支援の実施:支援方針に基づく地域の関係機関への指導・助言、現地調査
  - ③支援の終了:地域の関係機関への引継
- 都道府県・指定都市への取組支援:  
厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」が、当該事業を実施する都道府県・指定都市に係る情報を整理し、本事業に取り組む都道府県・指定都市への支援を行う。



## 3 実施主体等

- 実施主体:都道府県・指定都市、厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」
- 交付率:10/10

# ゲートキーパーの推進について

「ゲートキーパー」とは…

悩んでいる人に**気づき**、**声をかけ**、**話を聞いて**、**必要な支援につなげ**、**見守る**人のことです。

**気づき・声かけ**

家族や仲間の変化に気づいて、声をかける

**傾聴**

本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける

**つなぎ**

早めに専門家に相談するように促す

**見守り**

温かく寄り添いながら、じっくりと見守る

※上記のうちどれか1つができるだけでも、悩んでいる方にとっては大きな支えになります。

## ＜普及促進に向けた主な取組＞

- 厚生労働省ホームページ「ゲートキーパーになろう！」の設置  
※ 「青年期向け」、「大人向け」と、年代に応じてわかりやすく説明。  
※ ゲートキーパーを支援するためのページも新設。
- 各自治体でのゲートキーパー養成研修
- 厚生労働省 X (旧 Twitter) での呼びかけ
- 自殺予防週間等における、全国での広報ポスター掲示、動画広告の配信
- 政府広報との連携による周知  
※ インターネットバナー広告、ラジオ番組、BS番組



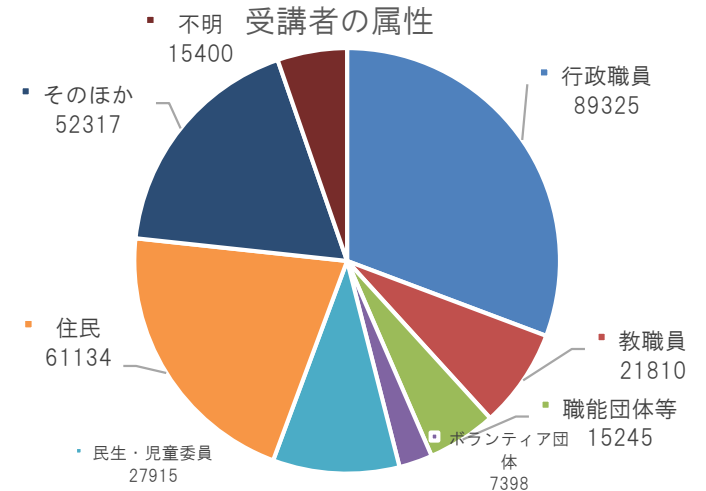
自殺総合対策大綱において、国民の約3人に1人以上がゲートキーパーについて聞いたことがあるようにすることを目指している。

➤令和3年度自殺対策に関する意識調査（厚生労働省自殺対策推進室）における認知度は12.3%

## ＜各自治体における研修の実施状況＞

### ● 令和4年度 約29万人

※各自治体からの報告を集計。  
※オンラインによる研修受講や研修動画の視聴を含む。



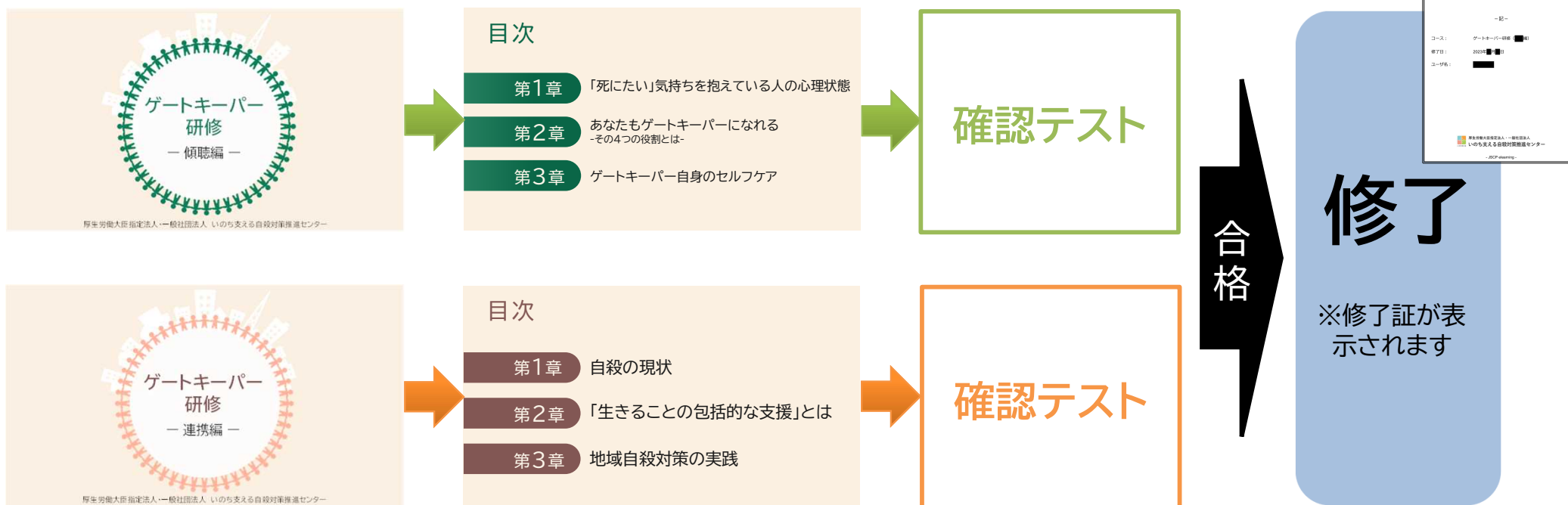
※数値は対象にしている都道府県と市町村の合計



# JSCP ゲートキーパー研修について

- いのち支える自殺対策推進センター(JSCP)において、「ゲートキーパー」に関するe-ラーニング教材を作成しました。
- 自治体職員向けに作成しており、①傾聴編(約15分)、②連携編(約35分)で構成されており、動画を視聴後、確認テストを受け合格することで、研修修了となります(全体で約1時間)。
- 自治体職員以外の方も、①傾聴編を受講することにより、ゲートキーパーに必要な知識を得ることができます。

## 【受講の流れ】



## 6 困難な問題を抱える女性への支援の推進について

### (1) 現状・課題

- 令和6年4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「女性支援新法」という。）に基づき、厚生労働省においては国の基本方針・ガイドラインの策定や各種支援事業の実施のほか、より多くの支援対象者を支援に繋げ、女性支援新法に基づく新たな支援を定着・推進するため、①女性相談支援センター全国共通短縮ダイヤル#8778（はなそうなやみ）の開設、②女性支援特設サイト（あなたのミカタ）の運営、③全国フォーラムの開催等を行っている。
- 今後、女性支援新法の理念にのっとり、さらに困難を抱える女性一人ひとりのニーズに応じた支援を推進するためには、官民協働等による切れ目ない包括的な支援体制の構築や、女性支援を担う人材の育成、支援機関における支援の質の向上等が不可欠である。

### (2) 令和7年度の取組

- ①支援対象者の早期発見から地域での自立・定着まで切れ目ない女性支援の一層の推進を図る官民協働等女性支援事業の創設、②女性支援機関の支援員の質の向上・業務負担の軽減や職場環境の整備のためのスーパービジョン整備事業の創設、③女性自立支援施設通所型支援モデル事業における賃借料加算の新設、④女性自立支援施設における就職支援等の充実等により、引き続き困難な問題を抱える女性への支援を推進する。
- 国の研修体系を見直し、公的支援機関や民間団体、都道府県担当者など関係者全てに研修の機会を設けるとともに、心理職員の専門性向上のための研修を実施し、女性支援を担う者の育成及び支援の強化を図る。
- 女性支援新法附則第2条に基づき、支援を受ける者の権利擁護の仕組みの構築及び支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築を目的として、令和6年度に策定した女性自立支援施設における第三者評価基準等の活用を促すとともに、令和7年度においては、女性相談支援センター一時保護所を評価する仕組み等について検討を進める。

### (3) 依頼・連絡事項

- 困難な問題を抱える女性への包括的な支援体制を構築するため、都道府県においては、管内の女性支援の実施状況や実施体制等を踏まえ、自治体・公的支援機関・民間団体間の緊密な連携や協働に向けた調整を積極的に行うようお願いする。また、これらの連携や協働に当たっては、基本計画の策定や支援調整会議の設置が重要であるところ、これらの取組について、都道府県はもとより市町村においても実施されるよう、管内自治体へ働きかけや助言を行っていただくようお願いする。また、市町村における女性相談支援員の配置についても促進されるよう併せて働きかけ等をお願いする。
- 共同親権の内容を含む「民法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第33号）の施行に向けて、国では周知用のパンフレット等を作成したところであるが、今後もQ&A形式での解説資料の作成や研修会等の実施を予定しているのでご了知いただくとともに、管内市町村等への周知につきご協力をお願いする。  
また、悪質ホストクラブ問題については、引き続き、まずは女性相談支援センターを最初の相談窓口としていただき、関係機関等で緊密な連携を図りながら、相談者に寄り添った支援に取り組んでいただくようお願いする。

# 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(議員立法)のポイント

- **女性をめぐる課題**は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題。
- こうした中、**困難な問題を抱える女性支援の根拠法**を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする**売春防止法**から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築。

## 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(新法)(令和6年4月1日施行)

### ■ 目的・基本理念

= 「**女性の福祉**」「**人権の尊重や擁護**」「**男女平等**」といった視点を明確に規定。

※現行の売春防止法では、「売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生」が目的。

### ■ 国・地方公共団体の責務

= 困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記。

■ **教育・啓発**

■ **調査研究の推進**

■ **人材の確保**

■ **民間団体援助**

### ■ 国の「基本方針」

※厚生労働大臣告示で、困難な問題を抱える女性支援のための施策内容等

### ■ 都道府県基本計画等

⇒ 施策の実施内容

### ■ 支援調整会議(自治体)

⇒ 関係機関、民間団体で支援内容を協議する場。連携・協働した支援

**女性相談支援センター**  
(旧名：婦人相談所)

**女性相談支援員**  
(旧名：婦人相談員)

**女性自立支援施設**  
(旧名：婦人保護施設)

### 民間団体との「協働」による支援

■ **支援対象者の意向を勘案。訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用等による支援**  
⇒ **官民連携・アウトリーチできめ細やかな支援**



■ **国・自治体による支弁・負担・補助**

**民間団体に対する補助規定創設**

## 売春防止法

**第1章 総則**  
(主な規定)  
第1条 目的  
第2条 定義  
第3条 売春の禁止

**第2章 刑事処分**  
(主な罰則)  
第5条 勧誘等  
第6条 周旋等  
第11条 場所の提供  
第12条 売春をさせる業

**第3章 補導処分**  
(主な規定)  
第17条 補導処分  
第18条 補導処分の期間  
第22条 収容

**廃止**

**第4章 保護更生**  
(主な規定)  
第34条 婦人相談所  
第35条 婦人相談員  
第36条 婦人保護施設  
第38条 都道府県及び市の支弁  
第40条 国の負担及び補助

存続

令和7年度当初予算案 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 24億円の内数（26億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額  
令和6年度補正予算において別途予算措置：2.0億円

## 1 事業の目的

- 様々な困難な問題を抱えた女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチからの相談対応や、居場所の確保、地域での自立・定着など、入口から出口まで切れ目のない支援を推進する。

## 2 事業の概要・スキーム

### (1) アウトリーチ支援・SNS相談支援

困難な問題を抱えた女性について、夜間見回り等による声掛けによる相談支援や、出張相談窓口における相談支援、SNSを活用した相談支援等を実施。

### (2) 居場所の確保

一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断された際に、居場所の提供や食事の提供など日常生活の支援を行うとともに、相談支援を実施。

### (3) 自立支援

継続的な支援が必要と判断される者や、居場所支援が長期化する者に対し、居住地や就業、教育に関する情報提供や助言など必要な自立に向けた支援を実施。

### (4) ステップハウス

**(3)の実施に際し、一時的な避難場所ではなく、自立に向け、生活再建や生活習慣の改善等の生活支援を受けながら一定期間居住できる場所を確保。**

### (5) アフターケア

**(3)または(4)を実施した者に対して、電話相談、家庭訪問、職場訪問等を通じて地域生活を定着させるための継続的な支援を実施。**

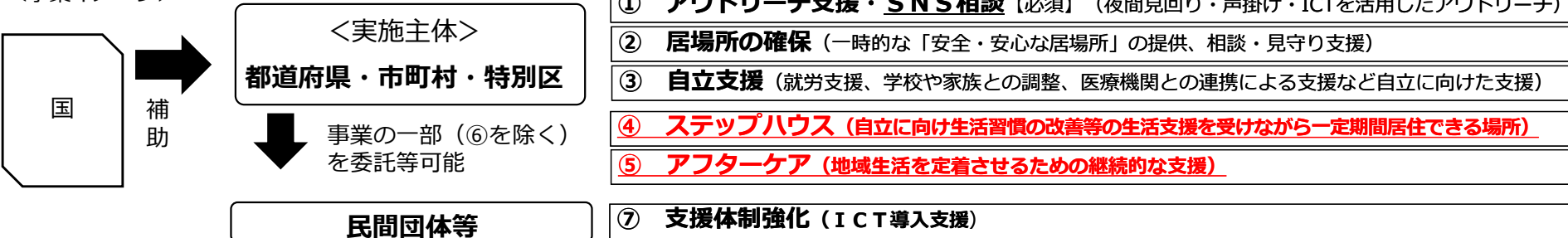
### (6) 関係機関連携会議

行政機関、民間団体、医療機関等で構成する会議を設置し、支援内容に関する協議等を行い、相互に情報共有を図る。

### (7) 支援体制強化（ICT導入支援）

(1)～(5)の実施に際し、ICTを活用した支援の導入や情報管理等を実施。

<事業イメージ>



困難女性

悪質ホスト被害者  
JKビジネス被害者  
家出少女、AV出演強要  
DV・性暴力被害者  
孤独・孤立  
困窮、孤獨・孤立  
等

⑥ 関係機関連携会議の設置等【必須】（関係機関と民間団体の連絡・調整）

※①及び⑥については、当該事業による補助を受けずに実施している場合であっても「必須」の条件を満たすものとして取り扱うこととする。

※①～⑥の事業の実施に際しては、実施主体の策定する計画（都道府県基本計画または市町村基本計画）に基づき行うものとする。

## 3 実施主体等

実施主体：都道府県・市町村（特別区含む）  
補助率：国 1/2、都道府県・市町村（特別区含む） 1/2

<事業実績> 令和4年度：3自治体（6団体）  
令和5年度：5自治体（9団体）  
令和6年度：13自治体（28団体）

令和7年度当初予算案 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 **24**億円の内数（26億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 女性をめぐる課題が、生活困窮や性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化している中で、精神疾患を抱える女性への支援や共同親権（民法改正）に関する相談対応など、女性支援機関（女性相談支援員、女性相談支援センター、女性自立支援施設）の支援員は、専門的かつ新しい知識と技術を常に習得し、日々の支援に当たることが求められている。
- また、特に女性相談支援員が一人しか配置されていない自治体においては、職責の重さや相談支援の難しさなどを感じたときにバーンアウトしそうな気持ちになるといった調査結果が報告されている（令和5年度厚生労働省調査研究事業費補助金「困難な問題を抱える女性への支援の在り方等に関する調査研究事業」）。
- このため、女性相談支援員をはじめとする各女性支援機関においてスーパービジョン体制の整備を行い、有識者や職員OB等が知識や経験を生かし、支援員が抱える困難事例等に対する助言を行う等、女性支援機関の支援員の質の向上を図るとともに、業務における心理的負担を軽減し、その役割を果たすことができる職場環境の整備を推進する。

## 2 事業の概要・スキーム

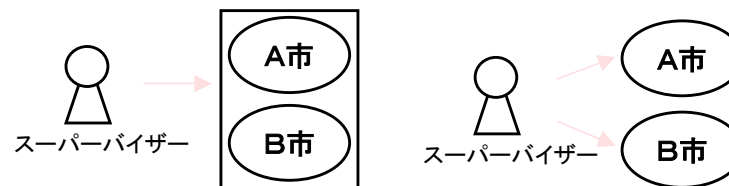
### ①女性相談支援員向けスーパービジョン整備費（女性相談支援員活動強化事業の拡充）

都道府県または市町村において、女性相談支援員が抱える困難事例等に対して、有識者や職員OB等が知識や経験に基づいた助言を行う。

### ②女性相談支援センター・女性自立支援施設職員向けスーパービジョン整備事業（困難女性支援活動・DV対策機能強化事業の拡充）

女性相談支援センターや女性自立支援施設を設置する都道府県（女性相談支援センターを設置している指定都市を含む）において、支援員が抱える困難事例等に対して、有識者や職員OB等が知識や経験に基づいた助言を行う。

※ スーパーバイザーによる助言は、集合方式やオンライン等により、複数の市町村の女性相談支援員または同一都道府県内の女性相談支援センター及び女性自立支援施設を対象に一体的に実施することも可能とする。



## 3 実施主体等

- ①【実施主体】都道府県・市町村（特別区含む）  
【補助率】国 1/2（都道府県・市町村（特別区含む） 1/2）
- ②【実施主体】都道府県・女性相談支援センターを設置している指定都市  
【補助率】国 1/2（都道府県・指定都市 1/2）

令和7年度当初予算案 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 24億円の内数（26億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 困難な問題を抱える女性のうち女性自立支援施設への入所による支援が望ましいと考えられる女性であっても、若年女性、同伴児のいる女性、障害を持つ女性等の概ね3割が入所につながっていない。
- また、入所につながらなかったケースについては、その後の行き先や支援の状況が把握できない場合も多く、支援が途切れている可能性もある。
- そのため、女性自立支援施設へ通所しながら、性暴力等の被害からの心身の健康の回復に向けた支援や、安定的な日常生活を営んでいくための専門的な相談支援等を継続的に受けられる事業をモデル的に実施し、入所につながらなかったケースへの効果的な支援の在り方を検討する。

## 2 事業の概要・スキーム

### 1. 日中活動等を通じた居場所の確保や生活習慣等の定着支援

日中活動等を通じて、日中の居場所を提供するとともに、就業意欲を高め、一般的な生活力を身につけるための支援を行う。

### 2. 心理療法

定期的な心理療法等を実施し、性暴力等の被害からの心身の健康の回復を図る。

### 3. ピアサポート

施設入所者を含め、同じ立場や境遇、経験等を有する女性同士の情報交換や交流の場の提供など、当事者性を活かしたサポート活動を行う。

### 4. 施設の生活体験

施設入所が望ましい者等について、事前に施設における生活を体験することで、本人の意思決定等を支援する。

### 5. 施設入所への課題検証等

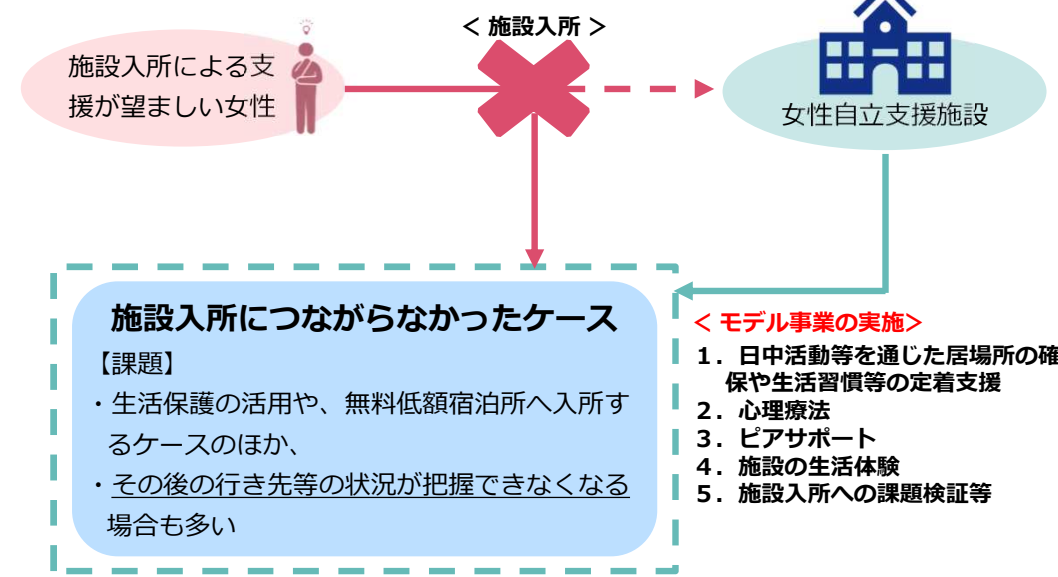
入所に至らなかったケースについて、その要因を検証し、必要な見直しを図るとともに、必要に応じた入所の促進を図る。

#### 【拡充内容】

#### ○ 賃借料加算の新設

※ 女性自立支援施設はDV被害者やストーカー被害者が多く入居しており、安全性を確保する観点から住所を秘匿としているところも多い。このため、通所型支援の実施のための場所を借りる必要がある場合もあることから、そのための賃借料を補助する。

#### <事業イメージ>



## 3 実施主体等

【実施主体】都道府県 【補助率】3/4

【補助単価案】1施設当たり5,771千円、4の利用者一人当たり日額2,405円、**賃借料加算 1施設当たり3,000千円（最大）**

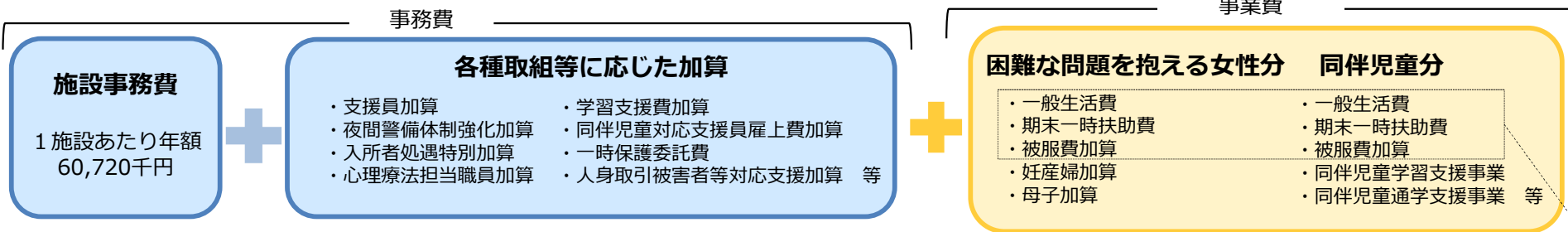
令和7年度当初予算案 **27**億円（26億円） ※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 女性相談支援センターが、DV被害者やストーカー被害者、人身取引被害者、家族関係の破綻や生活の困窮等、社会生活を営むうえで困難な問題を抱える女性を対象に一時保護を実施する場合に必要な費用（女性保護事業費負担金）や、女性自立支援施設において、支援対象者の自立に向けて、中長期的に心身の健康の回復を図りつつ、生活を支援する際に必要となる費用（女性自立支援事業費補助金）として、都道府県等が支弁した経費に対し、国が負担・補助を行うもの。

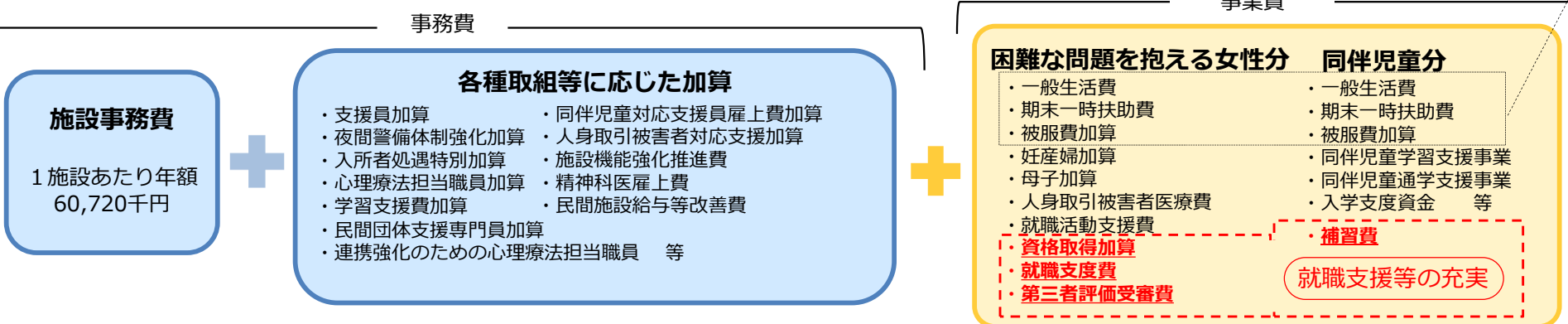
## 2 事業の概要・スキーム

＜女性保護事業費負担金＞ 定員20名、地域区分20/100の場合のイメージ



乳児同伴1名の場合の1世帯あたり月額 151,580円

＜女性自立支援事業費補助金＞ 定員20名、地域区分20/100の場合のイメージ



## 3 実施主体等

- 女性保護事業費負担金**：（実施主体）都道府県・女性相談支援センターを設置している指定都市  
（補助率） 国 5/10、都道府県・指定都市 5/10
- 女性自立支援事業費補助金**：（実施主体）都道府県  
（補助率） 国 5/10、都道府県 5/10

令和7年度当初予算案 27百万円の内数（1.1百万円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 国の研修体系について、法の基本理念（関係機関・民間団体の協働）を踏まえ、女性支援機関や民間団体、都道府県担当者など関係者全てに研修の機会を設けるとともに、心理職員の専門性向上のための研修を追加する等の見直し等を行い、女性支援を担う者の育成及び支援の強化を図る。

## 2 事業の概要・スキーム

※令和7年度の研修イメージ

	国		都道府県
実施者	<b>国(委託事業者)【新規】</b>	国(国立保健医療科学院)	都道府県 <b>※国(委託事業者)もブロック毎に実施【新規】</b>
研修カテゴリ	管理職研修	①管理職実践研修 ②心理職員専門実践研修	支援職員・ 都道府県研修担当者研修
対象者	機関の長(センター長、統括女性相談支援員等、施設長、民間団体責任者、都道府県担当課長・係長)	①機関の長(センター長、統括女性相談支援員等、施設長、民間団体責任者) ②心理職員(センター及び施設の心理支援員、心理療法担当職員)	センター職員、女性相談支援員、施設職員、民間団体職員、都道府県研修担当者
研修目的	・女性支援の重要性や役割、目的・理念等を理解し、組織における支援のあり方やマネジメント等を学ぶ。 ・支援機関同士の関係作り	①機関の長向け 各機関の長が、演習を通して実践的な支援、スーパーバイズのための技術を習得する。 ②心理職員向け 専門的かつ実践的な支援を行うための知識や技術の習得を行う。	・女性支援の重要性や役割、目的・理念等を理解し、地域の特性を活かした具体的な支援技術を身につける。 ・支援者同士の関係作り
研修内容	・共通研修(制度の目的・理念、全体像の理解、最近のトピックス等) ・分科会	①多様なケースを想定したケースワーク、関係機関との連携やスーパービジョン等の演習 ②心理支援に係る技法等についての座学と演習	・共通研修(調査研究事業によるカリキュラムに基づく研修) ・分科会
日程等	1～2日	①3日 ②2日	1～2日

※上記のほか、時事トピックスに関する研修は適時実施。全国フォーラム（官民関係機関による意見交換やネットワークの構築）、全国女性相談支援員研究協議会（各都道府県が持ち回りで国と共催）も毎年実施予定。

## 3 実施主体等

【実施主体】 国

※引き続き都道府県が単独で実施する研修費用は補助金により助成



## 7 矯正施設退所者等への地域生活定着支援について

### (1) 現状・課題

- 地域生活定着促進事業においては、「①コーディネート業務」、「②フォローアップ業務」、「③被疑者等支援業務」、「④相談支援業務」、「⑤関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等」の5つの業務を通じ、高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする犯罪をした者等の社会復帰及び地域生活への定着を支援し、地域共生社会の実現を図っている。
- 地域共生社会を実現していくためには、地域生活定着支援センターの孤軍奮闘による支援ではなく、関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークを構築等し、地域の総合力を生かした支援を展開することが重要である。
- しかし、一部の地域生活定着支援センターにおいては、官民協働の支援ネットワークの構築が進みつつあるものの、全国的な傾向としてはあまり進んでおらず、結果として、センター間における支援件数の地域差にも現れている。

### (2) 令和7年度の取組

- 地域生活定着促進事業において実施を必須としている「⑤関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等」を、全ての地域生活定着支援センターにおいて確実に実施できるよう、令和7年度予算（案）において、新たに「官民協働の支援ネットワークの構築強化費」及び「協議体を活用した連携強化推進費」を追加した。
- これにより、全ての地域生活定着支援センターにおいて、重層的支援会議や（自立支援）協議会等といった既存の各種協議会へ参画し、個別支援や事例検討、啓発研修等を通じた官民協働の支援ネットワークの構築強化を都道府県内全域で図ることにより、生きづらさを抱えた人たちを地域で包摂するための理解・取組を広めるとともに、業務の一層の円滑化・効率化につなげる。

### (3) 依頼・連絡事項

- 地域生活定着促進事業の主管課におかれては、地域生活定着支援センターと恒常的な情報共有や意見交換等を行ったり、センターとともに支援の現場等に赴いたりすることなどを通して、支援の実情等を把握いただくとともに、本事業の意義等を御理解いただくようお願いしたい。
- 地域の協議体と連携した官民協働の支援ネットワークを構築強化するに当たり、例えば、地域生活定着支援センターが市町村と接触する際に、その連絡調整等といった橋渡し役を都道府県が担うなど、センターと都道府県が協働した取組をお願いしたい。
- 全ての地域生活定着支援センターにおいて、持続的な事業運営に資するだけでなく、上記の「⑤関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等」が確実に実施できるよう、各センターの業務量に応じて必要な事業費への都道府県補助に係る予算の確保・執行をお願いしたい。

令和7年度予算案額 412億円の内数（384億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額 ※生活困窮者就労準備支援事業費等補助金

## 事業の目的

高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする犯罪をした者等に対し、各都道府県の設置する地域生活定着支援センターが、刑事司法関係機関、地域の福祉関係機関等と連携・協働しつつ、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束中から釈放後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援し、**地域共生社会の実現を図る**とともに、再犯防止対策に資することを目的とする。

## 実施主体

都道府県（全都道府県で実施。社会福祉法人等に委託可）【補助率：3／4】

## 事業内容

### 1. コーディネート業務

→矯正施設（以下、刑務所、少年刑務所、拘留所及び少年院を指す。）退所予定者の帰住地調整支援を行う。

### 2. フォローアップ業務

→矯正施設退所者を受け入れた施設などへの助言等を行う。

### 3. 被疑者等支援業務（令和3年度から開始）

→被疑者、被告人の福祉サービス等の利用調整や釈放後の継続的な援助等を行う。

### 4. 相談支援業務

→高齢であり、又は障害を有することにより、自立した生活を営むことが困難と認められる犯罪をした者等のうちセンターが福祉的な支援を必要とすると認める者について、本人又はその家族、更生保護施設、地方公共団体、福祉事務所その他の関係者から、本人の福祉サービス等の利用に関する相談を受けたときは、担当職員を指名の上、本人と面接を行わせるなどして、本人のニーズ等を確認し、その意思を踏まえて、助言その他必要な支援を行う。

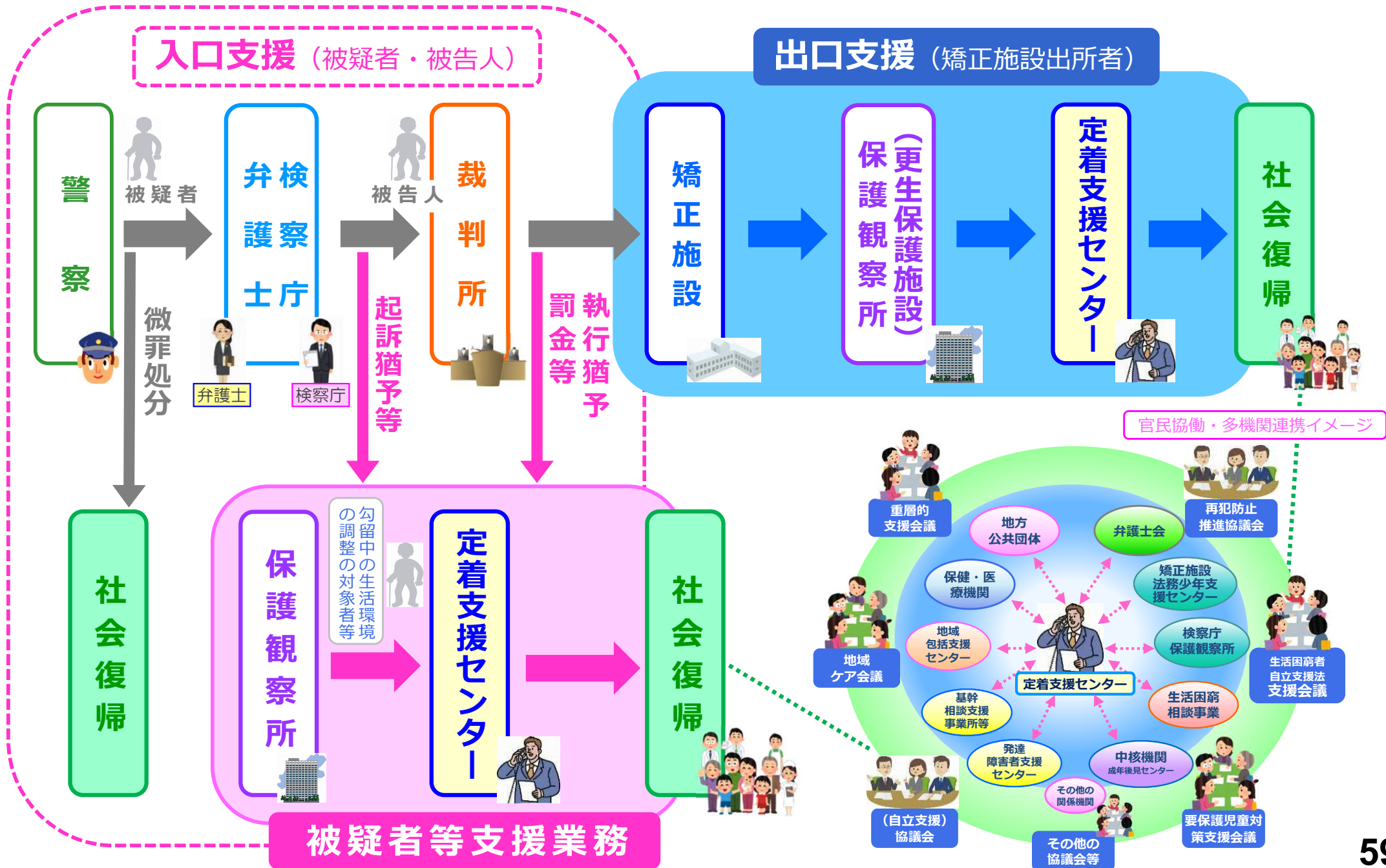
### 5. 関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等

→センターは、（ア）刑事司法関係機関、地方自治体の福祉関係部局課や地域において福祉的支援を提供する事業者等と、恒常的な連携が確保できるよう、関係者相互間の連絡を密にし、（イ）当該事業者の支援技術の向上を図り、地域住民の理解を得られるよう、研修や普及啓発活動を行う。

（地域生活定着促進事業実施要領、地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針より一部抜粋）

# 地域生活定着支援センターの業務フロー – 地域の総合力を生かした事業実施 –

● 入口支援及び出口支援のいずれにおいても、**官民協働**・**多機関連携**による地域全体での支援体制が重要。



## 8 ひきこもり支援について

### (1) 現状・課題

- ひきこもり当事者やその御家族が、より身近なところで相談ができ、必要な支援が受けられる環境づくりを目指して、市区町村における相談窓口の設置や居場所づくり、関係者間のネットワーク構築、当事者会・家族会の開催など、ひきこもり支援体制の構築を進めている。
- 内閣府が令和5年3月に公表した「こども・若者の意識と生活に関する調査」結果では、15～64歳の年齢層において50人に1人程度がひきこもり状態にあるとの調査結果となっており、支援体制の整備が必要。また、昨年4月に施行された「孤独・孤立対策推進法」等に基づき、ひきこもり支援の推進を図っていくこととしている。
- 支援対象者の抱える課題は複雑・複合化しており、支援の困難さや長期化により支援者自身が疲弊し、効果的・継続的な支援を阻害しているとの課題もある。

### (2) 令和7年度の取組

- 都道府県ひきこもり地域支援センターにおいて、ひきこもり支援推進事業を実施していない市区町村に対する後方支援として、定期的な巡回、相談の状況把握、支援のフォローアップ、市区町村職員との同行訪問及びケース対応などに取り組む伴走型支援に必要な専門職員を配置ための加算を創設し、効果的・継続的な支援体制の構築を図る。
- ひきこもり支援従事者同士が気軽に支援の有用な情報交換ができ、ノウハウ、経験談を蓄積、検索ができるコミュニケーションの場をオンライン上に設けており、令和7年度からはその対象者を全市区町村職員等へ拡充するなど、支援者ケアに資する取組を一層促進する。

### (3) 依頼・連絡事項

- 各市区町村においては、令和7年度予算（案）を積極的に活用いただき、ひきこもり支援センター等の設置を進め、相談支援の充実や居場所づくり、官民が連携した支援体制の構築を推進するとともに、これまでお願いしている、①ひきこもり相談窓口の明確化・周知、②支援対象者の実態やニーズの把握、③市町村プラットフォームの設置・運営の3つの取組が未だ実施されていない市区町村におかれては、ひきこもり支援構築の基礎となる取組みであることから、早急な取組みをお願いしたい。また、各都道府県においては、管内市町村におけるこれらの取組への積極的な支援をお願いしたい。
- ひきこもり当事者やその御家族に関わる全ての支援者が、伴走支援を行うにあたっての参考となるよう、支援を行う前提や基本的な考え方（価値や倫理）、それに基づく支援のポイントなどを網羅的に掲載した「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～」を策定したので活用されたい。

より身近な市町村域における相談窓口の設置と支援内容の充実を図り、これを都道府県がバックアップする体制を構築

### 市町村域

### ひきこもり支援に特化した事業 (令和6年度 : 303市区町村)

段階的な充実

#### I ひきこもり地域支援センター (令和6年度 : 38市区町)

①相談支援、②居場所づくり、③地域のネットワークづくり、④当事者会・家族会の開催、⑤住民への普及啓発等を総合的に実施

#### II ひきこもり支援ステーション (令和6年度 : 110市区町村)

ひきこもり支援の核となる①相談支援、②居場所づくり、③地域のネットワークづくり等を一体的に実施

#### III ひきこもりサポート事業 (令和6年度 : 155市区町村)

ひきこもり支援の導入として、任意の事業を選択して実施

#### 重層的支援体制整備事業

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築

属性を問わない相談支援、参加支援  
地域づくりに向けた支援 等

#### 生活困窮者自立支援制度

(福祉事務所設置自治体)

#### 自立相談支援事業

アウトリーチや関係機関への同行訪問  
関係機関へのつなぎ 等

#### 就労準備支援事業

就労準備支援プログラムの作成  
ひきこもりの方がいる世帯への訪問支援等

#### ○市町村への準備支援(拡充)

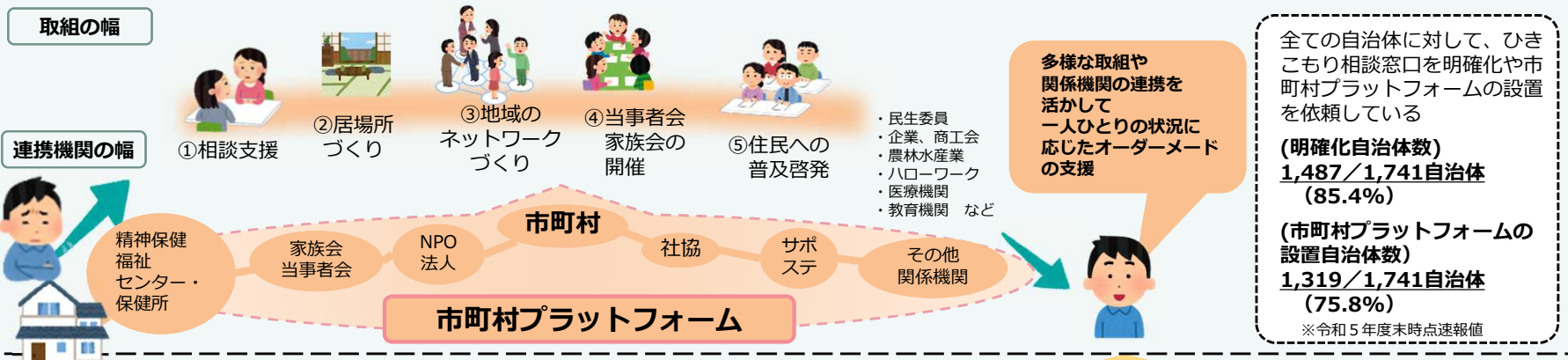
新たに支援開始を検討している市町村の準備費用(実態把握経費、居場所等の拠点の修繕費、備品購入費など)へ手厚く補助(※次年度、センター等の実施が条件)

ひきこもり地域支援センターのサテライトの設置

都道府県から市町村への財政支援と支援ノウハウの継承  
※原則2年後に市町村事業に移行

#### 支援イメージ

#### ～「多様な支援の選択肢」×「多様な主体による官民連携ネットワーク」～



全ての自治体に対して、ひきこもり相談窓口を明確化や市町村プラットフォームの設置を依頼している

(明確化自治体数)  
1,487/1,741自治体  
(85.4%)

(市町村プラットフォームの設置自治体数)  
1,319/1,741自治体  
(75.8%)

※令和5年度末時点速報値

#### 後方支援 立ち上げ支援

#### ひきこもり地域支援センター

相談支援、居場所づくり、地域のネットワークづくり、家族会・当事者会の開催、住民への普及啓発に加えて、市町村等への後方支援と支援者研修等を総合的に実施する

市町村等への  
後方支援

関係機関の  
職員養成研修

多職種専門  
チームの設置

等

都道府県(指定都市)域 (67都道府県市)

#### ②支援の質の向上 ③支援者のケア

#### ①社会全体の 気運醸成

国

#### ①ひきこもりに関する地域社会に向けた広報事業

ひきこもり支援シンポジウム、全国キャラバンの開催  
ひきこもり支援情報をまとめたポータルサイト運用 等

#### ②人材養成研修事業

ひきこもり地域支援センター職員等を対象とした初任者向け・中堅者向け研修の実施

#### ③ひきこもり支援コミュニティ(支援者支援)の構築

支援者が抱える悩みの共有や相談できる場などの提供等を通じ、支援者をフォローアップ



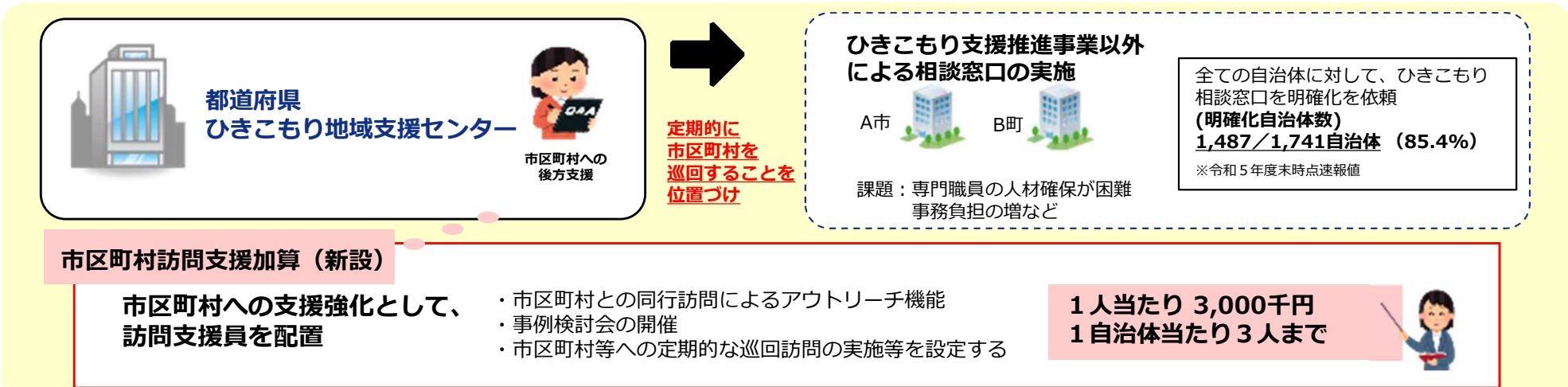
## 1 事業の目的

- 本事業では、令和4年度以降、都道府県・指定都市域での取組のみならず、住民に身近な基礎自治体である市区町村においてひきこもり支援に特化した相談窓口の設置や居場所づくり、関係者間のネットワーク構築、当事者会・家族会の開催など、ひきこもり支援体制の構築を進めている。
- 内閣府の調査（令和5年3月）の公表では、ひきこもり状態の方が50人に一人（推計）であることが明らかになり、新たな支援ニーズの掘り起こしが進むことで相談件数の増加が見込まれる。
- こうした中、各自治体に対して「ひきこもり相談窓口を明確化」するなど依頼しているが、地域の実情によりひきこもり支援推進事業以外で実施している市区町村もあり、ひきこもり支援体制の地域偏在の解消とともに、今年度の策定を目指す「ひきこもり支援ハンドブック」に沿ったひきこもり支援ができる体制の整備を進めていく。

## 2 事業概要・スキーム・実施主体等

### 【拡充内容】

都道府県ひきこもり地域支援センターにおいて、本事業を実施していない市区町村に対する後方支援を拡充し、定期的な巡回、相談の状況把握、支援のフォローアップ、市区町村職員との同行訪問及びケース対応などに取り組む伴走型支援に必要な専門職員を配置する。

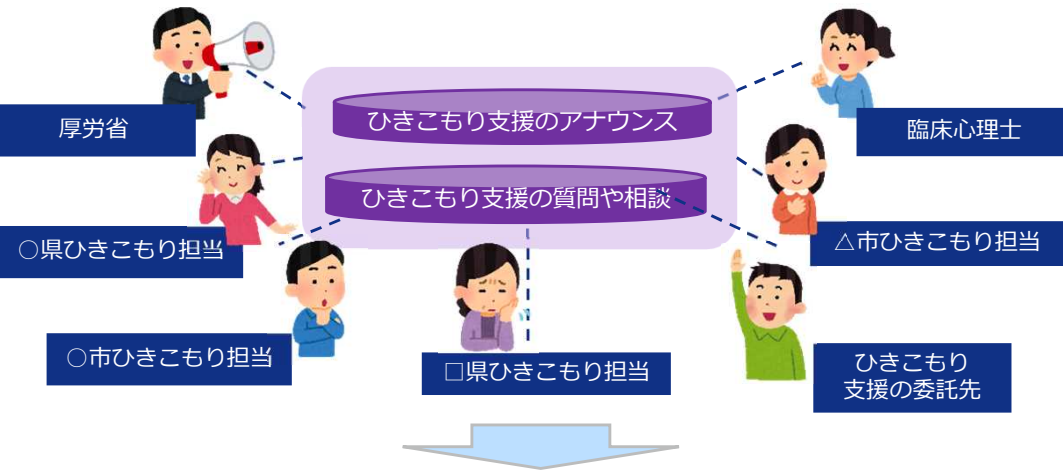


# ひきこもり支援従事者ケア事業 (旧 ひきこもり支援従事者コミュニケーション活用事業)

ひきこもり支援従事者が、複雑・複合化した課題や長期化する支援において抱える悩みの解消・抑制するための方策として、オンラインのコミュニケーションツールを活用し、ひきこもり支援従事者同士が繋がりによる支援者ケアに資する取組となるよう進めています。

## ひきこもり支援コミュニティとは？

厚生労働省や自治体職員、NPO、臨床心理士会等の全国のひきこもり支援従事者同士が、気軽にひきこもり支援の有用な情報交換ができ、ノウハウ、経験談を蓄積、検索ができる、ひきこもり支援者のためのコミュニケーションの場です。



1 同士で気軽に相談できる

自己紹介や雑談で同士の繋がることができます。繋がることで、複雑化しているひきこもり支援の悩みも気軽に相談することができます。

2 他所のリアルな情報を調べられる

他所の取組内容や、ひきこもり支援内容など、リアルな情報が蓄積されるようになり、いつでも検索で調べられます

3 ニュースや有益な公共情報が見える

厚生労働省や、全国各地から取り組みやニュースが提供がされるため、支援者同士で学び合えます

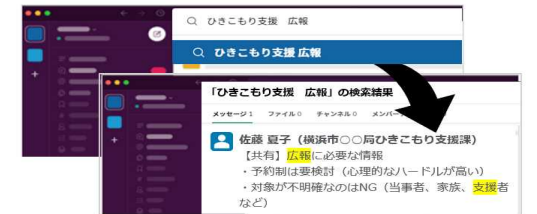
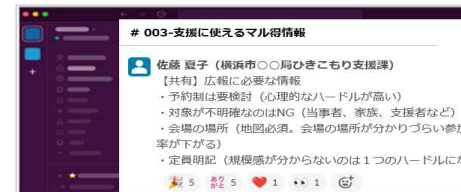
## ひきこもり支援コミュニティの画面イメージ



経験や知識を共有でき、全国のひきこもり支援に貢献できます。また、検索することもできます 1 2

【対象チャンネル】 # 003-支援に使えるマル得情報、# 004-支援対象者からの声を集めました

【使い方】自身の自治体で経験してきたことを、全国に共有することができます。また、似たような悩みを持っている人の過去の相談内容や参考になる情報を検索して活かすことができます。



業務外のこともOK! 気軽に雑談できます 1

【対象チャンネル】 # 005-わいわいガヤガヤ-雑談

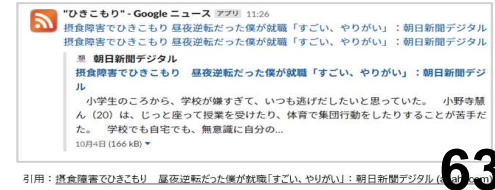
【使い方】お互いの地域のオススメとかなんでも語り合えます



ひきこもりの関連ニュースを確認できます 3

【対象チャンネル】 # 007-ひきこもり関連ニュース-rss

【使い方】自動でニュースが届きます、チェックしてみてください



引用：厚生労働省でひきこもり 昼夜逆転だった僕が就職『すごい、やりがい』：朝日新聞デジタル

### 背景や目的

- 厚生労働省では、ひきこもり状態にある本人やその家族への支援について、基礎自治体（市区町村）による支援体制の構築を進めている。
- 現在、**中高年齢層のひきこもり状態にある人の調査結果をはじめ、8050世帯など複雑化・複合化した課題を抱える世帯の顕在化や、NPO法人等の多様な支援主体の参画など、ひきこもり支援の状況は大きく変化しており、現状の課題等を踏まえた、新たな指針が必要**である。
- ひきこもり状態にある本人やその家族に対応する職員等の心構え、知識、対応方法等を検討し、**寄り添う相談支援を実施するための指針**とする。
- ひきこもり当事者や家族等の状況は多様であるため、**社会的孤立状態にある方や、生きづらさを抱えている方等、幅広くとらえて支援の対象とする。**
- 名称は「**ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～**」とする。  
(マニュアルという言葉は用いない)

### 検討委員会構成

- 石川 良子 (立教大学人社会学部教授)
- ※宇佐美政英(国立国際医療研究センター国府台病院  
児童精神科診療科長)
- ※斎藤 環 (筑波大学医学医療系精神保健学名誉教授)
- ◎長谷川俊雄(白梅学園大学名誉教授)
- 林 恭子 (一般社団法人ひきこもりUX会議代表理事)
- 板東 充彦 (跡見学園女子大学心理学部臨床心理学科教授)
- 藤岡 清人 (特定非営利活動法人KHJ全国ひきこもり  
家族会連合会理事長(共同代表))
- 山崎 正雄 (高知県立精神保健福祉センター  
(高知県ひきこもり地域支援センター) 所長)
- ◎は座長 ※は「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」研究  
メンバー及び研究協力者

### <令和5年度の検討内容>

- ・全体的な構成の検討
- ・作成目的、趣旨の確認
- ・支援対象者の考え方の整理
- ・名称 (マニュアル→ハンドブック)
- ★ハンドブック骨子の策定

- 全4回の検討委員会開催 (R5.8~R6.3)
- 延べ5回の作業部会開催
- 全自治体宛のアンケート調査 (2回)

### <令和6年度の検討内容>

- ・目次に沿った本文の作成
- ・ひきこもり支援のポイントの整理
- ・事例でみる支援のポイントの整理
- ★ひきこもり支援ハンドブックの策定  
(令和6年度内を予定)

- 全4回の検討委員会開催 (R6.7~R7.3)
- 実践者へのヒアリング調査
- 関係機関・団体、当事者及び家族、自治体への意見照会

★令和6年10月末～  
ハンドブックに対する意見をインターネット上で照会  
★令和7年2月頃  
ハンドブック試行研修開催

- ハンドブック 目次 (予定)
- 1 はじめに
  - 2 ひきこもり支援の目指す姿
  - 3 ひきこもり支援における  
価値や倫理
  - 4 ひきこもり支援のポイント
  - 5 事例で見る支援のポイント  
(30事例程度)



# 【令和6年度 厚生労働省 社会福祉推進事業】ひきこもり支援にかかる支援ハンドブックの策定に向けた調査研究事業 ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～（素案） 概要 （※令和6年10月末時点）

## 【ひきこもり支援ハンドブックの目的・背景】

- ◆ 「ひきこもり状態にある人やその家族」に関わる全ての支援者が、支援にあたっての参考（拠り所）となるよう、支援を行う前提や基本的な考え方（価値や倫理）、支援のポイントなどを網羅的に掲載。
- ◆ 「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン（2010）」以降、**ひきこもりに関する支援の指針は示されておらず、社会情勢や取り巻く社会環境が大きく変わる中で、現状の課題を踏まえた新たな指針**が求められている。
- ◆ ひきこもり支援に従事する支援者が、支援を行う際の共通認識として理解しておくべき内容を記載しており、このハンドブックに記載されている内容をもとに、支援を受ける本人やその家族等との対話を通して、より良い支援を実現していく。

## ひきこもり支援の対象者と目指す姿

### 支援の対象者

- 社会的に孤立し、孤独を感じている状態にある人や、様々な生活上の困難を抱え、家族を含む他者との交流が限定的（希薄）な状態であり、かつ、支援を必要とする本人及びその家族。  
※その状態にある期間は問わない。

### 目指す姿

- ひきこもり支援では、本人及びその家族自身の意思で今後の生き方や社会との関わり方などを決める「自律」を目指す。※社会参加の実現や就労が支援のゴールではない。
- 相談支援機関は本人及びその家族の「尊厳」を守り、寄り添いながら丁寧な相談支援を実施する。また、一人ひとりの思いを受け止め、本人や家族のペースに合わせたオーダーメイドの伴走型支援を継続。

## ひきこもり支援における価値や倫理

### 価値や倫理

- ひきこもり支援においては、①ひきこもり状態にある本人を「人として尊厳ある存在」と認識し背景等を理解する（人間観）、②本人を取り巻く社会を考えていく（社会観）、③人と人との関わりを通して支援する（支援観）3つの考え（価値）を共通基盤として支援を行い、さらに、それを前提として行う行動（倫理）を原理・原則（支援の拠り所）とする。

### 求められる姿

- 本人及び家族が相談に来た際には、まずは「支援に繋がった労い」と「相談されたことに対する最大限の敬意」を伝える。

### 支援の留意点

- 本人及び家族は様々な背景を持つなど一人ひとり状況が違うため、オーダーメイドによる伴走支援が必要。さらに、本人及び家族が持つ力を信じてエンパワメントするとともに、その状態に至った社会側の課題も捉えていく。

## ひきこもり支援におけるポイント

### 支援のポイント

- ひきこもり支援は、本人やその家族の背景が様々であるため支援も多様。一人として同じ経過をたどるものではない。
- そのため、支援のポイントとして、①対象者とのコミュニケーション、②意向の確認、③意向を反映した支援の計画と実行、④支援の入口と出口、⑤家族間の関係性、⑥支援制度や支援体制、⑦支援者のエンパワメントの7つの項目で整理する。

### 事例で見る支援のポイント

- 支援の実践場面ごとの事例を掲載し、支援のポイントを解説。
- 具体的には、ひきこもり状態が長期にわたる事例をはじめとして、10パターン（30事例）を、年齢や性別、世帯状況の違いで仮想設定し、支援のポイントを整理する。

## 9 成年後見制度の利用促進について

### (1) 現状・課題

- 平成28年4月に成年後見制度利用促進法が成立。令和4年3月、第二期成年後見制度利用促進基本計画（期間はR4～R8年度の5年間）を閣議決定。第二期計画を踏まえ、成年後見制度の利用も含めた権利擁護支援策を総合的に充実させていく必要がある。
- 第二期計画を踏まえ、法務省において、令和6年2月、法制審議会民法部会を設置、同年4月より成年後見制度の見直しに向けた調査審議を開始。
- 成年後見制度の見直しの検討等に対応して、同制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させていくこと、また、身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題等への対応についても検討が必要であるため、令和6年6月より「地域共生社会のあり方検討会議」において検討を開始。
- また、現在、成年後見制度利用促進専門家会議において、第二期計画の中間検証を行っているところであり、本年度中に中間検証結果をとりまとめ、その内容については、自治体宛てに通知する予定。

### (2) 令和7年度の取組

- 第二期計画を踏まえ、地域共生社会の実現に向けて、引き続き、市町村・都道府県による「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」を後押しするとともに、「新たな権利擁護支援策の構築」に向けた実践や検討を進めるため、令和7年度予算案では、「都道府県・市町村・中核機関における権利擁護支援体制の強化」や、「地域連携ネットワーク関係者の権利擁護支援の機能強化」のほか、身寄りのない高齢者等の生活上の課題に対応するための試行的な取組も含めた「持続可能な権利擁護支援モデル事業の実施」などに必要な経費を計上している。（令和6年度補正予算において、身寄りのない高齢者等の生活上の課題に対応するためのモデル事業の実施に必要な経費を計上。）
- 総合的な権利擁護支援策の充実や身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題等への対応等について、「地域共生社会のあり方検討会議」において検討を進める。（令和7年夏目途に取りまとめ。夏以降、関係審議会で議論予定。）

### (3) 依頼・連絡事項

- 第二期計画において設定されているKPIについて、令和6年度末での達成は困難な状況であるが、残りの第二期計画期間における達成に向け、積極的に取組を進めていただきたい。特に都道府県には、単独では取組を進めづらい市町村を支援する役割も期待されていることを意識して、広域的な観点からも取り組んでいただきたい。
  - 都道府県におけるKPI(令和6年度末までに全都道府県で実施)：①都道府県単位等での協議会の設置、②担い手の育成方針の策定、③市町村長申立てに関する研修の実施、④担い手の養成研修の実施、⑤意思決定支援研修の実施
  - 市町村におけるKPI(令和6年度末までに全市町村で実施)：①中核機関の整備、②市町村計画の策定、③成年後見制度利用支援事業の推進、④成年後見制度や相談窓口の周知、⑤任意後見制度の周知・広報



# 成年後見制度の利用促進・権利擁護支援の推進

令和7年度当初予算案 10.2億円 (11.4億円) ※()内は前年度当初予算額  
※令和6年度補正予算額 4.2億円

- 第二期成年後見制度利用促進基本計画では、成年後見制度（民法）の見直しの検討に対応して、**同制度以外の権利擁護支援策の検討を進め、必要な福祉の制度や事業の見直しを行う方向性**が示されている。
- この動きも踏まえ、地域共生社会の実現に向けて、引き続き、市町村・都道府県による「**権利擁護支援の地域連携ネットワーク**（※）**づくり**」を後押しするとともに、**身寄りのない高齢者等の生活上の課題に対応するための試行的な取組**も含めた「**新たな権利擁護支援策の構築**」に向けた検討を進める。

※ 地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組み

## 地域共生社会の実現

第二期成年後見制度利用促進基本計画における施策の目標  
成年後見制度（民法）の見直しに向けた検討＋総合的な権利擁護支援策の充実



後犬ちゃん

### 1. 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進

#### (1) 都道府県・市町村・中核機関の権利擁護支援体制の強化

- 全市町村における中核機関の整備や全都道府県における協議会の設置など第二期成年後見制度利用促進基本計画に盛り込まれたKPIを着実に達成するため、**権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりや中核機関のコーディネート機能の強化**を強力的に推進する。

主なKPIの進捗状況(※R6.4時点)

・市町村による中核機関の整備	1,187市町村 (68.3%) / 1,741市町村
・都道府県による協議会の設置	37都道府県 (78.7%) / 47都道府県

#### (2) 地域連携ネットワーク関係者の権利擁護支援の機能強化

- 福祉・行政・法律専門職など地域連携ネットワークの多様な主体の支援機能を高めるため、全都道府県による**意思決定支援研修の実施**や本人の状況に応じた効果的な支援を進める観点から、**成年後見制度と日常生活自立支援事業、生活保護制度など関連諸制度との連携強化**に取り組む。

### 2. 新たな権利擁護支援策の構築に向けた取組の推進

#### (1) 「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実施

- 認知症高齢者の増加等に伴い、今後更に増大及び多様化する権利擁護支援ニーズに対応していくため、**市町村が関与した新たな生活支援・意思決定支援に関する取組等**について、**実践事例を通じた分析・検討を深め、各種取組の効果や制度化・事業化に向けて解消すべき課題の検証等**を進める。
- また、**身寄りのない高齢者等の生活上の課題に対応するための取組を試行的に実施**し、本取組の拡大に向けて解消すべき課題の把握・検証等を行う。

#### (2) 新たな権利擁護支援策の構築を行うための環境整備

- (1)のモデル事業の実践を踏まえ、それぞれの取組の具体的な業務や実施に当たっての留意点等を整理し、**新たな支援策構築に向けた調査等事業**に取り組む。

# 身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業の実施

(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：「持続可能な権利擁護支援モデル事業」)

令和7年度当初予算案 0.6億円の内数 (1.0億円) ※()内は前年度当初予算額

※令和6年度補正予算額 4.2億円

## 1 事業の目的

- 身寄りのない高齢者等の生活上の課題に向き合い、安心して歳を重ねることができる社会をつかっていくため、市町村において、①身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する**包括的な相談・調整窓口の整備を行う**とともに、②主に十分な資力がないなど、民間による支援を受けられない方を対象に**総合的な支援パッケージを提供する取組を試行的に実施**し、課題の検証等を行う。

## 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

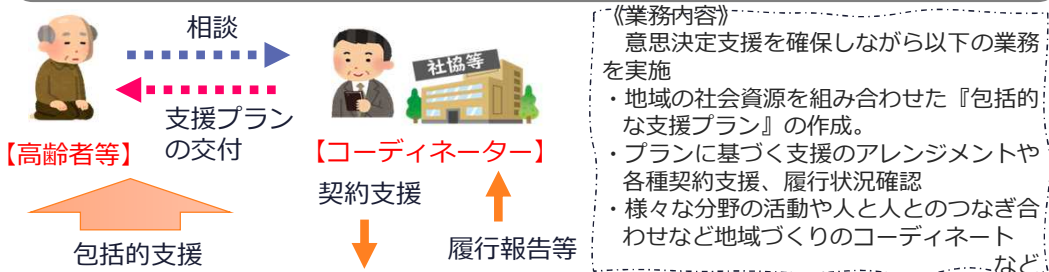
【実施主体】市町村（委託可）

【基準額】1自治体あたり 5,000千円/取組

【補助率】3/4

### 1. 包括的な相談・調整窓口の整備

身寄りのない高齢者等の相談を受け止め、公的支援や民間事業者等が提供するサービスなど**地域の社会資源を組み合わせ**た**包括的支援のマネジメント**や**各種支援・契約の履行状況の確認**等を行う**コーディネーター**を配置した相談・調整窓口を整備。



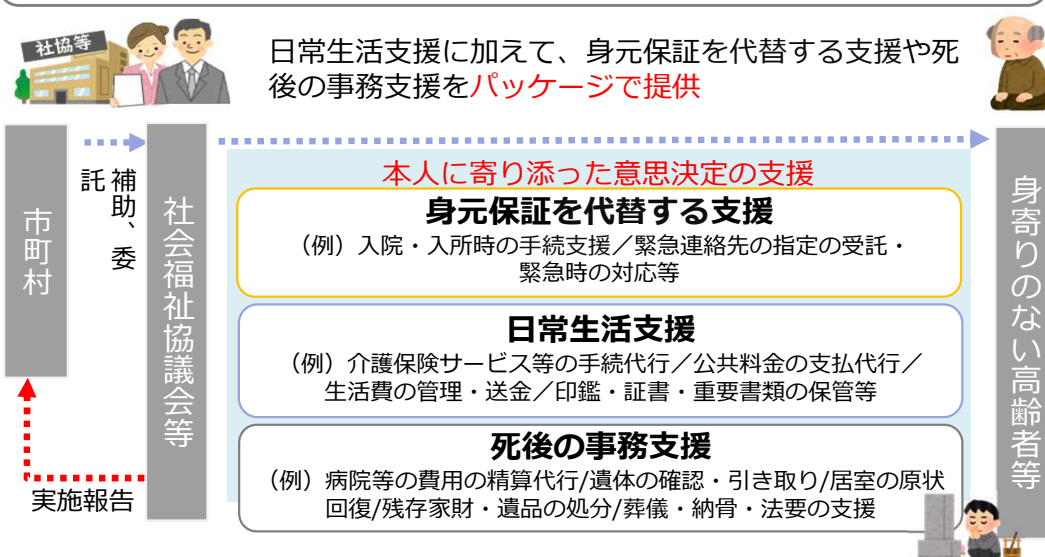
－ 単身高齢者等包括支援プラットフォーム －

入居支援	見守り	法律相談	終活支援	死後対応
つながり支援	生活支援	財産管理	権利擁護	残置物処分

家賃債務保証など

### 2. 総合的な支援パッケージを提供する取組

十分な資力がないなど民間による支援を受けられない方や社会資源が乏しい地域で生活する方が支援の狭間に落ちることのないよう、身寄りのない高齢者等を対象に、**意思決定支援を確保しながら、日常生活支援に加えて、入院・入所時の身元保証を代替する支援や死後の事務支援を併せて提供**する取組を実施。



誰もが安心して歳を重ねることができる「幸齢社会」づくりの実現

# 10 福祉・介護人材確保対策について

## (1) 現状・課題

- 介護分野における有効求人倍率は、依然高い水準で推移しており、今後、高齢者の増加や生産年齢人口の減少が進む中、将来にわたって必要なサービスを安心して受けられるよう、その担い手の確保は喫緊の課題。
  - 第9期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数によると、2022（令和4）年度の介護職員数約215万人に対し、2026年度で約240万人（+25万人）、2040年度で約272万人（+57万人）が必要になると見込んでいる。
  - 外国人介護人材については、特定技能での受入れ見込数を令和6年度から5年間で13.5万人とすることを令和6年3月29日に閣議決定した。

## (2) 令和7年度の取組

- 令和6年度補正予算に計上された取組ともあわせ、令和7年度に拡充等する取組については、次のとおり。
  - ・介護福祉士資格の取得を目指す者等に対する修学資金の貸付原資の積み増し（「介護福祉士修学資金等貸付事業」）
  - ・多様な人材の介護現場への参入促進のため、民間事業者のマッチング機能等を積極的に活用（「介護未経験者マッチング機能強化モデル事業」）
  - ・介護職員のキャリアパスについて複数の選択肢を示し、自身のキャリアを選べるようにするキャリアモデル（いわゆる「山脈型キャリアモデル」）の普及・浸透を目指す（「山脈型キャリアモデル普及促進モデル事業」）
  - ・都道府県と連携し海外現地の学校との連携を強化するなど、現地での人材確保に資する取組を行う事業所・介護福祉士養成施設・日本語学校等（実施主体が都道府県も可）を支援（「外国人介護人材獲得強化事業」）
  - ・円滑な就労・定着を促進するため、都道府県と連携し、翻訳ツールの導入・活用を図る事業所等を支援（「外国人介護人材定着促進事業」）
  - ・外国人介護人材の受入環境整備として、外国人介護人材に対する巡回訪問・相談窓口の体制拡充や日本から帰国した外国人介護労働者のネットワークの構築（外国人介護人材の帰国後に係るキャリアの見える化）
- 「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会」において、訪問系サービスなどへの従事等について議論が行われ、令和6年6月に中間とりまとめが行われた。引き続き、施行に向けた具体的な制度設計、関係機関との調整、法令（告示）改正等の必要な準備を進める。
- 介護福祉士国家試験は「介護福祉士国家試験パート合格の導入に関する検討会」で、質を低下させることなく、より受験しやすい仕組みとするため、試験を3つのパートに分け可否判定するパート合格の導入について報告書がとりまとめられた。令和7年度試験からの導入に向け、必要な準備を進める。

## (3) 依頼・連絡事項

上記（2）の取組も踏まえ、特に、以下の点をお願いしたい。

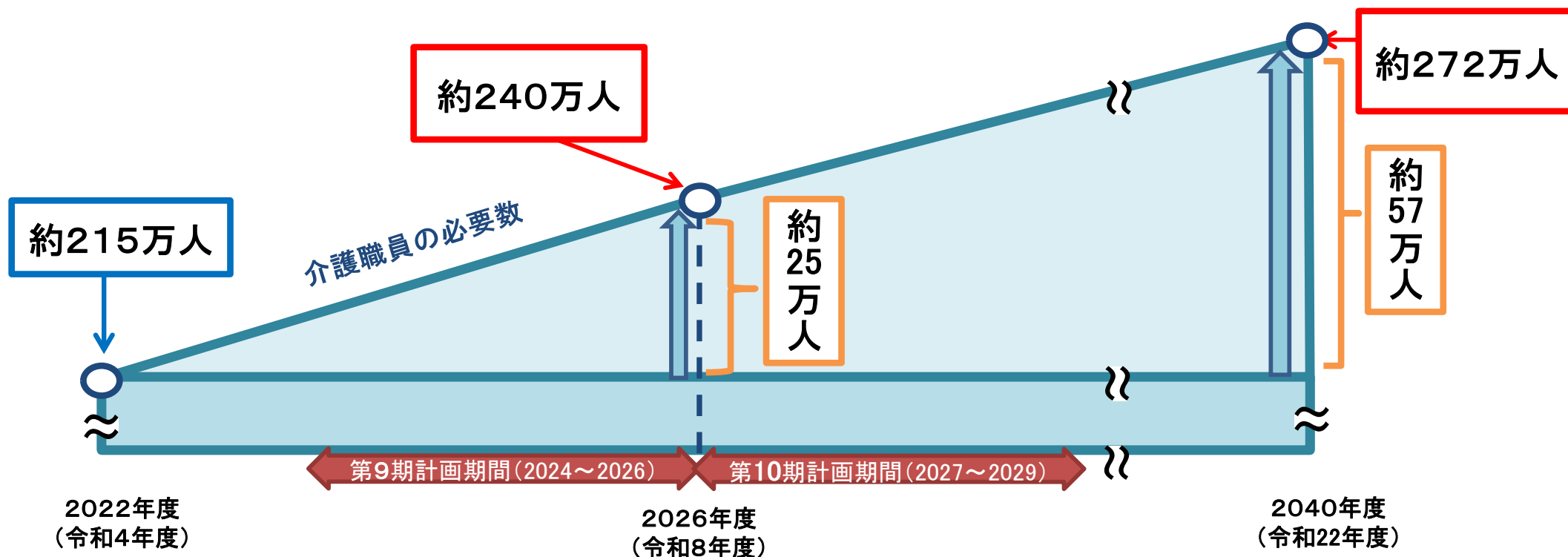
- 令和6年度補正予算及び令和7年度予算案に計上された事業実施の詳細については別途連絡予定であるが、積極的な活用をお願いする。
- 特に、介護福祉士修学資金等貸付事業については、各都道府県において、養成校の入学者数等を加味し、適切に見積もりを行っていただき、本事業を活用し、福祉・介護人材の養成に積極的に取り組んでいただくようお願いする。
- 外国人介護人材の受入については都道府県の役割が重要であることから、令和6年度補正予算を活用し、積極的に取り組んでいただくようお願いする。
- 「人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度実施事業」については、多様な人材の介護分野への参入促進や定着に資するものであることから、未実施の県については、同一の趣旨で実施する事業も含め、地域医療介護総合確保基金も活用して実施していただくようお願いする。

## 第9期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について

- 第9期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護職員の必要数を集計すると、
  - ・ 2026年度には約240万人（+約25万人（6.3万人/年））
  - ・ 2040年度には約272万人（+約57万人（3.2万人/年））
 となった。
 

※（）内は2022年度（約215万人）比

- 国においては、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備など総合的な介護人材確保対策に取り組む。



注1) 2022年度（令和4年度）の介護職員数約215万人は、「令和4年介護サービス施設・事業所調査」による。

注2) 介護職員の必要数（約240万人・272万人）については、足下の介護職員数を約215万人として、市町村により第9期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量（総合事業を含む）等に基づく都道府県による推計値を集計したものの。

注3) 介護職員の必要数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する介護職員の必要数に、介護予防・日常生活支援総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員の必要数を加えたもの。

【〇介護人材の確保、育成及び定着に向けた取組支援】

施策名：介護福祉士修学資金等貸付事業

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		○

① 施策の目的

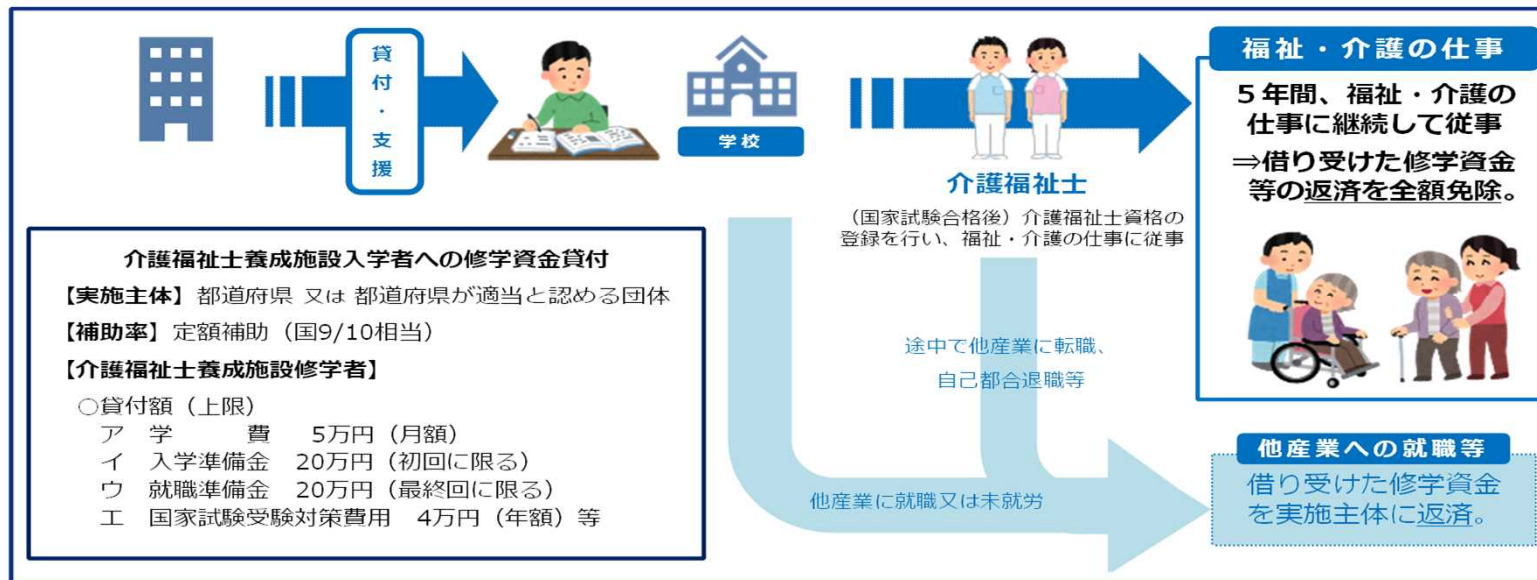
介護人材については、要介護者等の急速な増加が見込まれる中、複雑化・多様化する介護ニーズに対応できる高い専門性を有する介護人材の確保・育成が重要。

貸付希望件数の増加等に伴い、介護福祉士修学資金等貸付金貸付原資の不足が見込まれる自治体に対して必要な貸付原資の積み増しを行い安定的な事業の継続を支援することで、介護人材の参入を更に促進する。

③ 施策の概要

介護人材を着実に確保していくため介護福祉士修学資金等貸付事業により介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付等を実施し、福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

令和6年度内に見込まれる修学資金貸付として必要な貸付原資を積み増し、安定的な事業継続を支援することで、更なる介護人材の確保を推進。

① 施策の目的

外国人介護人材を確保する観点から、海外現地での働きかけを強化し、都道府県と連携して、海外現地の学校との連携を強化するなど、現地での人材確保に資する取組を行う事業所・介護福祉士養成施設・日本語学校等に対して支援を行うとともに、新たに日本の介護分野へ特定技能の在留資格を活用して就労を希望する外国人介護人材の増加に対応するため、介護技能評価試験等の重点試験地域を選定のうえ、試験を実施し、効率的な試験体制の検討を行うことで、外国人介護人材の受入促進を図る。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		○

③ 施策の概要

・海外現地における外国人介護人材確保促進事業(地方自治体への補助事業)【海外現地での外国人介護人材確保の取組に対する支援】

都道府県と連携して以下のような外国人介護人材確保の取組を行う事業所・介護福祉士養成施設・日本語学校等に対して、その費用を補助する。

ア 送り出し国におけるマーケティング活動等の情報収集

外国人介護人材の確保の取組を効果的に行うため、送り出し国の学校、送り出し機関、政治情勢、生活・文化・風習等の事前調査等を実施する。

イ 海外現地の学校や送り出し機関との関係構築・連携強化

外国人介護人材を円滑に確保することを目的に、海外現地の学校・送り出し機関等との関係構築・連携強化を図るための訪問活動等を行うとともに、必要となる宣材ツールの作成等を行う。

ウ 海外現地での説明会開催等の採用・広報活動

更なる外国人介護人材の確保を促進するため、海外の日本語学校等での説明会の開催や現地での求人募集、日本の介護に関するPR、介護施設・介護福祉士養成施設・日本語学校等の情報提供などの広報活動、これらの取組を実施するための宣材ツールの作成等を行う。

・介護技能評価試験等実施事業(民間団体等への補助)

介護技能評価試験等の受験者の増加が見込まれる地域を検討し、モデル的に重点試験地域を選定のうえ、試験を実施し、今後、日本の介護分野へ特定技能の在留資格を活用して就労を希望する外国人介護人材を効率的に確保できる試験体制の検討を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

・外国人介護人材獲得強化事業(地方自治体への補助事業)【海外現地での外国人介護人材確保の取組に対する支援】

【補助率】 国2/3、県1/3

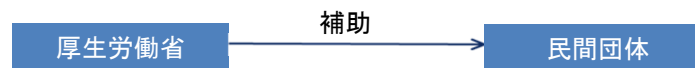
【補助金の流れ】



・介護技能評価試験等実施事業(民間団体等への補助)

【補助率】 定額

【補助金の流れ】



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

海外現地の送り出し機関等との関係構築・連携強化や、現地説明会による採用・広報活動など、海外展開に積極的に取り組む介護事業者の支援及び介護技能評価試験等の重点試験地域を選定のうえ、試験を実施し、効率的な試験体制の検討を行うことにより、国民が必要な介護サービスを安心して受けられるよう、その担い手となる外国人介護人材を確保する。



【○介護人材の確保、育成及び定着に向けた取組支援】

施策名：外国人介護人材定着促進事業

① 施策の目的

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		○

外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着を促進する観点から、外国人職員と日本人職員の意思疎通の円滑化、外国人の日本語学習の支援、外国人の記録作業の負担軽減をするため、受入事業所等に対して、外国人介護人材の活躍に資するツール等の導入、導入されたツール等が有効活用されるための環境整備に係る経費を助成する。

また、在留資格「特定技能」の受入促進等により今後増加が見込まれる外国人介護人材の資格取得支援ニーズへの対応を強化するため、民間団体が有する資格取得支援のノウハウを地域の資格取得支援機関へ横展開を行うことで、外国人介護人材に対する資格取得支援の強化を図る。

③ 施策の概要

・外国人介護人材の活躍に資するICT導入等促進事業(地方自治体への補助事業)【外国人介護人材が介護現場で働きやすくするための環境整備】

外国人職員と日本人職員の意思疎通の円滑化、外国人の日本語学習の支援、外国人の記録作業の負担軽減をし、外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着を促進する目的で、都道府県と連携して以下のア・イのいずれかの取組を行う外国人介護人材受入事業所等に対して、その費用を補助する。

ア 外国人介護人材の活躍に資するツール等の導入支援及び活用促進

外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるよう、外国人介護人材の活躍に資するツール等(携帯型翻訳機、多言語対応の介護記録ソフトウェア、e-ラーニングシステムなど)を導入するとともに、導入されたツール等が有効活用されるための研修、勉強会、関連規程の整備などの環境整備を行う。

イ その他外国人介護人材が介護現場で働きやすくするための必要な取組

・介護の日本語学習支援等事業(民間団体等への補助)

各地域において介護福祉士国家試験対策向けの講座の開催する動きがある中、本事業により、地域の職能団体をはじめとした外国人介護人材の資格取得支援機関に対するスーパーバイズなど、地域の資格取得支援機関の支援力を向上させるために必要な取組を行うことで、国家試験対策講座に係る受講体制の均てん化を図る。

※支援メニューの例

- ・外国人介護人材の資格取得支援講座の開催未実施の地域の資格取得支援機関への支援
- ・各地域の資格取得支援機関との情報提供体制の構築

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

・外国人介護人材の活躍に資するICT導入等促進事業(地方自治体への補助事業)【外国人介護人材が介護現場で働きやすくするための環境整備】

【補助率】 国1/2、県1/4、受入事業所等1/4

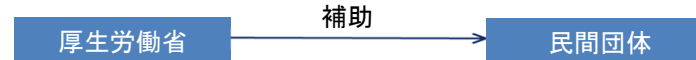
【補助金の流れ】



・介護の日本語学習支援等事業(民間団体等への補助)

【補助率】 定額

【補助金の流れ】



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

外国人介護人材受入事業所におけるツール等の導入等を推進することで、外国人職員と日本人職員の円滑なコミュニケーションや、外国人介護人材の業務負担の軽減等を行い、また、国家試験対策講座に係る受講体制の均てん化を図ることで、外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着を実現する。

【○介護人材の確保、育成及び定着に向けた取組支援】

施策名：介護未経験者マッチング機能強化モデル事業

① 施策の目的

- 介護分野への多様な人材層の参入促進を図るため、地域の実情に応じ、主に未経験者を対象としたマッチング機能を強化するモデル(例：民間事業者のマッチング機能を活用し、未経験者でも行うことのできる介護現場の周辺業務等を効率的に短期・短時間で実施できる仕組み等)事業を実施。
- このモデル事業の支援・横展開を通じ、これまで介護に関わりのなかった層の介護現場への接点を増加させ、介護人材のすそ野を更に広げるとともに、介護現場と地域のつながりの強化を図る。

② 対策の柱との関係

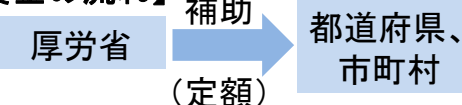
I	II	III
○		○

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【事業実施主体】

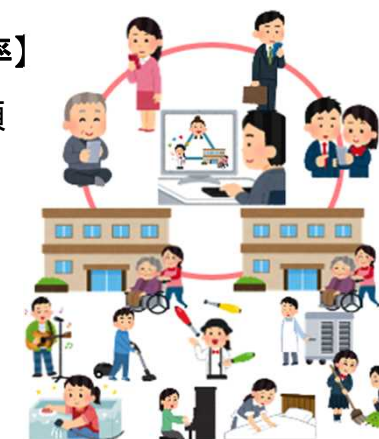
都道府県、市町村

【資金の流れ】



【補助率】

定額



③ 施策の概要

地方自治体が、地域の実情に応じ、主に未経験者を対象としたマッチング機能を強化するモデル構築への支援をし、その経過・成果を横展開する。

1. 介護未経験者マッチング機能強化モデルの構築

- 地域の介護事業者等と連携し、介護未経験者でも行うことのできる介護現場の周辺業務などを切り出した上で、民間事業者のマッチング機能等を活用し、効率的に短期・短時間の業務と未経験者のマッチングを実施。
- WEBやアプリ等の活用で、マッチングコストを下げつつ、介護事業者の状況等の見える化も促進。未経験者の介護現場での業務への心理的ハードルを下げる。
- 未経験者が介護現場との接点を持つことで、職場体験や、入職のきっかけに繋がるとともに、介護現場と地域のつながりを育むモデルの構築を図る。

2. 上記モデルを構築するうえでの検討・実施・取組の普及体制の構築

都道府県、市町村、業界団体、民間事業者などが連携して、モデル事業の実施・評価等を検討する体制を構築。また、実施過程を踏まえ、課題・効果・取組手法をとりまとめ、管内事業所が導入に資するよう周知・普及の取組を行う。

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

本事業によるモデル構築、横展開によって、多様な介護未経験者の介護現場への接点が増加し、入職につながりやすい手法が普及され、介護人材のすそ野が拡大されるとともに、介護現場における業務負担軽減が図られ、介護人材確保の推進が図られる。

【○介護人材の確保、育成及び定着に向けた取組支援】

施策名：山脈型キャリアモデル普及促進モデル事業

令和6年度補正予算 50百万円

① 施策の目的

- 介護職員の意欲、能力、ライフステージ等に応じたキャリアパスを構築し、定着促進や資質向上につながる観点から、マネジメントだけではなく、看取りケア等の特定のスキルを極めることや、地域住民に対し介護の知識や技術の指導を行うことなど、多様なキャリアの選択肢を示し、自身のキャリアを選べるようにしていくことが重要。
- この複数の到達点を持つキャリアモデル(いわゆる「山脈型キャリアモデル」)の介護現場への普及・浸透を目指し、職員の意向、事業所の目指すビジョン等を踏まえた個々のキャリアパスを構築する取組をモデル的に実施し、その支援・取組の横展開を通じ、人材の離職防止・定着促進を図る。

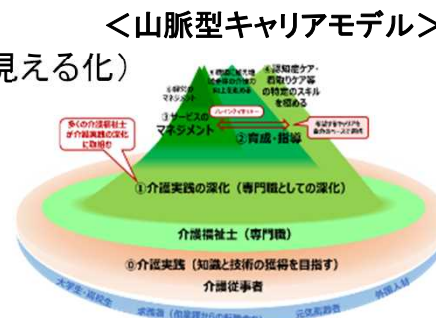
② 対策の柱との関係

I	II	III
○		○

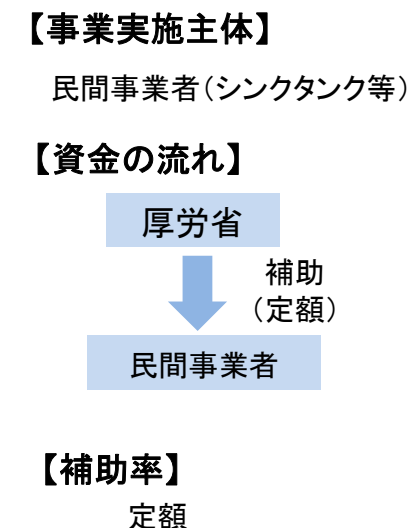
③ 施策の概要

1. キャリアパス構築モデル実施(実施イメージ)

- **モデル構築**(職員の意向等を踏まえたプラン作成・事業所の目指すべき方向の見える化)
    - ① 現状の洗い出し(職員配置・研修計画・受講状況、これまでの職員の意向)
    - ② 現在の職員の意向把握
    - ③ 事業所(法人)のビジョンの設定
    - ④ 事業所(法人)のビジョン、職員意向を踏まえたキャリアパス構築検討
    - ⑤ 職員個々の目的地に沿ったの必要な研修等のプランニング
  - **モデル構築支援、モニタリング、課題分析等**
    - ⑥ ①～⑤の状況に応じ、有識者の派遣・アドバイス、実践状況のモニタリング、効果・課題把握分析、普及方法の検討。
2. モデル実施状況を踏まえた研修等を通じた普及
- ・ 各モデル実施事業所における検討・実施過程を踏まえ、事業者がこうしたキャリアモデルを導入できるよう、効果、課題、取組手法等を整理した事例集を作成する。この事例集も活用し、関係団体や都道府県等自治体も巻き込んだ研修やシンポジウム等を行い、全国への横展開を目指す。



④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

本事業によって、複数の到達点を持つキャリアモデルの構築・横展開が進むことで、人材の離職防止・定着促進が図られるとともに、働きやすい職場環境の整備にもつながり、介護人材確保の推進が図られる。

令和7年度当初予算案 外国人介護人材受入・定着支援等事業 5.9億円の内数 (5.6億円の内数)

外国人介護福祉士就労研修導入・指導事業 0.9億円 (0.9億円) ※ ()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう、これまでも外国人介護人材の介護業務の悩み等に関する相談支援の実施、EPA介護福祉士候補者や特定技能外国人の受入施設への巡回訪問等を実施している。また、日本の介護現場において就労を希望する外国人介護人材の受入れを促進するため、海外で日本の介護をPRすること等により、外国人介護人材の確保に向けた取組を行っている。
- 「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会中間まとめ」において、国が行う取り組みとして、「巡回訪問等実施機関について、必要な体制強化を進めながら、提出された書類に基づいて、受入事業者への巡回訪問等を行う」とされていることを踏まえ、訪問系サービスの従事に係る事業所要件の確認も含めた相談窓口や巡回訪問の体制強化を行う。また、日本の介護現場に新たに来てもらうための対策として、日本から帰国した外国人介護労働者のネットワーク化を通じた外国人介護人材の帰国後に係るキャリアの見える化を図る。

## 2 事業の概要

- 外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的として以下の取り組みに加え、太字部分の取組を実施。

### 1. 情報発信 (WEBやSNSを含む)

➢ 介護分野の特定技能外国人の送り出し国や介護の就労希望者等に対し、日本の介護に関する情報等を広く発信する。

### 2. 【拡充】日本から帰国した外国人介護労働者のネットワークの構築 (外国人介護人材の帰国後に係るキャリアの見える化)

➢ **日本で就労経験のある帰国者 (外国人介護労働者) を対象にした交流会の開催、帰国後の外国人の情報把握、帰国後介護に近い分野で活躍している外国人によるSNS等での情報発信などを通じて、海外からの人材獲得を図る。**

### 3. 相談支援の実施

➢ 外国人介護人材の介護業務の悩み等に関する相談支援を実施するため、電話・メール・SNS等により、適切に助言及び情報提供等ができる体制を整備。必要に応じて対面による支援を実施。

**【拡充】訪問系サービスの従事に係る事業所要件の確認も含めた相談窓口の体制を強化するため、相談窓口を担当する職員を増員する。**

### 4. 巡回訪問等の実施

➢ EPA介護福祉士候補者及び特定技能外国人の受入施設への巡回訪問等を実施し、当該外国人の雇用に関する状況や介護サービスの提供状況、当該外国人への支援の状況等の受入実態を把握するとともに、必要に応じて当該外国人や受入施設職員等へ助言を行う。

**【拡充】訪問系サービスの従事に係る事業所要件の確認も含めた巡回訪問の体制を強化するため、巡回訪問を担当する職員を増員する。**

### 5. その他の相談支援等

➢ 協議会等の開催支援、開催の周知、協議会等の入会、協議会等構成員名簿の作成・管理、協議会会員向けの情報発信等の業務支援を行う。

「Japan Care Worker Guide」の運営 海外向けのオンラインセミナーの開催



## 3 実施主体等

◆ 実施主体：民間団体 ◆ 補助率：定額 ◆ 主な対象経費：オンラインセミナー開催に向けた海外での事前準備・調整に係る費用、相談窓口・巡回訪問に係る人件費 など **76**

令和7年度当初予算案 97億円 (97億円) ※ ()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」・「資質の向上」・「労働環境・処遇の改善」等に資する事業を支援する。

## 2 事業の概要・実施主体等

都道府県計画を踏まえて事業を実施。(実施主体：都道府県、負担割合：国2/3・都道府県1/3、令和5年度交付実績：46都道府県) ※赤字下線は令和7年度新規・拡充等

### 参入促進

- 地域における介護のしごとの魅力発信
- 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験
- 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成、支え合い活動継続のための事務支援
- 介護未経験者に対する研修支援
- 介護事業所におけるインターンシップや介護の周辺業務等の体験など、多様な世代を対象とした介護の職場体験支援
- 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援、参入促進セミナーの実施、ボランティアセンターやシルバー人材センター等との連携強化
- 人材確保のためのボランティアポイント活用支援
- 多様な人材層の参入促進、介護助手等の普及促進
- 介護福祉士国家資格取得を目指す外国人留学生や1号特定技能外国人等の受入環境整備
- 福祉系高校修学資金貸付、時短勤務、副業・兼業、選択的週休3日制等の多様な働き方のモデル実施
- **介護人材確保のための福祉施策と労働施策の連携体制の強化** 等

### 資質の向上

- 介護人材キャリアアップ研修支援
  - ・経験年数3～5年程度の中堅職員に対する研修、喀痰吸引等研修、介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講
  - ・介護支援専門員、介護相談員育成に対する研修
- 各種研修に係る代替要員の確保、出前研修の実施
- 潜在介護福祉士の再就業促進
  - ・知識や技術を再確認するための研修の実施
  - ・離職した介護福祉士の所在やニーズ等の把握
- チームオレンジ・コーディネーターなど認知症ケアに携わる人材育成のための研修
- 地域における認知症施策の底上げ・充実支援
- 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成
  - ・生活支援コーディネーターの養成のための研修
- 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成
- 介護施設等防災リーダーの養成
- 外国人介護人材の研修支援
- 外国人介護福祉士候補者に対する受入施設における学習支援 等

### 労働環境・処遇の改善

- 新人介護職員に対するエルダー・メンター(新人指導担当者)養成研修
- 管理者等に対する雇用改善方策の普及
  - ・管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催、両立支援等環境整備
  - ・介護従事者の負担軽減に資する介護テクノロジー(介護ロボット・ICT)の導入支援(拡充・変更)
  - ・総合相談センターの設置等、介護生産性向上の推進
- 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営等の支援
- 子育て支援のための代替職員のマッチング等の介護職員に対する育児支援
- 介護職員に対する悩み相談窓口の設置
- ハラスメント対策の推進
- 若手介護職員の交流の推進
- 外国人介護人材受入施設等環境整備
- **訪問介護等サービス提供体制確保支援事業**

等

- 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、都道府県単位、市区町村単位での協議会等の設置
- 介護人材育成や雇用管理体制の改善等に取組む事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営・事業者表彰支援
- 離島、中山間地域等への人材確保支援

# 「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会」中間まとめ（概要）

## (1) 訪問系サービスへの従事

- ・ 訪問介護等について、介護職員初任者研修を修了した有資格者等であることを前提として、受入事業者に対して以下の事項の遵守を求め、適切に履行できる体制・計画等を有することを条件として従事を認めるべき。

※国においても巡回訪問等の実施や母国語による相談窓口の設置、キャリアアップ支援に取り組む。

- ① 訪問介護の基本、生活支援技術、利用者・家族等とのコミュニケーション、日本の生活様式などを含む研修の実施
- ② 一定期間、サービス提供責任者等が同行するなど必要なOJTの実施
- ③ 外国人介護人材に対して業務内容等を丁寧に説明し、その意向等を確認しつつ、キャリアアップ計画を作成
- ④ ハラスメントを防止するための対応マニュアルや発生した場合の対処方法等の作成・共有、相談窓口の設置等
- ⑤ 介護ソフトやタブレット端末の活用による記録業務の支援、コミュニケーションアプリの導入などICTを含む環境整備

- ・ 訪問入浴介護について、受入事業者が適切な指導体制等を確保した上で、職場内で必要な研修等を受講して、業務に従事することを認めるべき。併せてキャリアアップの観点から支援を行うよう、受入事業者に配慮を求める。

## (2) 技能実習「介護」における事業所開設後3年要件

- ・ 現行の要件（事業所の開設後3年が経過）を満たさない場合、①又は②のいずれかを満たす場合も認めるべき。
  - ①法人の設立から3年間が経過している場合（法人要件）
  - ②外国人に対する研修体制や職員・利用者等からの相談体制など同一法人によるサポート体制がある場合（サポート体制要件）

## (3) その他（施行時期・戦略的な対応の必要性）

- ・ 今後の具体的な制度設計に当たっては、制度趣旨・目的等を踏まえつつ検討を進め、準備ができ次第、順次施行すべき。特に技能実習制度は、令和6年6月14日に成立した法律に基づき新たに創設される育成就労制度の状況に留意する必要。また、既存制度との整合性について、一定の整理を行いながら検討を進めるべき。
- ・ 世界的な人材確保の競争が厳しくなり、介護人材の重要性が増している中で、日本がこれまで培ってきた経験等を活かしつつ、海外現地への働きかけや日本の介護現場における定着支援を、より戦略的に進めるべき。

# 【概要】「介護福祉士国家試験パート合格の導入に関する検討会」報告書

- 介護を必要とする方の急速な増加が見込まれる中、2040年（令和22年）度末までに新たに約57万人の介護人材の確保が必要とされている。また、認知症高齢者や高齢単身世帯の増加等に伴う複雑化・多様化する介護ニーズへの対応が求められており、**高い専門性を有する介護人材の確保育成が喫緊の課題**。
- 介護福祉士国家試験（以下、「国家試験」という。）の受験生は徐々に減少している。実務経験3年と所定の研修を受講する**実務経験ルートでの受験者が8割以上**を占めており、**介護の現場で働きながら資格取得を目指す状況にあるが、就労と試験に向けた学習の両立が課題**との声がある。**受験者数も実務経験ルートについては、第33回試験（令和2年度）から第36回試験（令和5年度）で約1万人減少**。減少がそのまま続けば、質の高い介護サービスを継続的に提供することへの支障が生じることが懸念され、**強い危機感を抱く状況**。
- また、外国人介護人材についても、「在留資格介護」の要件である介護福祉士資格の取得に向け、国家試験を受験する者もいるが、**国家試験のための専門的な学習に加え、日本語学習も同時に必要であり、就労と学習の両立は課題**と考えられる。
- 本検討会では、昨年度の「介護福祉士国家試験の検証に資するデータの分析に関する検討会」報告書の提言を踏まえ、議論を進め、下記の提言を得た。

## 1 パート合格導入の考え方

受験のための学習への取り組み易さ、受験者の利便性の両側面から受験しやすい仕組みの導入を検討することが必要。

国家試験をいくつかのパートに分け、一定の合格水準に達したパートについて、翌年度の試験において当該パートの受験を免除する「パート合格」を導入することが適当。

パート合格の導入により、例えば、初年度に不合格パートがあった者について、次年度は不合格パートの学習に注力できるようになるなど、一人ひとりの状況に応じた学習を後押しすることが可能となり、より受験しやすい仕組みとなる。

なお、国家試験は介護福祉士としての知識及び技能を担保するものであるため、パート合格の導入によって、介護福祉士の知識及び技能の水準が維持できず、介護サービスの質が低下するものであってはならない。

## 2 受験方法

1日間で全パートの試験を実施し、初受験時は全員が全パートを受験する。再受験時には、不合格パートについては、受験を必須とすることが適当である。既にパート合格したパートを受験するか否かは受験者の希望制とし、不合格パートのみを受験するか全パートを受験するかのいずれかの選択を受験者に求めることが適当である。

## 3 分割パターン

受験のための学習への取り組み易さを確保しつつ、受験者の利便性・運営面の負担も考慮する観点から、再受験のための学習時に注力すべき科目の特定が容易であると考えられる3分割が適当である。

## 4 合格基準等

合格基準は、万が一にも合否の判定に誤りがあってはならず、運営の視点からも複雑すぎないものとするべき。

全科目に対する合格基準は、現行と同様に、問題の総得点の6割程度を基準として、問題の難易度で補正した点数以上かつ試験科目群すべてにおいて得点があることを合格基準とすることが適当。

パートごとの合格基準は、全体の合格基準点に対し全科目を受験した受験者の平均得点の比率で按分することにより合格基準を設けることが適当。各パートを構成する科目群すべてにおいて得点があることを合格基準とすることが適当。

合否の判断については、全パートを受験した場合には、まず全パートの総得点で判断し、結果が不合格だった際には、パートごとに判断することとし、一部のパートのみを受験した場合には、パートごとに合否を判断することが適当。

その上で、パート合格には、パート合格した受験年の翌々年までを有効期限として設定することが適切。

このように合格基準・有効期限を設定することを通じて、国家試験合格者の質が担保されると考えられる。

## 5 運営面への配慮

パート合格は、令和8年1月実施予定の第38回介護福祉士国家試験より導入することが適当。（公財）社会福祉振興・試験センターと引き続き十分な調整を行うことが求められる。

## 6 パート合格導入により期待される効果

パート合格を、国家試験の受験者が、自身の状況に応じて学習を進めて、国家試験を受験しやすくなる仕組みとして導入することで、介護福祉士を目指す受験者により多く確保することが期待される。

専門性の高い介護福祉士が確保され、質の高い介護サービスが安定的に提供されることにつながるなど介護福祉全体の質をあげることに寄与するとともに、**79** 福祉士の専門性を次の世代へ継承していくことにつながると考えられる。

# パート合格の導入について（イメージ）

## 基本的な考え方

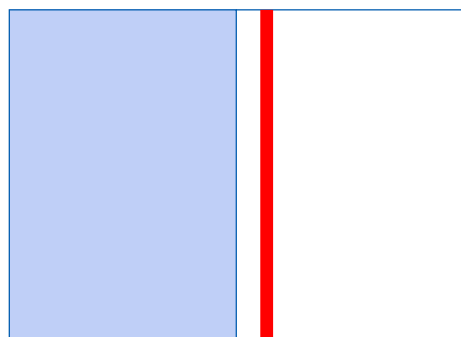
- 介護福祉士国家試験が介護福祉士としての必要な知識及び技能を担保するものであることを踏まえ、その質を低下させることなく、より受験しやすい仕組みとして、複数の科目を1つのパートとして合否判定する**パート合格の導入**を予定。（令和8年1月実施予定の第38回国家試験から導入を予定）
- 試験運営面の負担等を考慮しつつ、受験生の学習の取り組み易さを確保する観点から、3つのパートに分割。初年度に不合格パートがあった者は、次年度以降は不合格パートの学習に注力でき、一人ひとりの状況に応じた学習を後押しすることが可能となる。

## 見直しのイメージ

### 現 行

- ・ 全科目の総得点が合格基準点（6割が目安）を超えれば合格

0点                  合格基準点                  100点



**不合格**

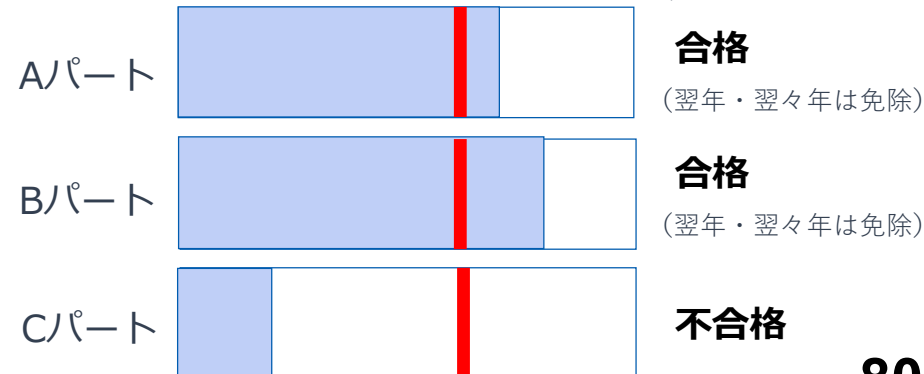
（次年度も全科目  
受験が必要）



### 見直し後

- ・ 分割したパートごとに合格基準点を超えれば合格
- ・ 翌年・翌々年までは、合格したパートの受験は免除

0点                  合格基準点                  100点



**合格**

（翌年・翌々年は免除）

**合格**

（翌年・翌々年は免除）

**不合格**



# 人材育成等に取り組む介護事業者の認証評価制度について

(平成31年4月1日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知)

## 概要

- 「人材育成等に取り組む介護事業者の認証評価制度」は、職員の人材育成や就労環境等の改善につながる介護事業者の取組について、都道府県が基準に基づく評価を行い、一定の水準を満たした事業者に対して認証を付与する制度。（※介護事業者による参加表明、宣言による仕組みを導入する例もある。）
- 本制度は、地域医療介護総合確保基金における介護従事者の確保に関する事業に位置づけられており、認証評価制度の運営に要する経費を支援。

## 期待される効果

- 介護事業者の人材育成や人材確保に向けた取組の「見える化」を図ることにより、
  - ① 働きやすい環境の整備を進め、業界全体のレベルアップとボトムアップを推進
  - ② 介護職を志す方の参入や、介護職員の離職防止、定着を促進
- これにより、介護業界のイメージアップに繋がることを期待。

## 評価項目、認証基準の例

	評価項目例（一部抜粋）	認証基準例（一部抜粋）
労働環境・処遇の改善	<ul style="list-style-type: none"><li>・明確な給与体系の導入</li><li>・休暇取得、育児介護との両立支援</li><li>・業務省力化への取組</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・給与支給基準、昇級基準等の策定、周知</li><li>・有給計画的付与、産休育休中の代替職員確保、ハラスメント対策</li><li>・ICT活用、介護ロボットやリフト等による腰痛対策</li></ul>
新規採用者の育成体制	<ul style="list-style-type: none"><li>・新規採用者育成計画の策定、研修の実施</li><li>・OJT指導者、エルダー等へ研修実施</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・新規採用者への育成手法、内容、目標が明確な計画策定</li><li>・OJT指導者等の設置、職員への公表、研修の実施</li></ul>
キャリアパスと人材育成	<ul style="list-style-type: none"><li>・キャリアパス制度の導入</li><li>・資格取得に対する支援</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・キャリアパスの策定、非正規から正規職員への登用ルール</li><li>・職員の能力評価、小規模事業者の共同採用・共同研修の実施</li><li>・介護福祉士等資格取得のため、シフト調整、休暇付与、費用援助</li></ul>

## 実施自治体数

**36都道府県（令和6年4月1日現在）**

「介護職員の働く環境改善に向けた政策パッケージ（令和4年12月23日厚生労働省）」において、職員の待遇改善・人材育成・生産性の向上などに取り組む事業者を都道府県が認証する取組について、**全都道府県での実施を目指すこととされている。**

# 1 1 社会福祉法人制度等について

## (1) 現状・課題

- 社会福祉法人は、公益性・非営利性の高い法人であることから、税を含む各般の優遇措置が設けられており、少子高齢化や人口減少など、人口動態や地域の福祉ニーズ等が変化していく中で、平成28年の社会福祉法人制度改革を踏まえ、経営組織のガバナンスの確保や事業運営の透明性の向上等の取組を通じ、国民に対する説明責任を果たすとともに、一層地域社会に貢献していくことが求められている。
- 介護サービス市場において人材確保が困難となる中、安定的に必要な事業を継続し、地域におけるサービスを確保し、複雑化したニーズに対応するためには、協働化・大規模化等による経営改善の取組が必要。こうした状況も踏まえ、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として、令和4年4月から施行された「社会福祉連携推進法人制度」の活用も検討しつつ、社会環境の変化に対応した事業展開を適切に進めていく必要がある。

## (2) 令和7年度の取組

- 社会福祉法人が経営基盤を強化し、地域の中核的存在として良質かつ適切な福祉サービスの提供を行っていくため、社会福祉連携推進法人制度や予算事業の「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」等を含めた連携・協働策について、有効な活用に資するよう、各地の先行している実践事例の発信等により一層推進する。

## (3) 依頼・連絡事項

- 社会福祉連携推進法人制度について、管内の福祉サービスの状況も踏まえつつ、社会福祉法人が活用できるよう、関係者への制度及び先行している実践事例の周知にご協力をお願いしますとともに、円滑に管内関係者からの設立相談や申請を受け付けられるよう、引き続き庁内体制の整備をお願いしたい。
- 複数の社会福祉法人等が参画するネットワークを構築し、地域貢献事業を試行するための補助を行う「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」について令和7年度予算案に計上するとともに、法人間連携のきっかけづくりとして区域内の福祉課題解決を目的とした関係者会議の開催経費や社会福祉連携推進法人による先駆的な連携推進業務への助成など設立を支援するための補助を行う「社会福祉法人の連携・協働支援事業」について令和6年度補正予算に計上したので、関係者への周知をお願いしたい。これらの施策の活用を通じて、法人の希望に応じた連携を支援できるよう、引き続き推進いただきたい。
- 平成28年社会福祉法人制度改革の趣旨を踏まえた社会福祉法人への指導、支援を引き続きお願いしたい。

## 協働化・大規模化等による介護経営の改善に関する政策パッケージ

- 介護サービス市場において人材確保が困難となる中、介護施設・事業所が安定的に必要な事業を継続し、地域におけるサービスを確保し、複雑化したニーズに対応するためには、1法人1拠点といった小規模経営について、**協働化・大規模化等による経営改善の取組**が必要。
- こうした経営改善の取組を推進するため、**経営課題への気づき、協働化・大規模化等に向けた検討、協働化・大規模化等の実施の各段階に即した対策**を講じる。
- すべての介護関係者に**協働化・大規模化等の必要性とその方策を認識してもらえよう**、厚生労働省としてあらゆる機会を捉えて、積極的に発信する。  
(厚生労働省HP上に特設ページを開設、関係団体への説明・周知依頼、関係団体機関誌等への寄稿、その他各種説明会の実施等)

### ① 「経営課題への気づき」の段階における支援（選択肢の提示）

- 経営課題や施設・事業所の属性別の協働化・大規模化に係る取組例の作成・周知
- 社会福祉連携推進法人の先行事例集の作成・周知
- 都道府県別の社会福祉法人の経営状況の分析・公表・周知
- 各都道府県に順次（R5～）設置されるワンストップ窓口における相談対応（生産性向上の観点から経営改善に向けた取組を支援）
- よろず支援拠点（中小企業・小規模事業者のための経営相談所）や（独）福祉医療機構の経営支援の周知徹底

### ② 「協働化・大規模化等に向けた検討」段階における支援（手続き・留意点の明確化）

- 第三者からの支援・仲介に必要な経費を支出できることの明確化（※1）（合併手続きガイドライン等の改定・周知）
- 社会福祉法人の合併手続きの明確化（合併手続きガイドライン等の周知）
- 社会福祉連携推進法人の申請手続きの明確化（マニュアルの作成・周知）
- 役員の退職慰労金に関するルールを明確化（※2）（事務連絡の発出）

※1 社会福祉法人において合理性を判断の上支出  
※2 社会福祉法人について支給基準の客観性をより高めるために算定過程を見直し、支給基準を変更することは可能

### ③ 「協働化・大規模化等の実施」段階における支援（財政支援）

- 小規模法人等のネットワーク化に向けた取組への支援
- 事業者が協働して行う職場環境改善への支援（人材募集、合同研修等の実施、事務処理部門の集約等への支援）
- 社会福祉連携推進法人の立上げに向けた取組への支援
- 社会福祉法人の合併の際に必要な経営資金の優遇融資（（独）福祉医療機構による融資）

# 社会福祉連携推進法人について

- 社会福祉連携推進法人は、①社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、②地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、③社会福祉法人の経営基盤の強化に資することを目的として、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として創設し、令和4年4月に施行。
  - 2以上の社会福祉法人等の法人が社員として参画し、その創意工夫による多様な取組を通じて、地域福祉の充実、災害対応力の強化、福祉サービス事業に係る経営の効率化、人材の確保・育成等を推進。
- ⇒ 社会福祉連携推進法人の設立により、**同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした法人運営が可能となる。**

## 社会福祉連携推進法人(一般社団法人を認定)

**理事会**  
(理事6名以上・監事2名以上)

- ※ 代表理事1名を選出
- ※ 理事及び監事の要件は、社会福祉法人と同水準

法人の業務を執行

**社員総会**  
(法人運営に係る重要事項の議決機関)

- ※ 原則1社員1議決権
- ※ 議決権の過半数は、社会福祉法人である社員が持つ
- ※ 不当に差別的な取扱いをしないなど、一定の要件を満たす場合であって、社員間の合意に基づき、定款に定める場合は、異なる取扱いも可能

事業計画等への意見具申や事業の評価  
(社員総会・理事会は意見を尊重)

**社会福祉連携推進  
評議会**  
(3名以上)

- ※ 社会福祉連携推進区域の福祉の状況の声を反映できる者を必ず入れる
- ※ 業務に応じて、福祉サービス利用者団体、経営者団体、学識有識者等から構成

### 【法人運営のポイント】

- **社会福祉連携推進区域**(業務の実施地域。実施地域の範囲に制約なし。)を定め、**社会福祉連携推進方針**(区域内の連携推進のための方針)を決定・公表
- **社会福祉連携推進業務**の実施(以下の6業務の中から全部又は一部を選択して実施)
- 上記以外の業務の実施は、社会福祉連携推進業務の実施に支障のない範囲で実施可(社会福祉事業や同様の事業は実施不可)
- 社員からの**会費、業務委託費等**による業務運営(業務を遂行するための寄附の受付も可)
- 社員である法人の業務に支障が無い範囲で、**職員の兼務や設備の兼用可**(業務を遂行するための財産の保有も可)

#### ①地域福祉支援業務

- ・ 地域貢献事業の企画・立案
- ・ 地域ニーズ調査の実施
- ・ 事業実施に向けたノウハウ提供等

#### ②災害時支援業務

- ・ 応急物資の備蓄・提供
- ・ 被災施設利用者の移送
- ・ 避難訓練
- ・ BCP策定支援等

#### ③経営支援業務

- ・ 経営コンサルティング
- ・ 財務状況の分析・助言
- ・ 事務処理代行等
- ※ 介護職種に係る技能実習の監理団体は、経営支援業務として行う

#### ④貸付業務

- ・ 社会福祉法人である社員に対する資金の貸付け
- ※ 貸付け毎に所轄庁の認定が必要
- ※ 貸付け原資の提供は、原資提供社員(社会福祉法人)の直近3カ年度の本部拠点の事業活動計算書における当期活動増減差額の平均額が上限
- ※ 貸付け原資は、社会福祉充実財産の控除対象財産とはならない

#### ⑤人材確保等業務

- ・ 採用・募集の共同実施
- ・ 人事交流の調整
- ・ 研修の共同実施
- ・ 現場実習等の調整等

#### ⑥物資等供給業務

- ・ 紙おむつやマスク等の物資の一括調達
- ・ 給食の供給等

会費等を支払い、社員として参画、社員総会において議決権を行使

社会福祉連携推進業務等を通じた便益を享受

### 【社員として参画できる法人の範囲】

※ 2以上の法人が参画し、参画する社員の過半数は社会福祉法人であることが必要

社会福祉法人

社会福祉事業を  
経営する法人

社会福祉を目的  
とする公益事業を  
経営する法人

社会福祉事業等に従事  
する者の養成機関を  
経営する法人

※ 各法人は、複数の社会福祉連携推進法人に参画することが可能

### 【社会福祉連携推進法人のイメージ(介護施設における人材確保に活用する場合)】

#### 社会福祉連携推進法人

大学等福祉・介護人材養成施設への募集活動や合同説明会の開催  
合同の職員研修の実施、社員間の人事交流の調整

(社員)

特別養護老人ホームA

特別養護老人ホームB

特別養護老人ホームC

⇒ 学生等への訴求力の向上、福祉・介護人材の資質向上、採用・研修コストの縮減が期待

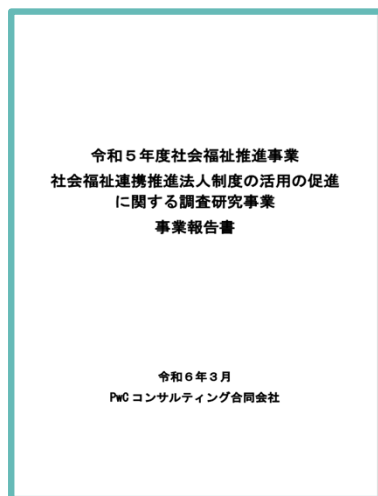
所轄庁(都道府県知事、市長(区長)、指定都市の長、厚生労働大臣のいずれか)

認定・指導監督

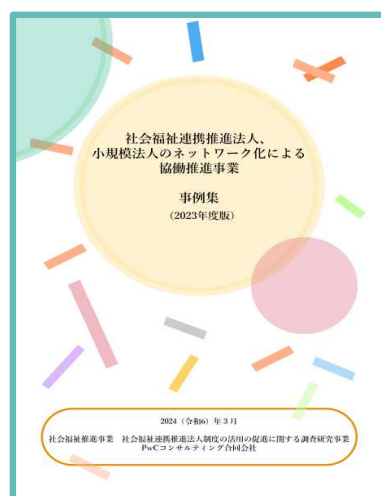
# 社会福祉連携推進法人等の先行事例集・認定申請マニュアルについて

- ✓ 社会福祉連携推進法人や法人間連携プラットフォームを検討している法人等に向けて、令和5年度に、取組の参考となる事例集と社会福祉連携推進法人認定申請マニュアルを作成。
- ✓ 事務連絡において、所轄庁に対し、管内の法人への周知を依頼。

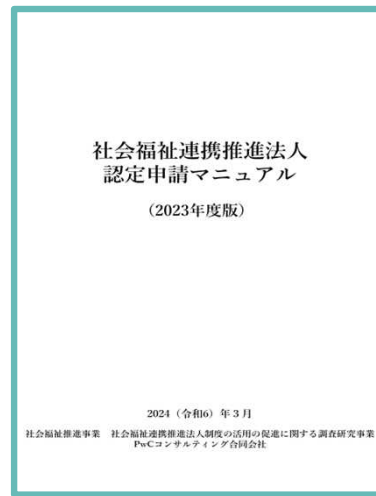
## <事業報告書>



## <事例集>



## <認定申請マニュアル>



## 事業報告書、事例集、認定申請マニュアル掲載先URL

### <掲載先URL>

<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/track-record/social-welfare2024.html>

ホーム> [インサイト](#) > [事例紹介](#)  
> [令和5年度社会福祉推進事業の実施について](#)



※上記は、本調査研究を実施した PwC コンサルティング合同会社の HP へのリンクです。リンク先には、PwC コンサルティング合同会社が実施した令和5年度社会福祉推進事業が掲載されており、本調査研究の事例集・マニュアルについては、上から3つめの事業に掲載されています。

## ▼ 事例集掲載事例の例 ▼

### リガーレ

- 市内での3法人によるグループ活動が連携の端緒である。その後、活動の中で理事長や職員が議論を重ねることで、理念を共有し、信頼関係を構築することで、連携推進法人設立の機運が加速した。
- 人材確保等業務において統一研修（経験別・階層別研修等）とスーパーバイザーの巡回による社員法人の人材の育成などを実施している。

### 日の出医療福祉グループ

- 理念を同じくする法人が集まり、より強固に連携して事業展開することが重要であるとし、連携推進法人制度以前より、一般社団法人を設立し活動を続けてきた。
- 経営支援業務において業務のICT化を推進するとともに物資等供給業務においてIT機器の一括購入する、人材確保等業務において特定技能者（介護）の養成・受入を支援している。

### あたらしい保育イニシアチブ

- 保育業界をよくしたいというビジョンに賛同する団体が幅広く集結し設立した。
- 管理コストをできるだけ削減し、保育そのものに労力をかけられるようにするため、ICT等の導入は必須事項であると考えている。物資等供給業務において、規模が小さい事業者が電子決済システムの活用できるようにするため複数の法人横断での活用を検討している。

施策名:社会福祉法人の連携・協働支援事業

① 施策の目的

社会福祉法人の地域の福祉ニーズへの対応力の強化や、経営基盤の強化のため、社会福祉連携推進法人の設立や法人間連携を促進する必要がある。本事業では、法人間連携のきっかけづくりに資する取組を支援するとともに、社会福祉連携推進法人の設立支援を強化することにより、社会福祉法人の連携・協働を一層促進する。

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

(1) 区域内の福祉課題解決を目的とした関係者会議の開催(1カ所あたり1,000千円)

地方公共団体が主体となり、区域内の福祉課題解決を目的として社会福祉法人等が参加する関係者会議を開催する経費を補助する。

(2) 社会福祉連携推進法人の設立支援の強化

① 社会福祉連携推進法人の立ち上げに向けた支援(1回限り、上限1,500千円)

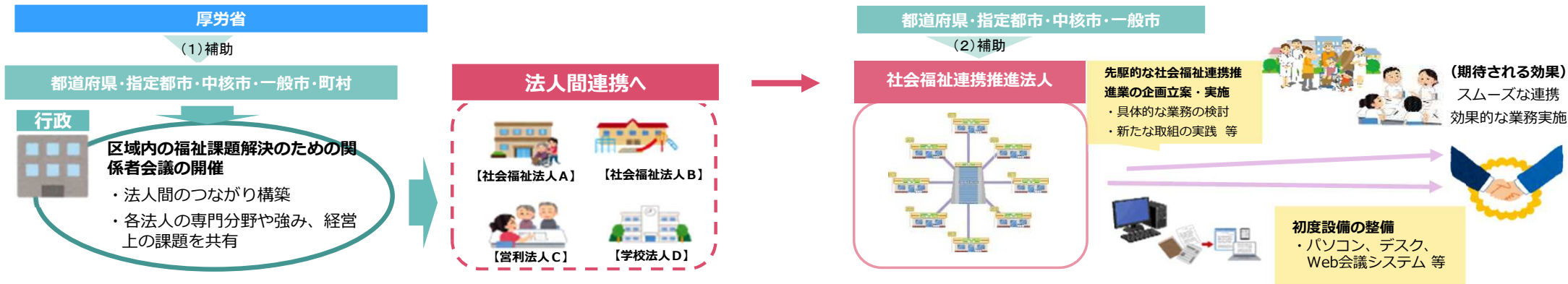
円滑に法人の設立を行うための設立準備会や合同研修会を行う。

② 先駆的な社会福祉連携推進業務の企画立案・実施(1回限り、上限1,000千円)

社会福祉連携推進法人に期待される取組であって、先駆的な取組と経営効率化の取組を行う場合に補助する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

○ 補助スキーム:国→都道府県・指定都市・中核市・一般市・町村(定額補助)



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

社会福祉法人の連携・協働を一層促進することにより、地域の福祉ニーズへの対応力を強化し、誰も取り残さない社会の実現に取り組む。

# 小規模法人のネットワーク化による協働推進事業

令和7年度当初予算案 3.5億円 (3.5億円(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の内数))

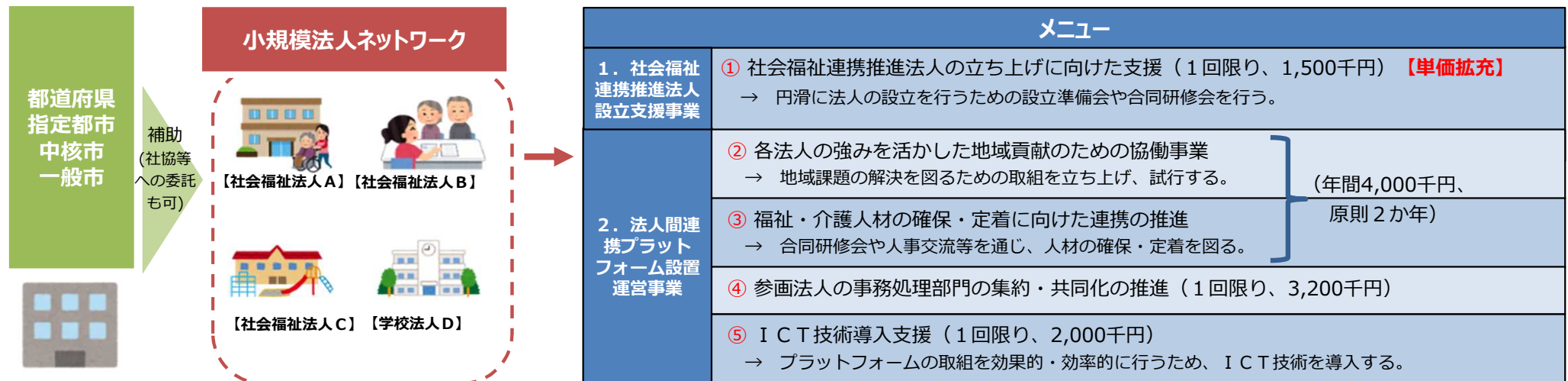
## 1 事業の目的

- 小規模な社会福祉法人においても「地域における公益的な取組」を行う責務を果たすため、複数の社会福祉法人等が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人のそれぞれの強みを活かした地域貢献のための協働事業を試行するとともに、協働事業に十分な人員体制を確保するため、合同研修や人事交流等の、福祉・介護人材の確保・定着に向けた取組を推進する。
- また、希望するネットワークは、参画法人の事務処理部門の集約・共同化やICT技術の導入を行うことにより、参画法人の事務の効率化を図るとともに、より強固な連携・協働を行うことが可能となる「社会福祉連携推進法人」に移行することを見据えた基盤作り(※)も可能。

(※) 令和4年度に創設した事業メニュー「社会福祉連携推進法人設立支援事業」の単価を拡充し、法人の連携・協働化の支援を推進する。

## 2 事業の概要・スキーム

- 社会福祉法人の地域の福祉ニーズへの対応力の強化や、経営基盤の強化のため、社会福祉連携推進法人の設立を推進するとともに、その設立に至らない小規模法人についても、引き続き連携による機能強化や基盤作りが重要であるため、これを推進する。
- 実施主体：都道府県・指定都市・中核市・一般市(特別区含む)
- 補助率：定額補助



# 社会福祉法人制度改革（平成28年改正社会福祉法）の主な内容

○ 公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底する。

## 1. 経営組織のガバナンスの強化

- 理事・理事長に対する牽制機能の発揮
- 財務会計に係るチェック体制の整備

- 議決機関としての評議員会を必置 ※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議  
(注)小規模法人について評議員定数に係る経過措置を設ける。
- 役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備
- 親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備
- 一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等

## 2. 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表の公表等について法律上明記

- 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大
- 財務諸表、現況報告書(役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。)、役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等

## 3. 財務規律の強化

- ① 適正かつ公正な支出管理の確保
- ② いわゆる内部留保の明確化
- ③ 社会福祉事業等への計画的な再投資

- ① 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止 等
- ② 純資産から事業継続に必要な財産(※)の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額(「社会福祉充実残額」)を明確化  
※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に必要な資金 ③必要な運転資金 ④基本金、国庫補助等特別積立金
- ③ 再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ(①社会福祉事業、②地域公益事業、③その他公益事業の順に検討) 等

## 4. 地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応を求める

- 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金を福祉サービスを提供することを責務として規定  
※利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等

## 5. 行政の関与の在り方

- 所轄庁による指導監督の機能強化
- 国・都道府県・市の連携を推進

- 都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ
- 経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み(勧告等)に関する規定を整備
- 都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備 等



## 1 2 社会福祉施設等の防災・減災対策等について

### (1) 現状・課題

＜災害福祉支援ネットワーク及び災害派遣福祉チーム（DWAT）について＞

- 災害福祉支援ネットワーク及びDWATは全都道府県で構築・設置済みであり、能登半島地震では全都道府県からDWATが被災地へ派遣された。

＜社会福祉施設等の被災状況の把握について＞

- 近年、大規模災害が発生する中で、被災の有無に関わらず社会福祉施設等の状況を迅速に把握し、適切な支援につなげることが重要である。このため、令和3年度から災害時情報共有システムを活用し、災害時の事業所等の被災情報の収集等を行っている。

### (2) 令和7年度の取組

＜災害福祉支援ネットワーク及び災害派遣福祉チーム（DWAT）について＞

- 令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループにおいて、在宅避難者や車中泊避難者、また被災施設への支援強化のため、在宅避難者等に対する相談・アウトリーチ対応等について、DWATの活動範囲の拡大により対応する必要があるとされており、内閣府を中心に政府において災害救助法で想定される救助活動に「福祉」の観点を盛り込むことが検討されていることと併せて、ガイドラインの見直しを含め対応を検討するとともに、初動から対応できる自力執行能力のあるチームの育成等をする。

＜社会福祉施設等の被災状況の把握について＞

- 災害時情報共有システムについては、すべての社会福祉施設及び事業所が訓練に参加し、災害時に被災情報の収集と適切な支援を迅速に行うことができるよう計画的に訓練を実施する。

### (3) 依頼・連絡事項

＜災害福祉支援ネットワーク及び災害派遣福祉チーム（DWAT）について＞

- 令和7年度予算案においては、災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業により、災害福祉支援コーディネーターの配置や、迅速な初動対応を行うために必要な支援等に必要となる予算を計上したので、活用をお願いする。

＜社会福祉施設等の被災状況の把握について＞

- 令和7年度においても災害時情報共有システムの活用に係る訓練を実施する予定であるが、「災害時情報共有システムの5か年訓練計画の見直しについて」によりお示ししたとおり、訓練を一部前倒して令和7年度までに全市区町村での訓練を完了する予定であるため、協力をお願いする。
- また、当該訓練の具体的な日程については、今年度末までにお知らせする予定である。

# 災害派遣福祉チーム(DWAT)について

- 災害派遣福祉チーム(DWAT)は、
  - ① 都道府県単位で、平時の段階から、施設関係団体や介護福祉士等の職能団体、社会福祉協議会等からなるネットワークを組織し、
  - ② ネットワークに参加する団体や施設等から、介護福祉士や社会福祉士、ケアマネジャー等の職員を派遣し合うことにより、編成され、
  - ③ 避難所において、食事やトイレ介助、避難生活中の困り事に関する相談支援、段差の解消や授乳スペースの確保等避難所内の環境整備等福祉的な視点からの支援を行い、要配慮者の要介護状態の重度化、生活不活発病などの二次被害を防止するとともに、安定的な日常生活への移行を支援
- 能登半島地震で開設された避難所においては、DWATによる福祉的支援を合わせて、避難所を拠点として周辺にお住まいの在宅避難者の方々に対しても生活の困りごとなどの相談支援等を実施
  - ※呼称については、元々自治体主導の取組であることから、DWATやDCATなど自治体によって様々
- 同チームの活動は、東日本大震災を契機に、岩手県や京都府において独自の取組が始まり、近年、各都道府県へ広がりを見せてきている（実際に初めて同チームの活動が行われたのは平成28年の熊本地震の際）

【DWATが活動した災害】※下線の府県は、災害が発生した県に応援派遣を実施

平成28年4月熊本地震・・・熊本県、岩手県、京都府

平成28年10月岩手水害・・・岩手県

平成30年7月豪雨災害・・・岡山県、青森県、岩手県、群馬県、静岡県、京都府、愛媛県

令和元年台風19号・・・宮城県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、長野県

令和2年7月豪雨災害・・・熊本県

令和3年7月豪雨災害・・・静岡県

令和5年梅雨前線大雨・・・大分県

令和6年能登半島地震・・・47都道府県

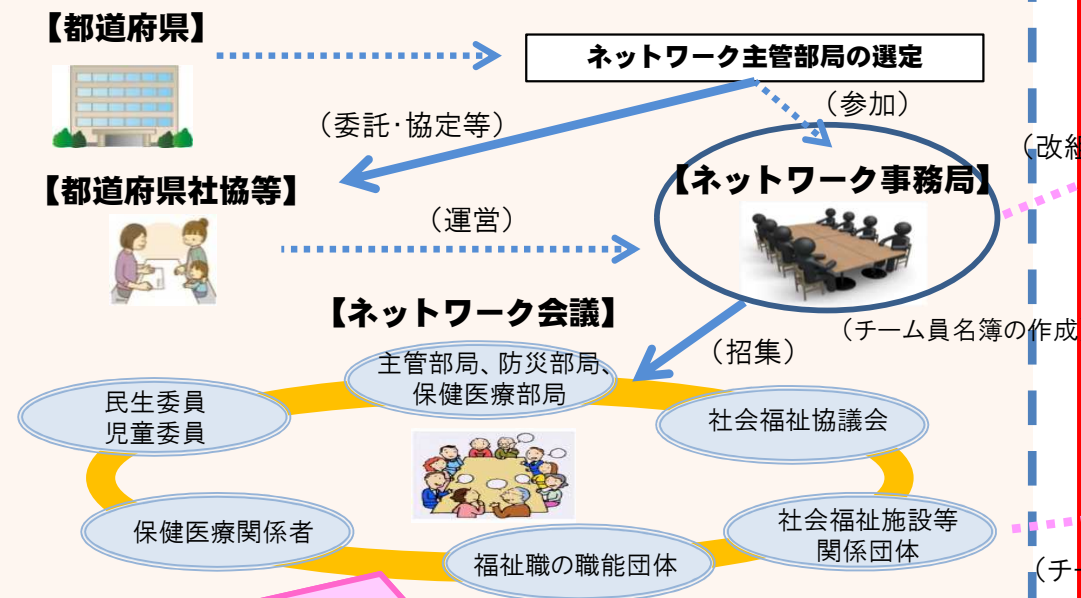
- 都道府県間の広域的なDWATの派遣については、災害福祉支援ネットワーク中央センターが調整。
- 厚生労働省のこれまでの取組
  - ・ 平成24年度～ 災害福祉支援の体制整備に向けた都道府県への補助
  - ・ 平成30年5月 災害派遣福祉チームの編成に当たって、各都道府県が取り組むべき事項についてガイドラインを策定、通知
  - ・ 令和元年度～ 災害派遣福祉チームリーダー養成研修（委託先：民間団体）
  - ・ 令和5年3月 平成30年5月のガイドライン通知を一部改正
  - ・ 令和6年1月 令和6年能登半島地震において、初めて全国規模での本格活動

# 「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」の概要

(平成30年5月31日付け社援発0531第1号厚生労働省社会・援護局長通知)

- 近年の災害においては、高齢者や障害者、子ども等の地域の災害時要配慮者が、避難所等において、長期間の避難生活を余儀なくされ、必要な支援が行われない結果、生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害が生じている場合もあり、これら災害時要配慮者の避難生活中における福祉ニーズへの対応が喫緊の課題
- このような状況を踏まえ、災害時において、災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難生活中における生活機能の低下等の防止を図るため、各都道府県において、避難所で災害時要配慮者に対する福祉支援を行う「災害派遣福祉チーム」を組成するとともに、避難所へこれを派遣すること等により、必要な支援体制を確保することを目的として、官民協働による「災害福祉支援ネットワーク」の構築に向けた取組を推進するためのガイドラインを策定

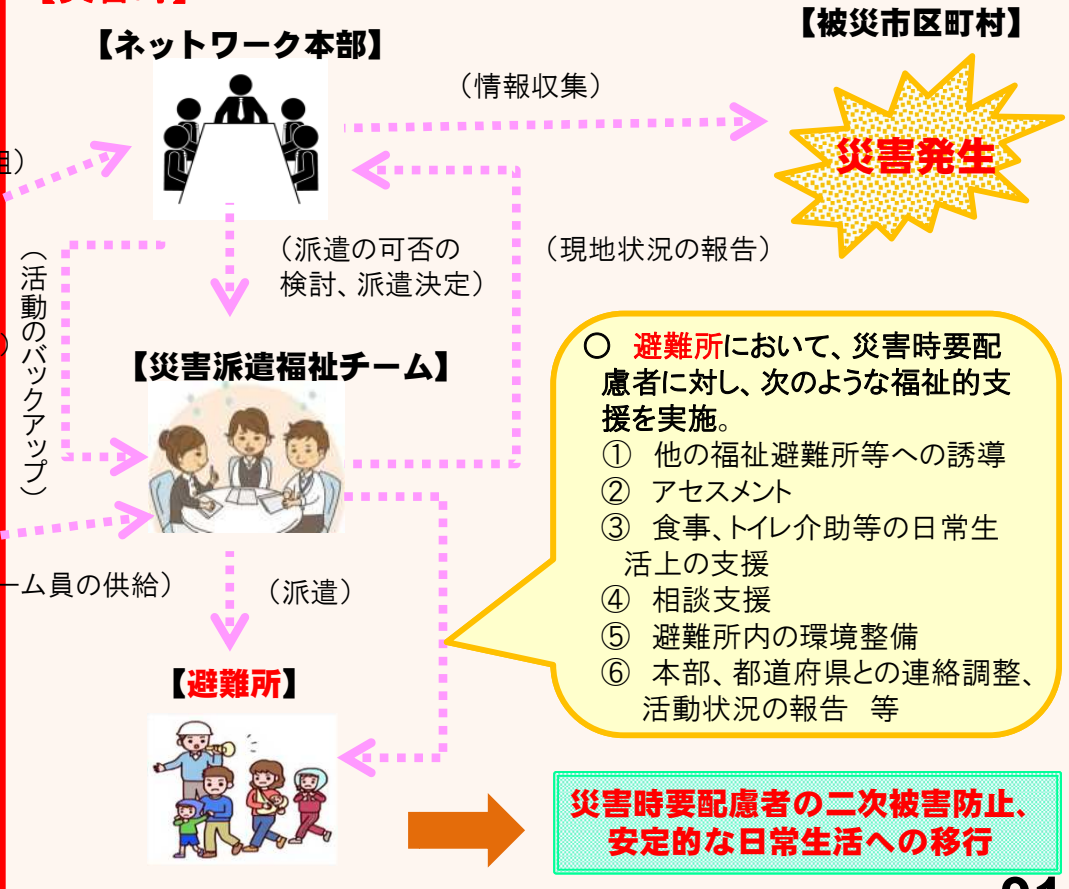
## 【平時】



○ ネットワーク会議を活用し、災害時における活動内容等をあらかじめ整理。

- |                     |                 |
|---------------------|-----------------|
| ① チーム組成の方法、活動内容     | ⑤ 費用負担          |
| ② チームの派遣決定及び情報収集の方法 | ⑥ 保健医療関係者との連携   |
| ③ 災害時における関係者の役割分担   | ⑦ チーム員に対する研修・訓練 |
| ④ 災害時における本部体制の構築    | ⑧ 住民に対する広報・啓発 等 |

## 【災害時】



○ 避難所において、災害時要配慮者に対し、次のような福祉的支援を実施。

- ① 他の福祉避難所等への誘導
- ② アセスメント
- ③ 食事、トイレ介助等の日常生活上の支援
- ④ 相談支援
- ⑤ 避難所内の環境整備
- ⑥ 本部、都道府県との連絡調整、活動状況の報告 等

**災害時要配慮者の二次被害防止、安定的な日常生活への移行**

※ 上記は、あくまで標準的な在り方であり、都道府県の実情を踏まえつつ、ネットワークで検討の上、必要な変更を加えていくことが期待される。

# 令和6年能登半島地震におけるDWATの活動

## DWAT概要

- 災害派遣福祉チーム（略称はDWATまたはDCAT。以下「DWAT」）は、
  - ① 都道府県単位で、平時の段階から、施設関係団体や介護福祉士等の職能団体、社会福祉協議会等からなるネットワークを組織
  - ② 当該ネットワークに参加する団体や施設等から、介護福祉士や社会福祉士、ケアマネジャー等の職員を派遣し合うことにより、編成
  - ③ 避難所において、食事やトイレ介助、避難生活中的困り事に関する相談支援、段差の解消や授乳スペースの確保等避難所内の環境整備等福祉的な視点からの支援を行い、要配慮者の要介護状態の重度化、災害関連死などの二次被害を防止するとともに、安定的な日常生活への移行を支援
- DWATの広域派遣調整については「災害福祉支援NW中央センター事業」として全国社会福祉協議会が国の委託事業として実施

## DWAT活動

- 1月5日に各都道府県に対し、石川県へのDWAT派遣についての協力を依頼
- 1月6日に災害福祉支援ネットワーク中央センター職員と群馬県からDWAT先遣隊を石川県へ派遣
- 1月12日に被災地の状況の変化を踏まえ、各都道府県に対し、石川県へのDWAT派遣についての協力を改めて依頼
- 3月24日に珠洲地域、3月29日に七尾地域、志賀地域及び輪島地域での避難所等での支援活動については、地元市町へ引継ぎを行い終了。必要に応じて1.5次避難所で活動しているDWATを派遣するオンコール体制へ移行
- 6月30日に活動終了。DWAT延べ1,600名派遣(1.5次避難所約650名、七尾市・志賀町・輪島市・穴水町・能登町・珠洲市約900名)

令和6年1月12日(金沢市内1.5次避難所)  
【避難所内に設置した「なんでも福祉相談コーナー」】



## 過去の災害における活動内容

令和2年7月豪雨(熊本県球磨地域)  
【避難所内に設置した「さしより相談処」】



令和3年7月豪雨(静岡県熱海市)  
【DMAT・DHEATとの連携】



## 今般の災害における取組事例・課題、これらを踏まえた今後の災害対応の基本方針（主な「実施すべき取組」）

### 3.被災者支援

○ 増大する災害時の医療・福祉ニーズに対応するため、専門家の派遣による医療・福祉的対応の充実、被災者のニーズに応じた伴走型支援の実施（災害ケースマネジメント）等の施策について検討すべき。

#### ○ 災害関係法制における「福祉」の位置付けについて検討

初動対応を行うチームの確保や、在宅避難者を含む被災者支援の在り方など、福祉的支援の強化に向け検討すべき。また、災害救助法上の救助の種類など、災害関係法制における「福祉」の位置付けについて検討すべき。



DWATIによる「なんでも福祉相談コーナー」

在宅避難者等に対する相談・アウトリーチ対応や被災しサービス機能が失われた介護施設等における被災者へのケアについて、DWATの活動範囲の拡大により対応すべき。

DWAT活動についての各都道府県等のコーディネート機能の強化や、初動対応を専門とするチームの育成、装備面の充実等、DWAT活動に関する制度見直しに向けた検討を進めるべき。

○ 被災地の活動に必要な医療チームの確保や医療器材等の整備を行うとともに、医療コンテナ等を活用した医療提供体制の整備を推進

#### ○ 2次避難者に係る宿泊施設とのマッチングにおけるルール等のマニュアルの整備

2次避難を行うべき場合やその対象者の整理、ホテル・旅館等の確保、被災者の移送手段の確保、2次避難についての被災者の意向の把握、被災者の希望を踏まえた、ホテル・旅館等のマッチング、2次避難先での継続的な支援等について仕組みを検討し、2次避難所運営マニュアル等を整備すべき。

#### ○ 広域避難者や自主避難所の避難者を含め、避難者の情報把握の在り方について検討

広域避難者や自主避難所の避難者を含め、避難者の情報把握の在り方について制度改正も含めて検討するとともに、広域避難者等のデータベースについて普及のための取組を進めるべき。

○ 男女共同参画の視点を取り入れた避難所の生活環境の改善

○ 避難所等で被災者支援を行うNPO等への災害救助費等を活用した業務委託に係る手順や具体例の周知

### 6.多様な主体の連携等による支援体制の強化

○ 応援職員等、インフラ復旧工事従事者、ボランティア等の宿泊場所や活動拠点の確保の在り方について、官民を通じたトレーラーハウス、ムービングハウス等の活用、国の庁舎等の拠点機能の確保を含め検討

○ 都道府県域における官民連携を促進させるため、災害中間支援組織の設置・機能強化の加速化

○ 自治体と民間団体との協定締結の推進及び協定の検証・見直しによる実効性の確保

### 7.特徴的な災害を踏まえた対応

○ ヘリ搭載カメラ、定点カメラなど様々な手段を用いた情報収集、民間ドローンの積極活用

#### ○ 新総合防災情報システム（SOBO-WEB）による現場情報等のリアルタイム共有体制の構築

SOBO-WEBを活用して各種被害情報等を位置情報と結び付けるとともに、同システムを中核として、関係機関のシステムと連携を図り、被害情報、避難所、通行可能な道路等の現場の情報を自動的に連携し、リアルタイムで共有される「防災デジタルプラットフォーム」を可及的速やかに構築すべき。

### 8.引き続き検討及び取り組むべき事項

○ 想定される大規模災害にあらゆる主体が総力戦で臨むための、体制や連携の在り方の検討  
○ 互助を促すための国民等の意識啓発と共助を促すための連携の在り方の検討

### 4.物資調達・輸送

○ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料・飲料水・簡易トイレ等の備蓄といった各個人が実施すべき対策の啓発

#### ○ 市町村による避難生活に必要な物資等の十分な備蓄、備蓄状況の国の調査・公表

自治体において、トイレ、食料、パーティション、段ボールベッド等の避難生活において必要な物資の備蓄を進めるとともに、国においても、その備蓄状況を調査し、公表すべき。

○ 市町村の備蓄状況を踏まえた都道府県による広域的な備蓄の確保

#### ○ 調達・運搬に時間を要するプッシュ型支援物資の各地域への分散備蓄

パーティションや段ボールベッド等について、国においても一定量備蓄しているが、温かい食事を提供するための資機材や入浴のための資機材を含め、より迅速な被災者支援のため、調達・運搬に時間を要するこれらの物資については、各地域への分散備蓄を実施すべき。



パーティション・段ボールベッド

○ プッシュ型支援で調達する食品の品目のバリエーションの充実

○ 民間の輸送・物流事業者が有する専門的ノウハウを活かすための、自治体と民間事業者間の事前連携

#### ○ 物資調達・輸送調整等支援システムの改善と訓練等を通じた運用の円滑化

### 5.住まいの確保・まちづくり

○ 迅速な被害認定調査のためのリモート判定、日本損害保険協会等との連携等

○ 恒久的な活用を含めた仮設住宅の多様な供給手法について整理

○ 公費解体や災害廃棄物処理の円滑化・迅速化のためのマニュアル等の見直し

○ 復興事前準備や事前防災・復興まちづくりの推進



リモート判定の様子

#### ○ 分散型システムの活用も含め、災害に強く持続可能な将来にふさわしい上下水道の復旧・整備

上下水道の復旧・整備に当たっては、復興まちづくり、将来の人口動態など様々な観点から総合的に判断して、被災時の機能確保方法等も検討しつつ、必要に応じて運搬送水や浄化槽等の分散型システムの活用も含め、災害に強く持続可能な将来にふさわしい整備を行うべき。

○ 地域を支える中小・小規模事業者や農林漁業者の早期のなりわい再建や伝統産業・文化を継続するための支援

#### ○ NPOや民間企業等が災害対応に積極的に参加できる環境の整備

##### （民間の活動団体の登録制度の検討等）

NPO、企業等の民間主体が災害対策に積極的に参画できる環境を整備するため、平時からの連携体制を構築し、災害時支援手順の体系化や民間の活動団体の登録制度を検討するとともに、活動支援を行うべき。

#### ○ 初動対応における空路や海路での輸送に備えた車両や資機材の小型化や軽量化

陸路進出が困難な場合でも迅速に進出できるよう、空路や海路での輸送に備え、車両や資機材の小型化や軽量化等に関する技術的検討を進めて整備することで、部隊の機動性を高めるとともに、現地派遣人員等の編成の検討を行うべき。



小型・軽量化された消防車の輸送

○ 地震被災地で発生する水害に備えられたリスク情報のきめ細かな周知、複合災害が発生した場合の柔軟な被災地支援

○ 令和6年能登半島地震を踏まえた有効な新技術及び方策の活用

関係府省庁による実装の検討、カタログ化による自治体の活用促進、国や民間の技術開発等を推進すべき。

# (参考) 社会・援護局の組織見直し(案)

【令和6年度】

⇒

【令和7年度(案)】

## 総務課

- ・局内調整、日本赤十字社、地域生活定着支援センター

### 自殺対策推進室

#### 女性支援室

## 保護課

### 保護事業室

### 自立推進・指導監査室

## 地域福祉課

- ・民生委員・児童委員、ボランティア、社会福祉協議会
- ・ひきこもり
- ・地域福祉計画、寄り添い、地方改善その他地域福祉

### 地域共生社会推進室

### 生活困窮者自立支援室

### 成年後見制度利用推進室

#### 消費生活協働組合業務室

## 福祉基盤課

- ・社会福祉法人制度、経営指導、(独)福祉医療機構、退職手当共済
- ・災害福祉、福祉サービス評価
- ・その他社会福祉施設の施設運営の調整

### 福祉人材確保対策室

## 総務課

- ・局内調整、日本赤十字社、地域生活定着支援センター

### 自殺対策推進室

## 保護課

### 保護事業室

### 自立推進・指導監査室

## 地域福祉課

- ・民生委員・児童委員、ボランティア、社会福祉協議会
- ・ひきこもり
- ・地域福祉計画、寄り添い、地域改善その他地域福祉

### 地域共生社会推進室

### 生活困窮者自立支援室

### 成年後見制度利用推進室

#### 女性支援室

## 福祉基盤課

- ・社福法人制度、経営指導、(独)福祉医療機構、退職手当共済
- ・災害福祉、福祉サービス評価
- ・その他社会福祉施設の施設運営の調整

### 福祉人材確保対策室

#### 消費生活協働組合業務室

# 社会・援護局（社会） 施策照会先一覧

施策事項		所管課室	担当係	担当者	内線
1	生活困窮者自立支援制度・生活保護制度の見直し等について	生活困窮者自立支援室	法令係	溝江	2859
		保護課	企画法令係	藤元	2827
2	地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制及び民生委員・児童委員の選任要件について	地域共生社会推進室	支援調整係	石松	2289
		成年後見制度利用促進室	—	高橋	2226
3	生活保護制度について	保護課	総務係	長谷川	2824
4	生活困窮者自立支援制度の推進等について	生活困窮者自立支援室	法令係	山本	2859
5	自殺対策の推進について	自殺対策推進室	企画調整係	宮本	2837
6	困難な問題を抱える女性への支援等の推進について	女性支援室	女性支援係	森戸	4584
			調整係	時松	4586
7	矯正施設退所者等の地域生活定着支援について	総務課	—	中野	2817
8	ひきこもり支援について	地域福祉課	地域福祉係	村田	2853
9	成年後見制度の利用促進について	成年後見制度利用促進室	—	高橋	2289
10	福祉・介護人材確保対策について	福祉人材確保対策室	マンパワー企画係	佐藤	2849
11	社会福祉法人制度等について	福祉基盤課	法人経営指導係	大野	2871
12	社会福祉施設等の防災・減災対策等について	福祉基盤課	施設係	菊池	2864